

文部科学省国立研究開発法人審議会令
(平成二十七年四月十日政令第九十三号)

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 文部科学省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する研究開発をいう。以下この条において同じ。）に関して高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあっては、当該特別の事項に係る研究開発に関して高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあっては、当該専門の事項に係る研究開発に関して高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、委員（外国人である委員を除く。）のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（部会）

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第六条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分之一を超えないこと。
- 二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第八条 審議会の庶務は、文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課において処理する。

（審議会の運営）

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則

平成二十七年 五月十五日 決定
平成三十一年 二月 七日 改正
文部科学省国立研究開発法人審議会

文部科学省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十三号）第九条の規定に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 文部科学省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、文部科学省国立研究開発法人審議会令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

（書面による議決）

第三条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、会長が次の会議において報告しなければならない。

（議決権の特例）

第四条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、審議の対象となる国立研究開発法人の役職員（委託研究等により当該国立研究開発法人と密接な関係を有する場合を含み、競争的資金により雇用されている場合を除く。）は、当該国立研究開発法人に係る評価に関する意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

2 審議会が別に定めるところにより、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、審議の対象となる国立研究開発法人に利害関係を有する者は、当該国立研究開発法人の評価に係る意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

(部会)

第五条 部会の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。

- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 3 委員は、必要に応じ、分属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 令第五条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 5 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(委員会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は会長が指名する。
- 3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。
- 4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- 5 委員会の会議は、主査が招集する。
- 6 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 主査は、委員会における調査の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、会長の決定その他の人事に係る案件、国立研究開発法人の業務の実績に関する評価に係る案件その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして審議会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、審議会の決定の日（平成二十七年五月十五日）から施行する。

附 則

この規則は、審議会の決定の日（平成三十一年二月七日）から施行する。

文部科学省国立研究開発法人審議会 海洋研究開発機構部会運営規則

文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則（平成二十七年五月十五日）第五条第六項の規定に基づき、海洋研究開発機構部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 海洋研究開発機構部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、文部科学省国立研究開発法人審議会令及び文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（部会の招集）

第二条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

（書面による議決）

第三条 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。

（議決権の特例）

第四条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の役職員（委託研究等により機構と密接な関係を有する場合を含み、競争的資金により雇用されている場合を除く。）は、機構に係る評価に関する意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

2 部会が別に定めるところにより、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、機構に利害関係を有する者は、機構の評価に係る意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

(会議の公開)

第五条 部会の会議は、公開して行う。ただし、部会長の決定その他の人事に係る案件、機構の業務の実績に関する評価に係る案件その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして部会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手續その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、部会の決定の日（平成二十七年六月五日）から施行する。

議決権の特例等について

平成 27 年 6 月 5 日
文部科学省国立研究開発法人審議会
海洋研究開発機構部会

文部科学省の国立研究開発法人審議会 海洋研究開発機構部会における議決権の特例等について、次のように定める。

(議決権の特例)

第一条 海洋研究開発機構部会運営規則（以下「運営規則」という。）第四条第二項に規定する海洋研究開発機構（以下「機構」という。）に利害関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 機構の法人経営又は事業運営に関する企画及び立案並びに評価に関する会議等に出席し、謝金を受けている者（年に数回程度行われる提案公募事業の審査又は専門的な助言に係る謝金を受けている者を除く。）
- 二 機構が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者
- 三 所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して機構から金銭提供がある者
- 四 自ら研究申請者となって機構から研究費の配分を受けている者（研究分担者として研究費の配分を受けている者を除く。）

(議決権を有しない者の人数)

第二条 文部科学省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十三号）第六条第一項の場合における委員及び議事に関係のある臨時委員の人数の計算については、議決権を有しない者を除くものとする。

- 2 文部科学省国立研究開発法人審議会令第六条第二項の場合における委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの人数の計算については、議決権を有しない者を除くものとする。

文部科学省の国立研究開発法人審議会
海洋研究開発機構部会の公開に関する規則

文部科学省国立研究開発法人審議会 海洋研究開発機構部会運営規則第五条第二項の規定に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会海洋研究開発機構部会の公開に関する規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 文部科学省国立研究開発法人審議会海洋研究開発機構部会（以下「部会」という。）の公開の手續その他の部会の公開に関し必要な事項は、文部科学省国立研究開発法人審議会海洋研究開発機構部会運営規則（以下「運営規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の傍聴)

第二条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省研究開発局海洋地球課の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、部会が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議資料の公表)

第三条 部会長は、部会において配付した資料を公表しなければならない。ただし、運営規則第五条第一項の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、部会長が部会に諮って当該資料を非公表とすることができる。

(議事録の公表)

第四条 部会長は、部会の議事録を作成し、会議の公開又は非公開にかかわらずこれを公表しなければならない。ただし、部会長が必要と認めるときは、部会に諮った上で、議事録の一部又は全部を非公表とすることができる。

(議事要旨の公表)

第五条 事務局は、部会の会議の議事要旨を作成し、原則としてこれを公表するものとする。

附 則

1 この規則は、部会の決定の日（平成二十七年六月五日）から施行する。

文部科学省国立研究開発法人審議会海洋研究開発機構部会の議事運営について

令和 2 年 7 月 3 日
文部科学省国立研究開発法人審議会
海洋研究開発機構部会

文部科学省国立研究開発法人審議会令第 9 条、文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則第 5 条第 6 項及び文部科学省国立研究開発法人審議会海洋研究開発機構部会運営規則第 6 条に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会海洋研究開発機構部会の議事運営について、以下の通り定める。

1. 部会長が必要と認めるときは、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
2. Web 会議システムを利用した委員等の出席は、文部科学省国立研究開発法人審議会令第 6 条第 3 項の規定による出席者に含めるものとする。
3. Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該 Web 会議システムを利用して出席した委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。
4. Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で、情報セキュリティに十分配慮した上で行わなければならない。

なお、文部科学省国立研究開発法人審議会海洋研究開発機構部会運営規則第 5 条第 1 項の規定により会議が非公開で行われる場合は、委員等及び事務局は、委員等以外の者に Web 会議システムを利用させてはならない。

国立研究開発法人審議会令（抄）

（平成 27 年 4 月 10 日政令第 193 号）

（議事）

第六条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分之一を超えないこと。
- 二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（審議会の運営）

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則（抄）

（平成 27 年 5 月 15 日 国立研究開発法人審議会決定、平成 31 年 2 月 7 日一部改正）

（部会）

第五条

6 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

文部科学省国立研究開発法人審議会海洋研究開発機構部会運営規則（抄）

（平成 27 年 6 月 5 日 文部科学省国立研究開発法人審議会海洋研究開発機構部会決定）

（会議の公開）

第五条 部会の会議は、公開して行う。ただし、部会長の決定その他の人事に係る案件、機構の業務の実績に関する評価に係る案件その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして部会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

2 （略）

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(第20回国立研究開発法人審議会配付資料)

国立研究開発法人審議会について

令和3年4月27日

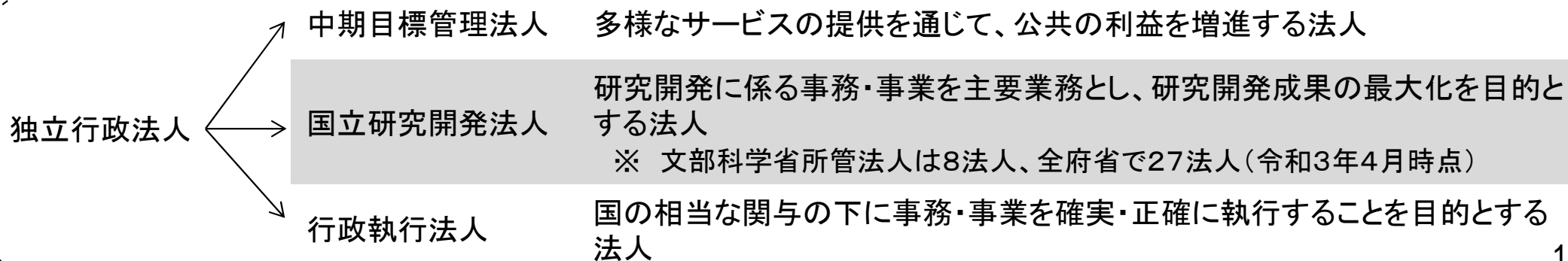
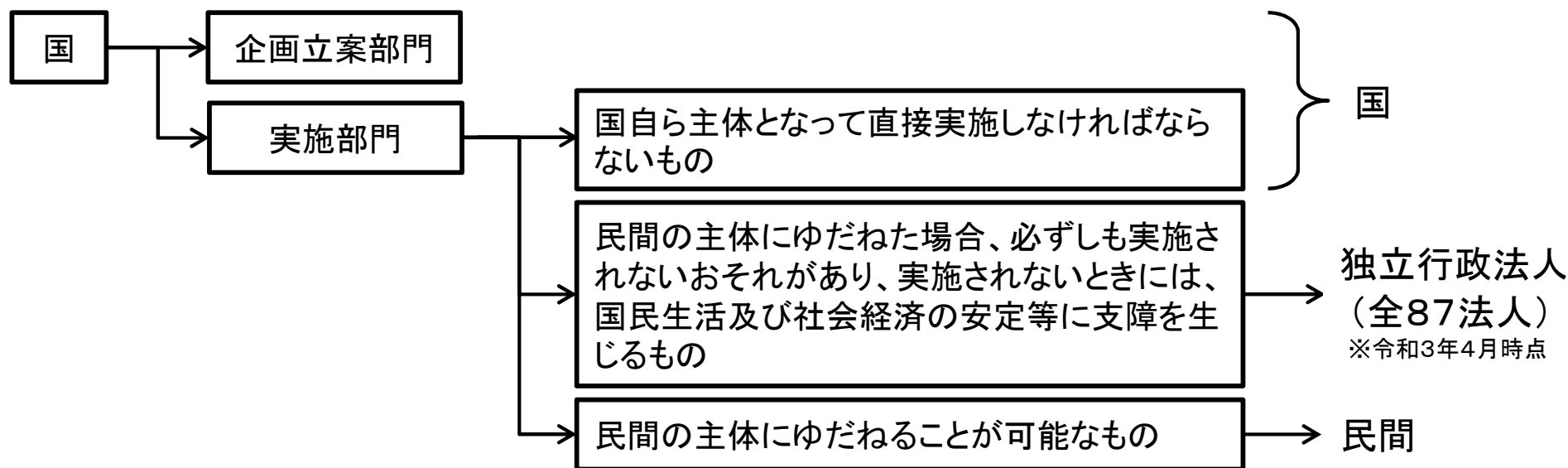
文部科学省

科学技術・学術政策局企画評価課

評価・研究開発法人支援室

国立研究開発法人制度について

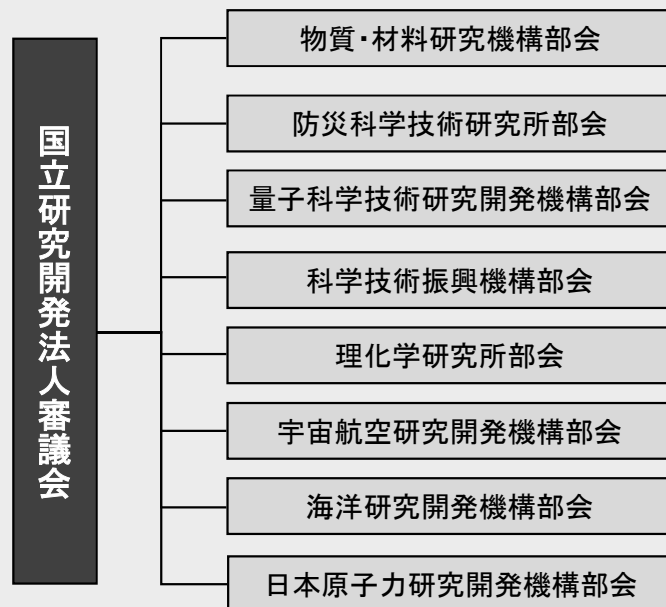
- 独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 平成27年4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、他の独法とは異なる取扱いの必要性が認識され、研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることとなった。
- 国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられる。



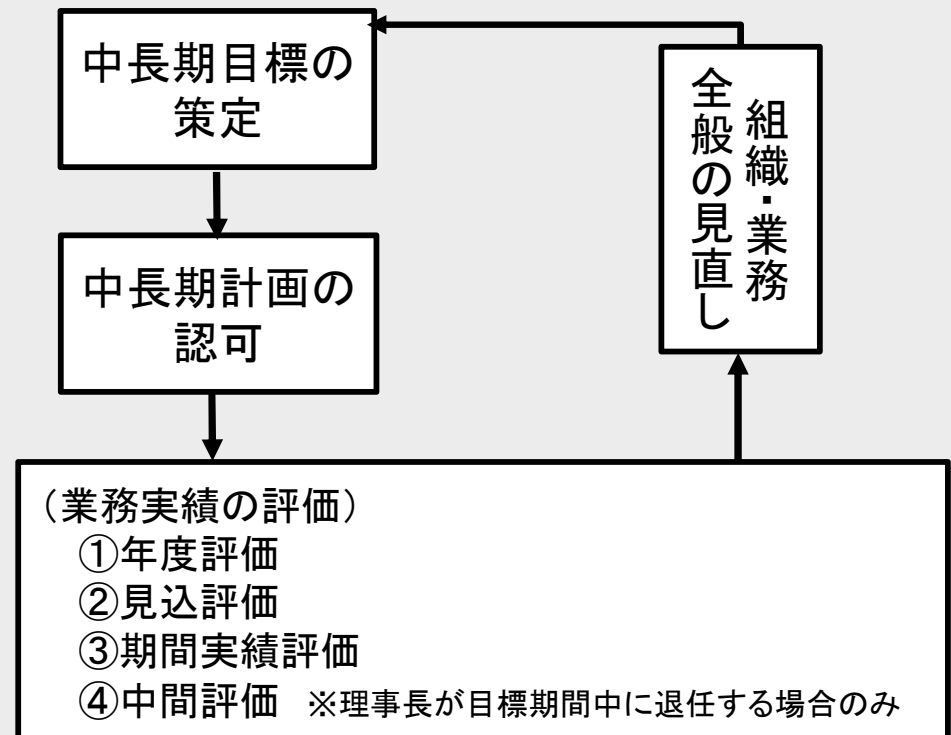
国立研究開発法人審議会について

- 改正独法通則法（平成27年4月施行）に基づき、文部科学省に国立研究開発法人審議会を設置。
- 国立研究開発法人審議会の下に、文部科学省が所管する8つの国立研究開発法人に関する事項を審議する部会をそれぞれ設置。
- 国立研究開発法人審議会は、国立研究開発法人に関して、（1）中長期目標の策定等、（2）業務実績の評価、（3）組織・業務全般の見直しに当たって、科学的知見等に即して主務大臣に助言。
- 外国人委員も含め、国際水準も踏まえた審議体制を構築。

国立研究開発法人審議会の構成



目標・評価のサイクル



第4期の主な審議事項

○NIMS

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価、
第4期(平成28年度～令和4年度)見込評価
次期目標策定

○NIED

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価、
第4期(平成28年度～令和4年度)見込評価
次期目標策定

○QST

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価、
第4期(平成28年度～令和4年度)見込評価
次期目標策定

○JST

令和3年度: 令和2年度実績評価

第4期(平成29年度～令和3年度)見込評価
次期目標策定

令和4年度: 令和3年度実績評価
第4期期間実績評価

○理研

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価、
中間評価【松本理事長在任期間
(平成30年度～令和3年度)分】

○JAXA

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価

○JAMSTEC

令和3年度: 令和2年度実績評価

令和4年度: 令和3年度実績評価
中間評価【松永理事長在任期間
(令和元年度～令和3年度)分】

○JAEA

令和3年度: 令和2年度実績評価

第3期(平成29年度～令和3年度)見込評価
次期目標策定

令和4年度: 令和3年度実績評価
第3期期間実績評価

文部科学省所管国立研究開発法人の中長期目標期間表

新目標策定後、総務省評価指針(改訂版)を適用

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国立研究開発法人															
物質・材料研究機構			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
防災科学技術研究所			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
量子科学技術研究開発機構 ※原子力規制委員会と共管			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
科学技術振興機構			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
理化学研究所	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
宇宙航空研究開発機構 ※内閣府、総務省、経済産業省と共管	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
海洋研究開発機構	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
日本原子力研究開発機構 ※経済産業省、原子力規制委員会と共管	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価

見込評価、中目・中計見直し

期間実績評価

中間評価

令和3年度のスケジュール(イメージ)

	文部科学大臣	審議会	2部会 (令和3年度で中長期目標期間終了の法人:JST、JAEA)	6部会 (左記以外の法人:NIMS、NIED、QST、理研、JAXA、JAMSTEC)
令和3年 4月		審議会① 第4期立上げ		
6月末	法人からの自己評価書の提出締切			
7月			部会①～② 業務の実績評価 業務運営の改善等 ※年度評価及び見込評価	部会①～② 業務の実績評価 ※年度評価のみ
8月		審議会② 業務の実績評価 業務運営の改善等 ※年度評価及び見込評価		(注) 部会開催回数は例。
8月末	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実績評価の決定 業務運営の改善等の決定 			必要に応じて、中長期目標の変更へ対応。審議会・部会等のスケジュールは変更希望時期により変動
11～12月		審議会③ 中長期目標改定案 ※スケジュールは一例	部会③～④ 中長期目標改定案 ※スケジュールは一例	
令和4年 1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 中長期目標改定案決定 総務省委員会へ諮問・財務協議 その他省庁への諮問・協議(必要に応じて)			
2月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 中長期目標改定案の決定 ⇒ 大臣から法人に指示 			
3月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 中長期計画改定案の認可 			

(注) 業務運営の改善：独法通則法第35条の6第2項により、中長期目標期間中に法人の長の任期が終了した際は、当該目標期間の開始時から法人の長の任期が終了した事業年度まで(中間期間)の業務の実績を調査・分析し、中間期間終了時までの目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うこととされている。また、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成31年3月12日改訂)では、当該評価は、中長期目標の変更を含めた業務運営の改善等に活用するものとしてされている。

令和4年度のスケジュール(イメージ)

	文部科学大臣	審議会	7部会 (令和3年度で中長期目標期間終了の法人: JST、JAEA) (令和4年度で中長期目標期間終了の法人NIMS、NIED、QST) (令和3年度で法人の長の任期終了の法人: 理研、JAMSTEC)	1部会 (左記以外の法人: JAXA)
令和4年 4月				
6月末	法人からの自己評価書の提出締切			
7月		※JST・JAEA: 年度評価及び期間実績評価 NIMS・NIED・QST: 年度評価及び見込評価 理研・JAMSTEC: 年度評価及び中間評価	部会①～② 業務の実績評価 業務運営の改善等	部会①～② 業務の実績評価 ※年度評価のみ
8月		審議会① 業務の実績評価 業務運営の改善等 ※年度評価、見込評価、期間 実績評価及び中間評価	(注) 部会開催回数は例。	
8月末	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実績評価の決定 業務運営の改善等の決定 			
11～12月		審議会② 中長期目標改定案 ※スケジュールは一例	部会③～④ 中長期目標改定案 ※スケジュールは一例	必要に応じて、中長期目標の変更へ対応。審議会・部会等のスケジュールは変更希望時期により変動
令和5年				
1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 中長期目標改定案決定 			
	総務省委員会へ諮問・財務協議 その他省庁への諮問・協議(必要に応じて)			
2月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 中長期目標改定案の決定 ⇒ 大臣から法人に指示 			
3月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 中長期計画改定案の認可 			

審議の進め方のイメージ（業務の実績評価）

※業務の実績評価：年度評価、見込評価、期間実績評価及び中間評価

1. 事前送付

- 各部会委員に、法人が作成した自己評価書や補足説明資料等を送付

2. 部会

- (1) 法人から自己評価書等に基づいてヒアリング
 - (2) 法人の自己評価書等をベースにした文部科学省による評価案を審議
 - (3) 評価案について部会としての意見を取りまとめ
- ※ 各法人に共通すると考えられる課題もあれば検討

3. 審議会

- (1) 各部会から、上記の意見について説明
- (2) 審議会として、業務の実績評価への意見を決定

4. 文部科学大臣による決定

- 審議会の意見を踏まえて、各法人の業務の実績評価を決定

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・部会において決めることとなる。19

審議の進め方のイメージ (事務・業務の見直し／中長期目標／中長期計画)

※令和3年度は、JST及びJAEAが対応

※令和4年度は、NIMS、NIED及びQSTが対応

1. 法人・文部科学省による原案の作成

- 以下の原案について、法人・文科省が十分意思疎通を図って作成
 - ・ 事務・業務の見直し(案) : 文科省が作成
 - ・ 中長期目標(案) : 文科省が作成
 - ・ 中長期計画(案) : 法人が作成(文科省が認可)

2. 部会

- 上記の案について、各部会において、法人・文科省からヒアリングを行い、意見をとりまとめ

3. 審議会

- 各部会から、上記の意見について説明
- 審議会として、案に対する意見を決定

4. 文部科学大臣による決定等

- 審議会の意見を踏まえて、各法人の事務事業の見直し等を決定(中長期計画は認可)

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・部会において決めることとなる。

※ 目標を途中で変更する場合も、審議の進め方は基本的にこれと同様。

(参考)独立行政法人評価制度委員会における見直し対象法人に係る審議について
(総務省提供資料より作成)

■ ～ 8 月：主務省・法人役員等との意見交換

- ※ 昨年に引き続き、各法人の使命等について早い段階から主務省との間で共通認識を作り、それを基に目標案の議論が進められるよう工夫
- ※ 必要に応じ、法人を取り巻く環境の適切な把握のため、法人を取り巻く関係者（ステークホルダー）との意見交換を実施

■ 9 月～ 1 1 月：見込評価及び業務・組織見直しに係る審議

- ※ 各法人の見込評価及び業務・組織見直しに対して必要に応じて意見を述べるとともに、その結果及び各法人の使命等に係る認識に基づき、次期目標の策定に当たっての留意事項を取りまとめ

■ 1 2 月～ 2 月：次期中(長)期目標案の審議

- ※ 各法人の次期中(長)期目標案に対して必要に応じて意見を述べる

文部科学省所管の国立研究開発法人の評価に関する基準について

(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月30日文部科学大臣決定、平成29年4月1日一部改定))

- ・ 評定区分は、S、A、B、C、Dの5段階（Bが標準）。
- ・ 研究開発に係る事務及び事業についての評定区分は以下のとおり。

国立研究開発法人の**目的・業務、中長期目標等に照らし**、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、

S	<p>適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など ・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など ・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など ・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」など
A	<p>適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。</p> <p>(S評定には至らないが、成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献)</p>
B (標準)	<p>「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。</p>
C	<p>「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。</p>
D	<p>「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。</p>

文部科学省所管の国立研究開発法人の評価の例(物質・材料研究機構)

平成27年度における業務の実績に関する評価
 年度評価 項目別評価調書 主務大臣による評価 (抜粋)

S

1. 1. 1. 1 1) 先端的共通技術領域
 物質・材料研究を進める上で共通的に必要となる計測技術等の分野において、世界初・世界最高水準の**特に顕著な成果**が数多く得られており、国内外の物質・材料研究における課題解決や科学技術イノベーションの創出に資する世界最高水準の先端的共通技術基盤を確立している。これまでに得られた成果や開発された機器の活用の在り方や新規技術展開の可能性の明確化、その発信・投稿によって、更なる成果の最大化に向けた取組を期待する。

【主な研究成果】

(1) 先端材料計測技術の開発と応用において、①当機構が発見した高温超伝導体を用いた固体NMRシステムにおいて世界最高磁場(1,030MHz)を達成するとともに、本分野の開発で最も高い世界シェアを有する企業と競合している国内企業と計測技術センターを設立、②約40年に渡って高性能が想定され、電子顕微鏡などの電子源として実現が期待されていたLaB6単結晶ナノワイヤの製法を確立したことにより、従来から飛躍的(100倍以上)の輝度を安定して実現

(2) 新物質設計シミュレーション手法の研究開発において、実材料・実デバイスの複雑な構造や現象を高精度で明らかにできる計算手法(オーダーN法第一原理計算手法)で、前年度までに達成した20万原子系の構造最適化・エネルギー固有値の計算における実用課題を解決

(3) 有機分子ネットワークによる材料創製技術において、工業用濾過フィルターへの応用につながることを期待される硬質カーボン製濾過フィルターを開発し、膜厚の最小化、高い耐圧性、水の透過流速の向上(脱塩性能の大幅な向上)を実現するとともに、量産化に目途をつけた。

A

1. 1. 1. 1 2) ナノスケール材料領域
 世界トップクラスの波長分解能を有する赤外線検知素子の開発、市販品の10倍以上の閉鎖・接着効果を有する生体接着剤の実現、高感度・並列型分子センサー(MSS)に関する全国的なアライアンスの形成など、本分野を先導する**顕著な成果**を出し、その応用への可能性も示している。また、世界トップ1%論文数や論文被引用数も高い値を示している。

今後も、機構内他領域の装置の活用、若手育成、基盤技術から応用展開に向けたビジョンの明確化、重点分野へのリソース投入等を図りつつ、優れた成果が得られることを期待する。講演、海外著者を含む論文数等のデータの発信、NIMS発の論文を起点とした新たな分野の形成や他機関との連携等が期待される。

B
(標準)

1. 3. 2 研究者・技術者の養成と資質の向上
 定年制研究職員の長期海外派遣、大学への講師派遣、エンジニアの計画的採用・研修の実施、目標を上回る水準での若手研究者の受入れなど、研究者・技術者の養成と資質の向上に**着実に取り組んでいる**。

今後の取組として、技術伝承の方策や技術者による活動についての整理が期待される。

評価指針の改定に伴う評定基準の見直しについて
**(「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」
の改定について(ポイント)」(平成31年3月12日 総務省行政管理局)より抜粋)**

II. 「独立行政法人の評価に関する指針」の変更の内容

(4) 評定基準（各評語（S、A、B、C、D）への当てはめの考え方）の見直し

目標策定指針の見直しにより、困難度（従来の「難易度」）が法人の現状等の分析に基づき、より合理的に付されることとなることに伴い、より難度の高い目標が設定され、それが達成されることを推進する観点から、評定基準に困難度の視点を導入し、困難度が高い目標が達成されたときには、所期の目標を上回る成果を上げた場合の評定である「A」以上の評定となるようにした。

また、現行指針では、目標で難易度が高いとされていた項目に限り、評定の一段階引き上げを考慮するとされているところ、評価の時点で目標水準の達成の難易度が判明する場合もあることから、評価の時点で、達成が困難なものであったことが判明した項目についても評定の一段階引き上げを考慮することとする一方、目標で困難度が高いとされた項目であっても、評価の時点で達成が困難なものではなかったことが判明した場合には、評定の一段階引き上げを認めず、困難度が高くない場合と同等の評定とするよう調整することとする。

見直し後の評価基準の適用時期について

(「改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の適用について)(総務省目標策定・評価指針(平成31年3月12日)別紙)より抜粋)

2. 評価指針の適用時期

(1) 見直し後の評価基準(「S」「A」「B」「C」「D」への当てはめ基準)の適用時期

① 中期目標管理法人及び国立研究開発法人

指針の改定後、直近の新目標期間の開始時から適用する。

→ 直近での適用は、2020年度から新目標期間が始まる法人の2021年度実施の年度評価(2020年度実績に対する年度評価)から

<理由>

- ・改定後の目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で2020年度から目標期間が始まる目標であるため(現行指針による目標下では、改定案にしたがって評価すると評価が緩むおそれがある。)
- ・同一の目標期間中に、異なる基準による評価が混在することによる支障・不都合を避けるため。

(第 20 回国立研究開発法人審議会配付資料)

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）の
うち国立研究開発法人に関連する主な記述

<国立研究開発法人に関する項目>

第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(3) 大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張

(c) 具体的な取組

⑤国立研究開発法人の機能・財政基盤の強化

○国は、国立研究開発法人がその責務を果たし、研究開発成果の最大化に向けて、効果的かつ効率的に業務運営・マネジメントを行えるよう、各法人等の意見も踏まえつつ、運用事項の改善に努める。また、国立研究開発法人が、民間企業との共同研究の推進等、財政基盤の強化に取り組めるよう必要な取組を推進する。さらに、特定国立研究開発法人は、世界最高水準の研究開発成果を創出し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関としての役割を果たす。【科技、関係府省】

<国立研究開発法人の中長期目標に関連する記述>

第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革

(6) 様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用

(c) 具体的な取組

①総合知を活用した未来社会像とエビデンスに基づく国家戦略の策定・推進

○未来社会像を具体化し、政策を立案・推進する際には、人文・社会科学と自然科学の融合による総合知を活用し、一つの方向性に決め打ちをするのではなく、複線シナリオや新技術の選択肢を持ち、常に検証しながら進めていく必要がある。公募型研究事業の制度設計も含む科学技術・イノベーション政策の検討・策定の段階から検証に至るまで、人文・社会科学系の知見を有する研究者、研究機関等の参画を得る体制を構築する。あわせて、各研究開発法人は、それぞれのミッションや特徴を踏まえつつ、中長期目標の改定において、総合知を積極的に活用する旨、目標の中に位置づける。【科技、関係府省】

(参考)

第 1 章 基本的な考え方

2. 「科学技術・イノベーション政策」としての第 6 期基本計画

(2) 25年ぶりの科学技術基本法の本格的な改正
(略) 今後は、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合による、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する「総合知」の創出・活用がますます重要となる。科学技術・イノベーション政策自体も、人文・社会科学の真価である価値発見的な視座を取り込むことによって、社会へのソリューションを提供するものへと進化することが必要である。

<その他、関連のある記載（掲載順）>

第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革

(3) レジリエントで安全・安心な社会の構築

(c) 具体的な取組

⑥安全・安心確保のための「知る」「育てる」「生かす」「守る」取組

○研究活動の国際化、オープン化に伴い、利益相反、責務相反、科学技術情報等の流出等の懸念が顕在化しつつある状況を踏まえ、基礎研究と応用開発の違いに配慮しつつ、また、国際共同研究の重要性も考慮に入れながら、政府としての対応方針を検討し、2021年に競争的研究費の公募や外国企業との連携に係る指針等必要となるガイドライン等の整備を進める。特に研究者が有すべき研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的確保を支援すべく、国内外の研究コミュニティとも連携して、2021年早期に、政府としての対応の方向性を定める。これらのガイドライン等については、各研究機関や研究資金配分機関等の取組状況を踏まえ、必要に応じて見直す。【科技、文、経、関係府省】

(4) 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成

(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性

【目標】

- ・大学や研究開発法人、事業会社、地方公共団体等が密接につながり、社会課題の解決や社会変革へ挑戦するスタートアップが次々と生まれるエコシステムが形成され、新たな価値が連続的に創出される。

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

- ・大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：2025年度までに、対2018年度比で約7割増加（2025年度）

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(1) 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

(c) 具体的な取組

②大学等において若手研究者が活躍できる環境の整備

○2021年度より、大学・国立研究開発法人等において競争的研究費や企業の共同研究費から、研究に携わる者の人件費の支出を行うとともに、それによって、確保された財源から、組織のマネジメントにより若手研究者の安定的なポストの創出を行うことを促進する。あわせて、優秀な研究者に世界水準の待遇を実現すべく、外部資金を獲得して給与水準を引き上げる仕組み（混合給与）を2021年度より促進する。【科技、文、関係省庁】

(2) 新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）

(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

- ・機関リポジトリを有する全ての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025年までに、データポリシーの策定率が100%になる。公募型の研究資金の新規公募分において、2023年度までに、データマネジメントプラン（DMP）及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの導入率が100%になる。

(c) 具体的な取組

①信頼性のある研究データの適切な管理・利活用促進のための環境整備

○公的資金により得られた研究データの機関における管理・利活用を図るため、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関は、データポリシーの策定を行うとともに、機関リポジトリへの研究データの収載を進める。あわせて、研究データ基盤システム上で検索可能とするため、研究データへのメタデータの付与を進める。【科技、文、関係府省】

○研究データの管理・利活用に関する取組を更に促す観点から、2022年までに、これらの取組の状況を、研究者、プログラム、機関等の評価体系に導入する。

【科技、関係府省】

第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化

3. 総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化

(2) エビデンスシステム（e-CSTI）の活用による政策立案機能強化と政策の実効性の確保

科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行

うEBPMを徹底し、2023年度までに全ての関係府省においてエビデンスに基づく政策立案等を行う。その際、エビデンスシステム(e-CSTI)を活用し、民間投資の呼び水となるような政府研究開発投資のマネジメント、国立大学・研究開発法人における高度な法人運営(EBMgt)をはじめとする各施策、国家戦略の企画立案等のパフォーマンスの向上を図る。

(第 20 回国立研究開発法人審議会配付資料)

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた今後の独立行政法人評価について
(第 28 回独立行政法人評価制度委員会 議事概要より抜粋)

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた今後の独立行政法人評価について、樫谷評価部会長より以下の発言があった。

- これまでの調査審議により、令和元年度中においても、新型コロナウイルス感染症が各法人の業務運営に様々な形で影響を与えていたことが改めて明らかになった。本年度は、更に多くの法人の業務運営に、広範な影響が生じていると考えられる。
- 「独立行政法人の評価に関する指針」においては、「予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、
評価において考慮するものとする。」とされている。
このため、主務大臣が、感染症によって予定していた業務が実施できなかったと認める場合には、
評価において考慮いただくとともに、感染症が業務運営に与えた影響等の分析結果を評価書に具体的に記載いただきたい。
- 特に、感染症の影響下でも、法人が、その使命を着実に果たしていくために工夫を凝らした、
ポストコロナに向けた具体的な計画を策定したといった積極的な取組を行った場合には、
役職員のモチベーション向上の観点からも、そうした取組を的確に評価することが重要である。
そのような取組についても丁寧に把握し、評価において考慮いただくとともに、その根拠を具体的に記載していただきたい。
- 以上は、行政執行法人についても同様。
- なお、法人によっては、感染症の影響により、今中（長）期目標の達成が困難になっているとの声もあるかと思う。
もちろん、目標の変更は安易に行われるべきものでもないし、目標を変更せずとも法人の取組の過程を評価することも可能である。とはいえ、法人とのコミュニケーションを丁寧に行い、ガバナンスをしっかりと効かせるという観点から、そういった声がある場合には、現行の目標の下で法人において様々な工夫を凝らすことで目標を達成する可能性も含め、
主務省と法人の間でよく議論し、法人の状況を十分に分析した上で、御検討いただきたい。

樫谷部会長の上記発言を踏まえて審議が行われた。審議における委員の主な発言は以下のとおり。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で独法の施設を含めた多くの公的施設が一時休館していたが、その間どんな取組・検討をしていたのかが見えてこない。何もせず給料だけもらっていたということであれば、休業で売上げがなくなり給料ももらえなかった民間の立場からは納得できない。どんな取組・検討をしていたのか、ぜひ明らかにして欲しい。
- ・今年度末には独法制度改革から6年が経過し、多くの独法において新制度の下、目標策定や評価が一巡する。制度改革により独法の運営がどのように変わったか、改革が法人の目標達成を後押しするものになっているか等を把握する本格的なフォローアップを実施するいいタイミングが到来している。事務局において、フォローアップのための調査の実施について、検討をお願いしたい。
- ・コロナ禍で浮き彫りとなったような課題は、平時のマネジメントの中でよく分析して考えておかないと、根本的な解決策を打ち出すことはできない。効率的なシステム構築を含め、平時においてよく検討しておいていただきたい。

最後に、野路委員長から、以下のとおり取りまとめの発言があった。

- ・社会経済全体が厳しい環境にある中で、法人がその専門性や人材面の強みを活かして社会課題の解決に貢献することの重要性はますます高まっている。法人には、コロナ禍にあっても果たすべき使命を達成できるよう、様々な工夫を凝らしていただきたい。また、主務大臣においては、法人が能力を最大限発揮できるよう法人とよくコミュニケーションを取るとともに、今後の評価の実施に当たっては、コロナ禍における法人の頑張りを適切に評価するよう、御検討いただきたい。
- ・なお、法人の頑張りを的確に評価する必要があることは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人・業務に限らないと考える。各主務大臣においては、行政執行法人を含めた法人が、例えば、普段なかなか光の当たりにくい業務であっても、その目標の達成に向けて取組に工夫を凝らしたような場合には、その努力を適切に評価するとともに、人事制度上の工夫等を通じてインセンティブを付与することで、法人役職員のモチベーション向上につなげていただきたい。

第28回独立行政法人評価制度委員会（令和2年12月4日開催）

議事概要

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/dokuritugyousei/02gyokan01_04000328.html

議事録

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/dokuritugyousei/02gyokan01_04000341.html

独立行政法人の目標の策定に関する指針

平成 26 年 9 月 2 日策定

平成 27 年 5 月 25 日改定

平成 31 年 3 月 12 日改定

総務大臣決定

はじめに

独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、主務大臣による目標管理の下で一定の運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として導入された。

目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いが業務の実績評価の尺度となり、その評価が組織・事業の見直しや改廃に反映されるものであることから、どのような目標を定めるかが独立行政法人制度にとっては極めて重要である。また、独立行政法人（以下「法人」という。）は主に税金を財源とした運営費交付金により運営されていることを踏まえ、法人の業務の進捗状況等を国民が把握できるような目標を定めることが必要である。

一方、従来、主務大臣の目標の策定に関し法令に基づく政府共通的な基準が存在していなかったことから、目標が観念的、抽象的かつ総花的であり、かつ、必ずしも全ての目標について具体性や的確性、明確性が確保されていたわけではなかった。このため、実効性の高い目標管理・評価の仕組みが不十分であり、適正かつ厳正な評価の実施や国民に対する説明責任を果たしていないとの指摘があった。

こうした指摘に対し、第186回国会において独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正が行われ、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標管理の仕組みに改められたとともに、総務大臣が目標の策定及び業務の実績評価に関する政府統一的な指針を定めることとされたところである。

本指針はこのような経緯を踏まえ、改正後の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第28条の2第1項に基づき、主務大臣が目標を定めるに当たり指針とすべき事項を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」として取りまとめたものである。主務大臣は、本指針に基づき、法人の業務等に係る国民への説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切な目標を定める必要がある。

通則法においては、事務・事業の特性に応じ、法人を、中期目標管理により事務・事業を行う中期目標管理法人、中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う国立研究開発法人及び単年度の目標管理により事務・事業を行う行政執行法人の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築するとされたことから、以下、各分類に従い指針を策定する。

中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人については、主務大臣が目標を定め又はこれを変更する際は本指針に従うこととされており、特に、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会が、目標の内容が本指針に沿ったものとなっており、法人の業務実績評価が適正に行われる上で十分具体的な内容となっているかについてチェックすることとなる。

目 次

I 本指針について

- 1 本指針の位置付け…………… 1
- 2 基本的考え方及び主務大臣の定める目標の目的…………… 1
- 3 本指針の対象…………… 2

II 中期目標管理法の目標について

- 1 国の政策体系との関係について…………… 4
- 2 中期目標の期間について…………… 4
- 3 中期目標の項目の設定について…………… 4
- 4 通則法第 29 条第 2 項第 2 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について…………… 5
- 5 通則法第 29 条第 2 項第 3 号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について…………… 10
- 6 通則法第 29 条第 2 項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について…………… 11
- 7 通則法第 29 条第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について…………… 11
- 8 中期計画及び年度計画との関係について…………… 13

III 国立研究開発法人の目標について

- 1 中長期目標の策定の目的等…………… 14
- 2 国の政策体系との関係について…………… 15
- 3 中長期目標の期間について…………… 15
- 4 中長期目標の項目の設定について…………… 16
- 5 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について…………… 17
- 6 中期目標管理法の規定の準用について…………… 20
- 7 中長期計画及び年度計画との関係について…………… 20
- 8 通則法第 35 条の 4 第 4 項「研究開発に関する審議会」について…………… 20

IV 行政執行法人の目標について

- 1 国の政策体系との関係について…………… 22
- 2 年度目標の項目の設定について…………… 22
- 3 通則法第 35 条の 9 第 2 項第 1 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について…………… 23
- 4 中期目標管理法の規定の準用について…………… 26
- 5 通則法第 35 条の 9 第 3 項「中期的な観点から参考となるべき事項」について…………… 26

V その他留意すべき事項について

- 1 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について…………… 28
- 2 業務改革の取組との関係について…………… 28
- 3 調達等合理化の取組との関係について…………… 28
- 4 目標策定等のスケジュールについて…………… 28
- 5 共管法人の取扱いについて…………… 29
- 6 本指針の見直しについて…………… 29

I 本指針について

1 本指針の位置付け

本指針は、通則法第 28 条の 2 第 1 項に規定する「第 29 条第 1 項の中期目標、第 35 条の 4 第 1 項の中長期目標及び第 35 条の 9 第 1 項の年度目標の策定」に関する指針である。主務大臣は本指針に基づき所管する法人の目標を策定する必要がある。

2 基本的考え方及び主務大臣の定める目標の目的

本指針は、以下の考え方の下に策定されたものであり、主務大臣はこれに基づき目標を定めなければならない。

(1) 法律、閣議決定及びその他政府の種々の方針において、当該法人が取り組むべきとされた事項を反映させるとともに、当該法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえ、目標を策定しなければならない。

(2) 国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るといふ、通則法の改正により平成 27 年 4 月に実施された制度改正の趣旨を踏まえ、国の政策・施策・事務事業の体系（以下「政策体系」という。）の中で当該法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした上で、国の政策目的を実現するためにどのような目標を定めることが適切かという観点からも、十分に検討する必要がある。

その際には、従来の延長線上で新たな目標を考えるのではなく、当該法人のあるべき姿と現状から目標期間中に目指すべき目標を導き出すため、当該法人の長とも十分に議論した上で、次の分析・検討を行うことが極めて重要である。

① 国の政策を実現するための実施機関として当該法人に求められる使命（当該法人の根本となる設置目的や果たすべき役割）を明確化すること

② 当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源と実績を実際のデータ等からの的確に把握し、それらを基に専門性や人材面における当該法人の「強み」と「弱み」を分析することを通じて、当該法人の現状やその時点で直面する課題を把握・検討すること

③ 当該法人を取り巻く環境の変化について、当該法人の長だけでなく、当該法人外部の利害関係者（ステークホルダー）にも意見を聴くなどして客観的に分析し、その変化への対応を検討すること

こうした分析・検討を踏まえて、政策目的の実現に向けた具体的な道筋を検討の上、目標を定める必要がある。

これにより、業績の実績の評価を客観的に行うことを過度に考慮するあまり、法人の役割（ミッション）との関係で意味の乏しい数値目標を設定することや、評価結果から逆算したかのような目標管理上不適切な目標を設定するといったことが抑制されるとともに、目標期間における事務・事業ごとの重要度及び困難度（以下「重要度等」という。）が明らかとなり、期間中の業務運営や資源配分のメリハリ付けに資することとな

- る。また、下記（４）及び（５）の考え方もより一層徹底されることとなる。
- （３）主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるという、通則法の改正により平成27年4月に実施された制度改正の趣旨を踏まえ、目標の策定及び変更にあたっては、次のとおりとする。
- ① 当該法人の組織・事業の見直しの結果（主務大臣による見直しのほか、独立行政法人評価制度委員会による意見等を含む。）を反映させる。
 - ② 当該法人の業務実績評価（主務大臣による業務実績評価のほか、独立行政法人評価制度委員会や政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を含む。）及び当該法人に対する行政評価・監視の結果を反映させる。
 - ③ 関連する国の政策評価及び行政事業レビューの結果についても活用する。
- （４）目標を定めるにあたっては、上記（２）の①から③までの分析・検討の結果を基に、早急な財務内容の改善など、法人個々に対する社会的要請をも踏まえ、あらかじめ、当該法人に対して定める目標が必要性や妥当性を有しているかどうか、当該目標が当該法人の効果的かつ効率的な業務運営に資するものであるかどうか等の観点からも検討を行わなければならない。
- （５）主務大臣の定める目標は、法人の業務運営の方向性を決定するとともに、その業務の実績についての評価基準となることから、その策定は極めて重要である。目標の具体性、客観性、的確性、明確性及び統一性を確保するとともに、上記（２）の①から③までの分析・検討の結果を基に、当該法人の業務の特性や類型を踏まえた目標を策定する必要がある。
- これにより、当該法人の長のリーダーシップの下で、より自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、当該法人の政策実施機能を最大化することが可能となる。あわせて、簡素・効率的で実効性の高い目標管理・評価の仕組みの下、適正かつ厳正な評価の実施が可能となり、当該法人の改善に資するとともに、国民にとって分かりやすい法人運営を実現し、透明性の確保・国民への説明責任の徹底が図られる。
- （６）主務大臣は、目標の策定又は変更にあたっては、当該法人と十分に意思疎通を図るものとする。
- その際、主務大臣から法人に対して方針を伝達するだけでなく、政策の実施機関である法人の側からも、主務大臣に対して各地域の現場の「気づき」を迅速に提言することが必要である。

3 本指針の対象

本指針の対象は次のとおりである。

（１）中期目標管理法人

通則法第29条第1項に定める、3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）

（注）日本私立学校振興・共済事業団法第26条第1項により準用される通則法第29条第1項に基づき策定する同事業団の助成業務についての中期目標を含む。

(2) 国立研究開発法人

通則法第35条の4第1項に定める、5年以上7年以下の期間において
達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）

(3) 行政執行法人

通則法第35条の9第1項に定める、達成すべき業務運営に関する事業
年度ごとの目標（年度目標）

Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

主務大臣は、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 国の政策体系との関係について

(1) 主務大臣が、法人に対し、国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と当該法人が十分に意思疎通を図り、当該法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。

(2) このため、中期目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、当該中期目標の期間における国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）を具体的かつ明確に記載する。

その際、Ⅰの2(2)の①から③までの分析・検討の結果は、新たな目標の根拠となる、主務大臣の当該法人に対する基礎的な認識であり、これを中期目標において明確に示すことは、主務大臣と当該法人が当該法人の役割（ミッション）を共有する上で極めて有効であることから、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の冒頭に、

① 国の政策を実現するための実施機関として当該法人に求められる使命（当該法人の根本となる設置目的や果たすべき役割）

② 当該法人の現状（当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源及び実績並びにそれらに基づき分析された当該法人の専門性・人材面における「強み」・「弱み」）及び当該法人が直面する課題の分析

③ 当該法人を取り巻く環境の変化の分析

を明記し、その上で、当該中期目標の期間における国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）、当該法人と国の政策・施策・事務事業との関係等について、具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策体系において当該法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）及び上記①から③までと当該法人の業務や目標との関係を明らかにした資料を中期目標に添付する。

2 中期目標の期間について

通則法第29条第2項第1号の「中期目標の期間」については、上記1(2)に定める「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の次に、主務大臣が定める期間を記載する。

3 中期目標の項目の設定について

国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、中期目標の項目については、以下のとおり設定する。

(1) 通則法第29条第2項第2号の「国民に対して提供するサービスその他

の業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。

- ① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。
- ② 一定の事業等のまとまりとは、当該法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、当該法人の長から、当該法人の資源（予算、人材、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

（例）

- i 個別法に規定する業務の単位
- ii 主要な事業ごとの単位
- iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）
- iv 事業部単位

- ③ ただし、上記②によっては下記4（1）③のiからvまでに対応できない場合（定量化できない等）については、これにかかわらず更に細分化した単位で目標を定める。

- (2) 通則法第29条第2項第3号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第4号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第5号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記（1）「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に準じつつ、当該法人の特性及び事項の内容に応じ設定する。

例えば、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めることが考えられる。

- (3) 評価に際しては、原則、中期目標において設定した項目を評価単位として評価を実施する。

なお、中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を、次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

- 4 通則法第29条第2項第2号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

- (1) 国民に対して提供するサービスその他の業務について達成すべき目標を具体的に記載する。特に、国民に対し、「どのような目的及び必要性の下、何に基づき（①）」、「いつまでに（②）」、「何について、どのような水準を実現するのか（③）」等について、次の事項に基づき、分かりやすく示さなければならない。

その際、上記1(2)の「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

① 「どのような目的及び必要性の下、何に基づき」について

目標を定める根拠となる閣議決定等の政府方針、国の政策体系及びその背景となる国民生活や社会経済の状況並びに法令上の根拠規定について記載する。関連する政策評価の事前分析表がある場合には、表番号についても記載する。

また、当該法人の役割、能力、規模、施設、設備等を踏まえ、目標に基づき当該法人が業務を行う必要性について記載する。

② 「いつまでに」について

中期目標の期間内の一定の時期までに達成を求める目標については、その達成時期について記載する。

③ 「何について、どのような水準を実現するのか」について

達成すべき目標及び当該目標の必要性について、次に掲げる事項を踏まえ、現状を明確にした上で、どのサービスをどのように向上させるのか(事業実施件数、対象企業発掘数、訓練終了後の就職率、助成後の事業化率など)について定める。

i 具体的、客観的、的確かつ明確であること

当該法人の役割(ミッション)に基づいた適切な業務運営が行われるとともに、主務大臣が当該法人に求める内容について国民に分かりやすく示す必要があることから、「何について、どのような水準」を求めるのか、観念的、抽象的又は総花的に記載するのではなく、具体的、客観的、的確かつ明確に記載する。

ii アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めること

法人は国の政策を実現するための実施機関であることを踏まえ、また、当該法人の活動の達成状況を示す必要性から、アウトプットに着目した目標を必ず定める。あわせて、政策実現に向けた当該法人の活動によって発現した効果を国民に分かりやすく示す必要性、国民生活や社会経済に及ぼす影響を把握した上で見直しや改廃を行う必要性、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させる必要性等から、できる限りアウトカムに着目した目標を定める。その際、外部要因が想定される場合には、当該外部要因の分析を踏まえて、当該法人固有の活動との関係を明らかにした上で、当該法人固有の活動から発現するアウトカムに着目した目標についてできる限り記載する。

ただし、一定の内容及び水準の業務を行うこと自体が当該法人の役割(ミッション)である場合などアウトカムに着目した目標を定めることが困難又は適切でないものについては、アウトカムの目標を定めることは要しない。

(注)「アウトプット」とは、あるシステムから産出されたものを指す概念であ

り、法人の直接的な活動の結果（当該法人の提供する個別具体のサービスや法人活動の直接的産出物）のこと。

「アウトカム」とは、成果ないし効果と訳され、主としてサービスを受け取る側の視点から論じられるもので、当該法人の活動の結果、国民生活及び社会経済に及ぼされる影響や効果のこと。

iii できる限り定量的であること

業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。その際、できる限り財務情報、統計情報等に基づく客観的に検証可能な定量的データを用いる。

その際、評価を客観的に行うことを過度に考慮するあまり、当該法人の役割（ミッション）との関係で意味の乏しい目標を設定することは本末転倒であり、そうしたことは行うべきではない。そのためにも、上記1（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析を十分に踏まえて目標を定める必要がある。

当該法人の役割（ミッション）や事務事業の特性等との関係から定量的な目標を定めることが適切でない又は困難であるため、定性的な目標を定める場合には、できる限り関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。また、当該指標は複数設定することも可能であり、それらの重要度等がある場合にはその旨記載する。

なお、指標については、その測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、業務の特性に応じた適切な設定に留意する。

iv 目標の特性に応じた内容であること

国の政策や当該法人の役割（ミッション）等に照らし当該中期目標の期間を超えた時期において達成を目指すべき目標がある場合には、その時期及び目指すべき水準を明らかにした上で、当該中期目標期間における目標水準の設定の考え方についても具体的かつ明確に記載する。

さらに、目標策定時点において最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を明らかにすることが、国の政策や当該法人の役割（ミッション）等に照らして必ずしも適切ではない又は明らかにできない場合（例えば、達成が難しいような「チャレンジングな目標」や成果・効果の発現までに必要な期間を予め設定することができない目標を定める場合など）には、最終的に達成すべきアウトカムに着目した目標を明らかにした上で（できる限りその水準についても明らかにする。）、目標の内容に応じて、次の事項の全てあるいはいずれかを具体的かつ明確に記載する。

- ア 当該中期目標期間中に取り組む内容とその水準及び期限並びにそれらの設定の考え方
 - イ 例えば、的確なマネジメントにより業務改善を図ることや取組過程で得られた知見の他分野での活用を図ることなど、最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組やその方向性
 - ⅴ 実現可能性を過度に考慮した安易な水準としないこと
- 目標水準については、国の政策目的を実現するために必要な水準を定める必要があり、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならない。

このため、上記1(2)の「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析、当該法人を取り巻く環境の変化の分析、当該法人の業務の実績、諸外国の事例、他法人の取組等を勘案し、当該法人の努力を促すことが期待されるような水準とするとともに、当該水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載する。

(2) 重要度及び困難度

法人が担う施策や事務・事業、ひいては目標には、その時々的情勢に応じて、重要度等が存在すると考えられ、また、重要度等は、政策や法人を取り巻く環境の変化、その時々の方の状況(当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源の状況)に応じて変化すると考えられる。

これを踏まえ、また、上記1(2)の「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係から重要度等が高いと合理的に判断できる場合においては重要度等が高い旨及び当該目標について重要度等が高いとした理由を明確に記載する。理由を記載する際には、上記1(2)の「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

その際、上記の分析に基づいて特定の目標の重要度等を高いとする以上は、当該法人の目標の中での優先順位付けが当然にあるものと考えられる。また、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もあり得る。こうしたことを踏まえて、安易に全ての目標を重要度等が高いとすることは厳に慎むべきである。

これにより、

- ① 各目標の重要度等を考慮した、メリハリのある評価につながる
- ② 各目標の重要度等を考慮した客観的な評価が行われることから、法人の役割(ミッション)に応じて達成が難しいような「チャレンジングな目標」を定めることが容易となることで、当該法人の職員がミッションや自らの職務の重要性を意識して業務を行うことができる
- ③ 予算や人員の的確な投入を可能にするなど、法人の長のマネジメントの向上につながり、法人全体としての効果的・効率的な業務運営を行うことができるため、法人自らの経営改善・合理化努力を引き出すこと

ができる
こととなる。

- (3) 近年、我が国は、急速な人口減少・高齢化、東京一極集中と地方の疲弊、多発する災害、エネルギー・環境問題など様々な課題に直面し、各府省や各法人が単独で解決することは困難となってきた。例えば、こうした課題に対し、AI・IoT・ロボットなど第4次産業革命の社会実装による「Society5.0」を実現し、地域社会を含め、持続可能でインクルーシブな経済社会を構築していくためには、オールジャパンで取組を進める必要がある。

こうした中で、国の行政の一部として政策実施に大きな役割を担う法人が様々な政策課題の解決に貢献していくためには、その専門性や人材面での強みを最大限発揮して、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門（以下「関係機関・団体」という。）との分担と協働を進める視点がこれまで以上に必要である。

そのため、当該法人やその業務の特性や類型に応じ、上記1(2)の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析を踏まえて、次の事項を明示すること。

- ① 関係機関・団体のノウハウ、専門人材等が不足している一方で、当該法人が専門性やノウハウ、人材面の強みを有する分野等において、当該法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うこと

（注）特に、地域における地方公共団体、非営利法人、民間企業等においては、人口減少社会の到来等により人材の確保やノウハウの継承が困難となっていることが予想される。

- ② 関係機関・団体との連携により政策効果のさらなる発揮が期待できる場合や個別の法人だけでは政策目的の実現が困難又は十分ではない場合に、当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化すること

（注）特に、府省を越えた取組やベンチャー企業等を含む外部活力の活用など、個別の法人の発意のみでは推進が難しい取組については、当該法人との十分な意思疎通の上で、主務大臣が一定の方針を指示することにより、取組の推進が期待できると考えられる。

ただし、当該法人やその業務の特性上、関係機関・団体との分担・協働を目標において明示することが馴染まない又は困難な場合は、無理に明示することは要しない。

なお、上記①及び②に係る目標を定める際には、主務大臣の中期目標が、法人が定めるべき具体的手段等を拘束することのないよう留意する必要があることから、目標においては、関係機関・団体との分担・協働により、当該法人の強みの発揮又は当該法人に不足する要素の補完が期待される分野等を示すなど、分担・協働の方向性を示す。政策目的や政策体系上の位置付け等から、連携すべき個別の対象が自ずと特定される場合におい

- ては、個別の連携対象まで明示する。
- (4) 上記(1)から(3)までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途同局長が示す記載例を参照する。
- (5) 中期目標管理法人が行う研究開発の業務についての目標を定める場合には、国立研究開発法人の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

5 通則法第29条第2項第3号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について

- (1) 業務運営の効率化に関する事項については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、当該法人の特性及び事業等の内容に応じて適切な目標を策定する。その際、上記Ⅱの3(2)のとおり、施設あるいは事業部の単位で目標を策定することも可能である。また、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、原則として定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。

(注) やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

- (2) 業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法(企業会計における財務分析、経年比較による趨勢分析等)を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する。

中期目標の期間中に業務の改廃や増減があった場合には、本事項に適切に反映する。

- (3) 以上の考え方に基づき、具体的には、次の事項について定める。

① 業務改善の取組に関する目標

- i 当該法人の業務量の増減も踏まえ、組織体制の見直しや事務所等の統合、調達方法の見直し、人件費管理の適正化など、業務の改善に向けた取組について具体的かつ明確に定めるとともに、当該取組の結果削減等がなされる経費等(一般管理費や事業経費)についても、目標を定める。なお、業務量が増加したことだけをもって経費の増加につなげることをしないよう留意する。

- ii 経費に関する数値目標として、例えば次のようなものが考えられる。

- ・ 当該法人の経費総額
 - ・ 当該法人の経費項目ごとの総額
 - ・ 当該法人の提供する財・サービス1単位に要する経費
 - ・ 当該法人の調達する財・サービス1単位当たりの単価
- 数値目標で用いる「計数」として、例えば次のようなものが考えられる。

- ・ 前年度比
- ・ 中期目標期間中の総額

- ・ 中期目標期間最終年度に達成すべき水準
数値目標は、物価変動分を考慮して実質値で表現する方法と名目値で表す方法とが考えられる。
なお、当該対象経費の定義及び範囲を明らかにしなければならない。

② 業務の電子化に関する目標

国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル・ガバメント推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、電子決裁の推進、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定める。

- (4) 上記(1)から(3)までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を策定する。
また、別途同局長が示す記載例を参照する。

6 通則法第29条第2項第4号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について

- (1) 財務内容の改善に関する事項には、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、原則として、定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。

(注) やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

- (2) 当該法人の財務情報を分析する等により財務内容の改善が必要な事項を明らかにした上で、業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法(企業会計における財務分析、経年比較による趨勢分析等)を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する。

- (3) 具体的には、運営費交付金債務残高の解消や保有資産(実物資産、金融資産、知的財産等)の処分、重要財産の譲渡等について、業務の特性に応じ具体的かつ明確に定める。

特に、収益性のある業務を遂行する法人については、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、採算性の確保等について具体的かつ明確に定める。さらに、赤字法人については、累積欠損金の計画的解消、欠損、債務超過、過大な不良債権の解消等について、いつまでにどのように改善するのかを具体的かつ明確に定める。

- (4) 上記(1)から(3)までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を策定する。
また、別途同局長が示す記載例を参照する。

7 通則法第29条第2項第5号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について

- (1) 内部統制については、業務方法書に定める事項が基本となるが、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであり、その

充実・強化を行うことが重要であることから、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、当該目標期間において具体的な取組を求める場合には、例えば以下のような取組について当該法人の規模や業務の特性に応じた目標を策定する。

- ・ 法人の長の意向・姿勢や運営上の方針・戦略等といった統制環境の整備
- ・ 業務のリスク要因、リスク発生原因を分析するといったリスク評価及びリスクへの対応
- ・ 法人の長の命令、指示の適切な実行を確保するための方針、手続といった統制活動の整備
- ・ 必要情報の識別、把握及び処理並びに関係者に正しく伝えられることの確保といった情報伝達の徹底
- ・ 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスであるモニタリング
- ・ ICTへの対応（組織の業務内容がICTに大きく依存している場合等における、方針・手続の整備とICTへの適切な対応）

（注）内部統制については、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）を参照する。

- （2）上記4（3）のとおり、法人には、これまで以上に、その専門性や人材面での強みを発揮していくことが求められており、そのためには、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった法人自身が有する強みを維持・向上させる取組を推進するとともに、そうした専門性等を担い、政策目的の実現に向けた要請に応えうる人材を確保・育成していく必要がある。

しかしながら、人口減少社会の到来に伴い、法人の将来を担う人材の確保・育成は、今後ますます困難となっていくことが予想されることから、これからの人材の確保・育成には、高度な戦略性が求められる。

このため、目標において、人材確保・育成方針の策定を求めることとし、その際、例えば、人材面の強化が必要と考えられる分野や、人材確保に当たり当該法人内部での育成に限らず関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、必要な人材を確保・育成する上で留意を求めべき事項がある場合には、併せて示す。

- （3）政策目的の実現に向けて、政策実施を直接担う法人がその能力を最大限に発揮するためには、目標策定過程を通じて主務大臣と法人の長が当該法人の役割（ミッション）を共有するとともに、政策実施については、法人の長がそのリーダーシップを発揮して、当該法人の役割（ミッション）、目標等を組織内の各階層に浸透させ、その達成に向けて不断に自己改善を行い、より高みを目指すことが重要である。

そのため、当該法人の規模や業務の特性に応じて、例えば、役職員への役割（ミッション）の浸透や業務改善への取組、主務大臣への提言など、法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標を定める。

その際、当該中期目標期間における具体的な取組がある場合は、個別の

取組については、例えば、役職員への役割(ミッション)の浸透であれば、上記(1)の「内部統制」に記載し、業務改善への取組であれば、上記5の「業務運営の効率化に関する事項」に記載するなど、その内容に対応する項目に記載するとともに、「その他業務運営に関する重要事項」においては、「法人の長のトップマネジメントによる取組を進める」とし、その具体的内容として列記する。

なお、評価に当たっては、法人の長のマネジメントそのものを評価する観点から、適切に評価する必要があることに留意する。

- (4) その他、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、当該法人の業務運営や当該法人への信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えられる、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、組織・人事管理(上記(2)に基づき定められる内容を除く。)、保有資産の管理・運用、安全管理、環境保全・災害対策、関連法人との関係等について、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定する。

(注) 情報セキュリティに関する目標については、情報セキュリティ対策推進会議の決定等を参照する。

- (5) 上記(1)から(4)までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途同局長が示す記載例を参照する。

8 中期計画及び年度計画との関係について

中期計画及び年度計画には、法人が自主性・自律性を持って業務を遂行し中期目標を達成するための具体的手段等(中期目標を達成するためのより具体的かつ定量的な目標、具体的手段、スケジュール等)が盛り込まれるものである。したがって、主務大臣の中期目標が、法人が定めるべき具体的手段等を拘束することのないよう留意する。

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

主務大臣は、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 中長期目標の策定の目的等

- (1) 国立研究開発法人は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の実施機関として、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めなければならない。

そのため、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」として定めた目標と、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する事項」として定めた目標が、全体として整合性が取れたものとなるよう十分留意する。

- (2) 国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。これは、個々の研究開発課題（事業）を個別に「最適化」し、それを積み上げることのみによって確保されるというよりも、むしろ、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、

- ① 研究開発に係る優れた人材の確保・育成を図る
- ② 適切な資源配分を実施する
- ③ 事業間の連携・融合を促す
- ④ 研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備する
- ⑤ 大学・民間企業等の他機関との連携・協力を進める

等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

また、「研究開発成果の最大化」とは、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へつなぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術に対する理解の増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。

そのため、主務大臣は、目標の策定に際し、定量的な目標や測定可能な指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標とすることが重要である。

(3) 主務大臣は、中長期目標の策定に際して、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、有識者等（研究開発に関する審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取、活用し、しっかりと練り上げた中長期目標を策定する。また、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて評価軸（後述Ⅲの5（1）⑤）を適切に設定する。主務大臣は、中長期目標の下で行われる具体的な業務運営の在り方については、国立研究開発法人の長の裁量を十分に尊重し、国立研究開発法人の長は中長期目標の実現・実施等について責任を果たす。中長期目標は、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、社会環境や諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

2 国の政策体系との関係について

(1) 主務大臣が、法人に対し、国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と当該法人が十分に意思疎通を図り、当該法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。

(2) このため、中長期目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、当該中長期目標の期間における国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）を具体的かつ明確に記載する。

その際、Iの2（2）の①から③までの分析・検討の結果は、新たな目標の根拠となる、主務大臣の当該法人に対する基礎的な認識であり、これを中長期目標において明確に示すことは、主務大臣と当該法人が当該法人の役割（ミッション）を共有する上で極めて有効であることから、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の冒頭に、

- ① 国の政策を実現するための実施機関として当該法人に求められる使命（当該法人の根本となる設置目的や果たすべき役割）

- ② 当該法人の現状（当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源及び実績並びにそれらに基づき分析された当該法人の専門性・人材面における「強み」・「弱み」）及び当該法人が直面する課題の分析

- ③ 当該法人を取り巻く環境の変化の分析

を明記し、その上で、当該中長期目標の期間における国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）、当該法人と国の政策・施策・事務事業との関係等について、具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策体系において当該法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）及び上記①から③までと当該法人の業務や目標との関係を明らかにした資料を中長期目標に添付する。

3 中長期目標の期間について

通則法第35条の4第2項第1号の「中長期目標の期間」については、上記2（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」

の章の次に、主務大臣が定める期間を記載する。

4 中長期目標の項目の設定について

「1 中長期目標の策定の目的」で明記した研究開発成果の最大化の観点、国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、中長期目標の項目については、以下のとおり設定する。

(1) 通則法第35条の4第2項第2号の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。

① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。

② 一定の事業等のまとまりとは、当該法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、当該法人の長から、当該法人の資源（予算、人材、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

(例)

- i 個別法に規定する業務の単位
- ii 主要な事業ごとの単位
- iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）
- iv 事業部単位
- v 目標に対応したプログラム単位

③ ただし、国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業については、例えば、分野・センター等を超えた連携・協力、研究開発部門と施設整備・運営部門の協力、研究開発部門と知財部門・産学連携部門等との連携等の推進が必要となる場合もあることを踏まえ、法人内部の縦割りを助長することのないよう十分留意する。

(2) 通則法第35条の4第2項第3号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第4号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第5号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記(1)「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に必要な応じて準じつつ、当該法人の特性及び事項の内容に応じて設定する。

また、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、当該法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めること等も検討する。

なお、国立研究開発法人の自主性・自律性や「研究開発成果の最大化」に向けた長のマネジメントの在り方を必要以上に拘束することのないよう留意する。

- (3) 評価に際しては、原則、中長期目標において設定した項目を評価単位として評価を実施する。

なお、中長期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中長期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

5 通則法第35条の4第2項第2号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 研究開発の事務及び事業に係る目標について

研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項に関する目標のうち、研究開発の事務及び事業に係る目標については、どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるかについて、中期目標管理法人の規定（Ⅱの4（1）①及び②）に準じて分かりやすく記載するとともに、次の①から⑦までに留意する。

その際、上記2（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

① 目標の策定の基本的枠組み

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、当該国立研究開発法人の役割（ミッション）、業務、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性・多様性等を踏まえて適切な目標を策定する。また、目標が研究開発の現場へ与える効果・影響等についても十分に考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を策定する。

目標を定める際には、Ⅲの1（2）の「研究開発成果の最大化」の趣旨を踏まえ、量的な観点のみならず質的な観点も踏まえて総合的に評価・判断されるべきものであることに鑑み、適切に評価軸（後述Ⅲの5（1）⑤）を設定する。また、Ⅱの4（3）も踏まえるものとする。

② 目標の達成時期

目標の達成時期については、開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合はこれを明確化する。

一方で、長期性、不確実性等といった研究開発の特性に鑑み、また、研究開発については成果が創出されてから相当期間経過後にアウトカムへの貢献や実現につながることを一般的であることを踏まえ、中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮する。ただし、当該中長期目標期間において当該法人が何を目指して業務を遂行するかについては明らかにしておく必要がある。

③ できる限りアウトカムと関連させた目標とすること

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、研究開発活動の国

や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえて判断する必要があるため、国立研究開発法人に対して主務大臣が提示する目標は、できる限りアウトカムと関連させた目標とする。

（注）研究開発活動のアウトプット（成果物）とは、例えば、投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなどを指す。

研究開発活動のアウトカム（国や社会に対する効果）とは、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用を指す。例えば、科学コミュニティに生じる価値の内容、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容などがある。

（「諮問第2号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申」（平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議決定）から引用）

④ 具体的かつ明確であること等

アウトカムに関連した目標は、国民にとっても分かりやすいものとするため、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標、新たな領域開拓等目指すべき方向性を示すような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に定める。

その際、当該目標の特性等に応じ、定量的な水準・観点について十分考慮する。

なお、主務大臣は、具体性及び定量性を追求し過ぎるとアウトプットを中心とした多数の小目標の設定につながる可能性があること、客観性を追求し過ぎると「研究開発成果の最大化」に向けての目標としての実質性が損なわれる可能性があること等にも留意して、適切な目標を策定する。

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

ここで言う評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。

評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸を基本として評価する。その際、定性的な観点、定量的な観点を双方を適切に勘案して評価することが重要である。

また、それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げて、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価

軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

⑥ 評価軸と関連する指標等の設定について

上記⑤のとおり、評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

評価軸と関連する指標等として、次の i から iii までを十分踏まえつつ、法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する。

- i 指標等の設定に当たっては、定量的水準・観点を十分考慮する。
- ii ただし、定量的な指標となり得る論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等については、必ずしもこれらがアウトカムに直結するとは限らない場合があるほか、法人としてこれらの数値を上げること自体が安易に目的化することは必ずしも適当ではない場合がある。また、これらの指標を評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）として設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長するおそれもある。
- iii このため、主務大臣は、指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示する。前者の例としては開発目標に係る技術仕様、後者の例としてはハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数等が考えられる。

⑦ 重要度及び困難度について

国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業は、分野、段階、手法、目的、形態等が多種多様であるため、相対的な重要度等を判断することは一般的には困難な場合が多いことや、科学技術の進展や社会経済情勢の変化に応じて重要度等も常に変化するものであること等も踏まえ、重要度等の設定を行う場合は、有識者等（研究開発に関する審議会等）の意見を聴き、重要度等を設定した理由を明確に記載するなど、適時適切な形で行う。理由を記載する際には、上記 2 の（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

その際、上記の分析に基づいて特定の目標の重要度等を高いとする以上は、当該法人の目標の中での優先順位付けが当然にあるものと考えられる。また、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もあり得る。こうしたことを踏まえて、安易に全ての目標を重要度等が高いとすることは厳に慎むべきである。

- (2) 上記（1）に従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

(3) 研究開発以外の事務及び事業に関する目標については、中期目標管理法人の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

6 中期目標管理法人の規定の準用について

(1) 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の「業務運営の効率化に関する事項」及び同項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について、中期目標管理法人の規定（Ⅱの 5 及び 6）を準用する。この場合において「中期目標」を「中長期目標」と読み替えることとする。

この際、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めることが必要である。

(2) 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について、中期目標管理法人の規定（Ⅱの 7）を準用する。

この際、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めることが必要である。

また、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化すること、万が一研究不正が発生した場合の厳正な対応などについて、適切な形で目標を定める。

7 中長期計画及び年度計画との関係について

主務大臣と国立研究開発法人が十分に意思疎通を図り、主務大臣が提示する中長期目標の各項目について具体的な内容を盛り込んだ中長期計画及び年度計画を作成する。国立研究開発法人が中長期目標を実現するために中長期計画及び年度計画で定めるべき具体的手法等の内容については、国立研究開発法人の自主性・自律性を尊重し、中長期目標がこれを拘束することのないように留意する。

8 通則法第 35 条の 4 第 4 項「研究開発に関する審議会」について

研究開発に関する審議会は、研究開発の専門性等に鑑み、3つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに制度的に明確に位置付けられている審議会であり、主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価をするに際して重要な役割を果たすことが期待されている。

そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。主務大臣及び国立研究開発法人が中長期目標・中長期計画を策定するに際して、社会のニーズに配慮し、国内外の幅広く高い識見を踏まえてしっかりと練り上

げられたものとするために、第三者の立場から、社会的な見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行い、客観的に確認する。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」等を評価するための評価軸についても、主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。

なお、複数の主務大臣が所管する国立研究開発法人に係る研究開発に関する審議会については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、国立研究開発法人の中長期目標の策定等に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。

IV 行政執行法人の目標について

主務大臣は、行政執行法人が、国の行政事務と密接に関連し、主務大臣の指示その他の主務大臣の相当な関与の下に一体的に執行することが求められる事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人であり、その業務の確実な執行が国民生活又は社会経済の安定に不可欠であるという特性を踏まえた上で、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 国の政策体系との関係について

- (1) 行政執行法人が、主務大臣と一体的に業務を執行することが求められていることを踏まえ、特に、主務大臣が法人に対し国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と当該法人が十分に意思疎通を図り、当該法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。
- (2) このため、年度目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）を具体的かつ明確に記載する。

その際、Iの2(2)の①から③までの分析・検討の結果は、新たな目標の根拠となる、主務大臣の当該法人に対する基礎的な認識であり、これを年度目標において明確に示すことは、主務大臣と当該法人が当該法人の役割（ミッション）を共有する上で極めて有効であることから、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の冒頭に、

- ① 国の政策を実現するための実施機関として当該法人に求められる使命（当該法人の根本となる設置目的や果たすべき役割）
- ② 当該法人の現状（当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源及び実績並びにそれらに基づき分析された当該法人の専門性・人材面における「強み」・「弱み」）及び当該法人が直面する課題の分析
- ③ 当該法人を取り巻く環境の変化の分析

を明記し、その上で、当該年度目標の期間における国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）、当該法人と国の政策・施策・事務事業との関係等について、具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策体系において当該法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）及び上記①から③までと当該法人の業務や目標との関係を明らかにした資料を年度目標に添付する。

2 年度目標の項目の設定について

国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、年度目標の項目については、以下のとおり設定する。

- (1) 通則法第35条の9第2項第1号の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」においては次に従い設定する。

① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。

② 一定の事業等のまとまりとは、当該法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、当該法人の長から、当該法人の資源（予算、人材、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

(例)

- i 個別法に規定する業務の単位
- ii 主要な事業ごとの単位
- iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）
- iv 事業部単位

③ ただし、上記②によっては下記3（1）③のiからiiiまでに対応できない場合（一定の事業等のまとまりでは測定可能な目標設定ができない等）については、これにかかわらず更に細分化した単位で目標を定める。

(2) 通則法第35条の9第2項第2号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第3号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第4号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記（1）「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に準じつつ、当該法人の特性及び事項の内容に応じ設定する。

例えば、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、当該法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めることが考えられる。

(3) 評価に際しては、原則、年度目標において策定した項目を評価単位として評価を実施する。

3 通則法第35条の9第2項第1号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務について達成すべき目標を具体的に記載する。特に、国民に対し、「どのような目的及び必要性の下、何に基づき（①）」、「いつまでに（②）」、「何について、どのような水準を実現するのか（③）」等について、次の事項に基づき、分かりやすく示さなければならない。

その際、上記1（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

- ① 「どのような目的及び必要性の下、何に基づき」について
法人が執行すべき主務大臣が定める計画、国の政策体系及びその背景となる国民生活や社会経済の状況並びに法令上の根拠規定について記載する。関連する政策評価の事前分析表がある場合には表番号についても記載する。
また、当該法人の役割、能力、規模、施設、設備等を踏まえ、目標に基づき当該法人が業務を行う必要性について記載する。
- ② 「いつまでに」について
年度目標の期間内の一定の時期までに達成を求める目標についてはその達成時期について記載する。
- ③ 「何について、どのような水準を実現するのか」について
達成すべき目標及び当該目標の必要性について、次に掲げる事項を踏まえ、どの業務をどのようなやり方で正確かつ確実に執行するのか（大臣の定める計画の確実な達成、大臣が定める期限ごとに結果を提出、検査実施件数等）について定める。
- i 具体的、客観的、的確かつ明確であること
当該法人の役割（ミッション）に基づいた適切な業務運営が行われるとともに、主務大臣が当該法人に求める内容について国民に分かりやすく示す必要があることから、「何について、どのような執行」を求めるのか、観念的、抽象的又は総花的に記載するのではなく、具体的、客観的、的確かつ明確に記載する。
- ii 測定可能であること等
正確かつ確実な執行が求められる業務については、正確性及び確実性について客観的に達成状況が分かる定量的又は定性的な目標を定める。あわせて、目標に関する定量的な指標及び当該指標の達成水準を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。当該指標はできる限り財務情報、統計情報等に基づく客観的に検証可能なものとする。
その際、評価を客観的に行うことを過度に考慮するあまり、当該法人の役割（ミッション）との関係で意味の乏しい目標を設定することは本末転倒であり、そうしたことは行うべきではない。そのためにも、上記1（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析を十分に踏まえて目標を定める必要がある。
その他の業務については、中期目標管理法人の規定（Ⅱの4（1）③ii及びiii）を準用する。
- iii 正確性及び確実性を過度に考慮した安易な水準としないこと等
正確かつ確実な執行が求められる業務の目標の水準については、業務執行における正確性及び確実性を過度に考慮した安易なものとしてはならない。
なお、正確かつ確実な執行が求められる業務のうち検査や検定を行う業務については、当該法人の業務の実績、諸外国の事例、他法人

の取組等を勘案し、当該法人の努力を促すことが期待されるような水準とする必要があるため、中期目標管理法の規定（Ⅱの４（１）③v）を準用する。

その他の業務の目標の水準については、中期目標管理法の規定（Ⅱの４（１）③v）を準用する。

（２）重要度及び困難度

法人が担う施策や事務・事業、ひいては目標には、その時々的情勢に応じて、重要度等が存在すると考えられ、また、重要度等は、政策や法人を取り巻く環境の変化、その時々の方の状況（当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源の状況）に応じて変化すると考えられる。

これを踏まえ、また、上記１（２）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係から重要度等が高いと合理的に判断できる場合においては、中期目標管理法の規定（Ⅱの４（２））を準用して、重要度等が高い旨及び当該目標について重要度等が高いとした理由を明確に記載する。

その際、上記の分析に基づいて特定の目標の重要度等を高いとする以上は、当該法人の目標の中での優先順位付けが当然にあるものと考えられる。また、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もあり得る。こうしたことを踏まえて、安易に全ての目標を重要度等が高いとすることは厳に慎むべきである。

（３）近年、我が国は、急速な人口減少・高齢化、東京一極集中と地方の疲弊、多発する災害、エネルギー・環境問題など様々な課題に直面し、各府省や各法人が単独で解決することは困難となってきた。例えば、こうした課題に対し、AI・IoT・ロボットなど第４次産業革命の社会実装による「Society5.0」を実現し、地域社会を含め、持続可能でインクルーシブな経済社会を構築していくためには、オールジャパンで取組を進める必要がある。

こうした中で、国の行政の一部として政策実施に大きな役割を担う法人が様々な政策課題の解決に貢献していくためには、その専門性や人材面での強みを最大限発揮して、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門（以下「関係機関・団体」という。）との分担と協働を進める視点がこれまで以上に必要である。

そのため、当該法人やその業務の特性や類型に応じ、上記１（２）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析を踏まえて、次の事項を明示すること。

① 関係機関・団体のノウハウ、専門人材等が不足している一方で、当該法人が専門性やノウハウ、人材面の強みを有する分野等において、当該法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うこと

（注）特に、地域における地方公共団体、非営利法人、民間企業等においては、人口減少社会の到来等により人材の確保やノウハウの継承が困難となって

いることが予想される。

- ② 関係機関・団体との連携により政策効果のさらなる発揮が期待できる場合や個別の法人だけでは政策目的の実現が困難又は十分ではない場合に、当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化すること

(注) 特に、府省を越えた取組やベンチャー企業等を含む外部活力の活用など、個別の法人の発意のみでは推進が難しい取組については、当該法人との十分な意思疎通の上で、主務大臣が一定の方針を指示することにより、取組の推進が期待できると考えられる。

ただし、当該法人やその業務の特性上、関係機関・団体との分担・協働を目標において明示することが馴染まない又は困難な場合は、無理に明示することは要しない。

なお、上記①及び②に係る目標を定める際には、主務大臣の年度目標が、法人が定めるべき具体的手段等を拘束することのないよう留意する必要があることから、目標においては、関係機関・団体との分担・協働により、当該法人の強みの発揮又は当該法人に不足する要素の補完が期待される分野等を示すなど、分担・協働の方向性を示す。政策目的や政策体系上の位置付け等から、連携すべき個別の対象が自ずと特定される場合においては、個別の連携対象まで明示する。

- (4) 上記(1)から(3)までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途同局長が示す記載例を参照する。
- (5) 行政執行法人が行う研究開発の業務についての目標を定める場合には、国立研究開発法人の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

4 中期目標管理法人の規定の準用について

通則法第35条の9第2項第2号「業務運営の効率化に関する事項」、同項第3号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第4号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について、中期目標管理法人の規定(Ⅱの5、6及び7)を準用する。この場合において「中期目標」を「年度目標」と読み替えることとする。

5 通則法第35条の9第3項「中期的な観点から参考となるべき事項」について

年度目標に記載される中期的な観点から参考となるべき事項についても、中期目標管理法人の規定を参考にすることとする。

具体的には、

- ・ 業務運営の効率化に関する事項については、各年度の進捗状況の把握と進行管理を行う観点から、各年度及び期間全体での目安や方向性について、原則として定量的に定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。やむを得ず定性的に定める場合には、関連した定量的な指標及

- び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。
- 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項のうち、複数年度にわたる計画的な取組が必要なものについては、その特性に応じ、各年度及び期間全体での目安や方向性について具体的かつ明確に記載する。

V その他留意すべき事項について

- 1 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について
目標及び指標を定めるに当たっては、本指針の考え方及び本指針で示した記載すべき事項に従うとともに、各業務の特性に応じた内容とすることが必要である。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）で示された業務類型別の措置を踏まえ、適切に策定する必要がある。
このため、過去の政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を踏まえ、業務類型に着目した「目標策定の際に考慮すべき視点」を、別途総務省行政管理局長が示すこととする。当該視点で示した内容については、評価を行う際の視点ともなることから、目標を策定する際は十分に配慮する。
また、業務類型に着目した目標及び指標の具体例として、「目標及び指標の記載例」を、別途総務省行政管理局長が示すこととする。当該記載例は目標及び指標の策定の際に参照する。
- 2 業務改革の取組との関係について
国の行政機関における業務改革については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）において、その方針が定められている。
一方、独立行政法人は、その制度趣旨上、効果的かつ効率的な業務運営が求められていることから、引き続き業務改革の取組が進められる必要があると考えられる。
このため、法人においても「国の行政の業務改革に関する取組方針」の趣旨を踏まえて国の行政機関の取組に準じた取組が行われるような目標の策定に留意する。
- 3 調達等合理化の取組との関係について
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）において、「各法人が P D C A サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定に掲げられた取組と整合するように目標を策定する必要がある。
- 4 目標策定等のスケジュールについて
主務大臣は、当該法人の業務実績評価及び業務全体の見直しを適切に反映させた上で、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会のチェックを受けた目標を策定しなければならない。
このため、具体的には、以下のようなスケジュールに従うものとする。
(1) 新中（長）期目標案の策定（中期目標管理法人、国立研究開発法人）
1 月上旬を目途に策定、独立行政法人評価制度委員会に通知。同委員会のチェックを受ける。

(2) 新中(長)期目標(中期目標管理法人、国立研究開発法人)及び年度目標(行政執行法人)の策定

2月下旬を目途に決定し、当該法人に指示する。

(3) 新中(長)期計画(案)(中期目標管理法人、国立研究開発法人)及び事業計画(案)(行政執行法人)の策定、認可

主務大臣から指示された目標に沿って策定し、3月末までに主務大臣の認可を得る。

なお、中期目標管理法人及び国立研究開発法人の目標の変更については、上記に準じ、変更する期日の2～3か月前に策定、独立行政法人評価制度委員会に通知し、同委員会のチェックを受ける等とする。行政執行法人の目標の変更についても上記に準じて策定する。

5 共管法人の取扱いについて

複数の主務大臣が所管する法人の目標については、各主務大臣が所管する業務に係る目標はそれぞれの主務大臣が分担して策定し、全体に関する事項及び共通して所管する事項の目標は主務大臣間で協議して策定するなど、各主務大臣が連携して目標を策定する。

原則として法人の目標は一つとする。

6 本指針の見直しについて

総務大臣は、目標の策定状況や法人に関する種々の政府方針等を踏まえ、主務大臣の下でのPDCAサイクルの実効性をより高める観点や法人の実効性のあるマネジメントをより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

独立行政法人の評価に関する指針

平成 26 年 9 月 2 日策定

平成 27 年 5 月 25 日改定

平成 31 年 3 月 12 日改定

総務大臣決定

はじめに

独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、主務大臣による目標管理の下で一定の運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として導入された。

目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いを業務の実績評価の尺度とした上で、業務の実績評価を踏まえ、組織・事業の見直しや改廃に反映するものであることから、どのように適正かつ厳正な評価を実施するかが独立行政法人制度にとっては極めて重要である。また、独立行政法人（以下「法人」という。）は、運営費交付金の使途の内訳が国から特定されず柔軟な執行が可能な仕組みであること等からも、法人の業務運営等に対する評価は毎年度厳正に行われる必要がある。

独立行政法人制度が導入されて以来、府省独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委」という。）、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）による階層的な評価の結果等を踏まえた不断の見直しが行われ、着実に法人の業務の改善がなされてきたところである。

一方、従来府省評価委が行う評価は各府省評価委の定める独自の評価基準に基づき行っていたことから政府全体としての評価の統一性を欠く、中期目標期間を総括した評価が次期中期目標策定に活かされていない、との指摘があった。

こうした指摘に対し、第186回国会において独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正が行われ、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標管理の仕組みに改められたとともに、総務大臣が目標の策定及び業務の実績評価に関する政府統一的な指針を定めることとされたところである。

本指針はこのような経緯を踏まえ、改正後の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第28条の2第1項に基づき、主務大臣が評価を実施するに当たり指針とすべき事項を、「独立行政法人の評価に関する指針」として取りまとめたものである。主務大臣は、本指針に基づき、法人の業務等に係る国民への

説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切に評価を実施する必要がある。

さらに、政策実施機関としての法人の業務実績に係る評価の結果は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、政策評価及び政策に適切に反映されることが求められる。

通則法においては、事務・事業の特性に応じ、法人を、中期目標管理により事務・事業を行う中期目標管理法、中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う国立研究開発法人及び単年度の目標管理により事務・事業を行う行政執行法人の 3 つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築するとされたことから、以下、各分類に従い指針を策定する。

独立行政法人評価制度委員会は、通則法第 32 条第 5 項、第 35 条の 6 第 8 項及び第 35 条の 11 第 7 項に基づき、それぞれの評価の結果について、本指針に基づき業務の実績を適正に評価しているかどうかの観点からチェックすることとなる。

目 次

I 本指針について

1	本指針の位置付け	1
2	評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本的考え方	1
3	本指針の適用範囲	2

II 中期目標管理法の人の評価に関する事項

1	総論	4
2	評価体制	4
3	各評価の目的・趣旨・基本方針	4
4	自己評価結果の活用等	7
5	評価単位の設定	8
6	評価の方法等	8
7	項目別評定及び総合評定の方法、評定区分	10
8	評価書の作成	19

III 国立研究開発法人の評価に関する事項

1	総論	21
2	評価体制	21
3	各評価の目的・趣旨・基本方針	22
4	自己評価結果の活用等	25
5	評価単位の設定	27
6	評価の方法等	27
7	項目別評定及び総合評定の方法、評定区分	32
8	評価書の作成	43

IV 行政執行法人の評価に関する事項

1	総論	46
2	評価体制	46
3	各評価の目的・趣旨・基本方針	46
4	自己評価結果の活用等	47
5	評価単位の設定	48
6	評価の方法等	48
7	項目別評定及び総合評定の方法、評定区分	49
8	評価書の作成	56

V その他留意すべき事項

1	評価結果の活用等に関する事項	59
2	評価結果等の公表に関する事項	59
3	評価のスケジュールに関する事項	60
4	共管法人の取扱いに関する事項	61
5	本指針の見直しについて	61

I 本指針について

1 本指針の位置付け

- (1) 本指針は、通則法第 28 条の 2 第 1 項規定の「第 32 条第 1 項、第 35 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに第 35 条の 11 第 1 項及び第 2 項の評価」に関する指針である。

主務大臣は本指針に基づき所管する法人の評価を実施する必要がある。

- (2) 主務大臣は本指針に基づいた評価を実施するため、評価の基準を個別具体的に作成し、それに基づいて評価を実施するものとする。

2 評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本的考え方

本指針は以下の考え方の下に策定されたものであり、主務大臣はこれに基づき評価を実施しなければならない。

- (1) 法律、閣議決定及びその他政府の種々の方針において、当該法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、当該法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項への取組状況についても評価を行う。

- (2) 主務大臣の下での P D C A サイクルを十分に機能させるという、通則法の改正により平成 27 年 4 月に実施された制度改正の趣旨を踏まえ、当該法人の業務実績評価（独立行政法人評価制度委員会や政独委が指摘した事項を含む。）に加え、関連する国の政策評価、行政事業レビュー及び行政評価・監視の結果を活用して評価する。

- (3) 評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評定（以下「項目別評定」という。）と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。

※「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの 3（3）、Ⅲの 4（3）及びⅣの 2（3）の評価単位を示す。

- (4) 評価は、目標及び計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によって行うものとする。なお、研究開発に係る事務及び事業については、研究開発業務の特性等を踏まえ、適切な評価軸に基づき評価を行う。

- (5) 評価に当たっては、各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する。

また、その際、政府の政策実現への寄与など、当該法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえたものとする。

- (6) 評価に当たっては、独立行政法人制度創設の趣旨を踏まえ各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持ち、その業務がどれほどの投入資源を費やしているかについて業務の成果・効果と対比して評価する。

- (7) 評価に当たっては、早急な財務内容の改善など、法人個々に対する社会

的要請をも踏まえるものとする。

(8) 評価に当たっては、当該法人が通則法第 32 条第 2 項、第 35 条の 6 第 3 項及び第 4 項、第 35 条の 11 第 3 項及び第 4 項に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を活用して評価するものとする。

(9) 主務大臣による評価は、当該法人の業務運営の改善のほか、組織及び業務の全般にわたる検討、新中期目標の策定に活用されることが求められていることから、極めて重要である。簡素・効率的で実効性の高い目標管理・評価の仕組みの下、法人の評価が適正かつ厳正に行われ、評価結果に基づき業務の改善が促されることにより、評価の実効性が確保される。

評価結果に基づく業務の改善とは、具体的には、

- ・ 目標の達成状況が悪い部門の改善（資源の再配分を含む）
- ・ 目標の達成状況が良い部門の更なる向上（資源の更なる重点投下を含む）
- ・ 業績向上努力（例えば、業務改善により、「C」以下の評定だった項目を翌年度「B」以上の評定にするなど）の評価を通じた更なる改善努力の促進

といったものが考えられる。

(10) 従来、府省評価委が各自で設定していた評定区分、総合評定の方法、評価の結果の様式等を標準化し統一性を向上させることにより、他法人や過年度実績との比較可能性を高めるとともに、目標・計画の実施状況、進捗状況及び達成の状況を標準化された評価書で明らかにすることにより、国民にとって分かりやすい評価を実現し、透明性の確保・国民への説明責任の徹底（見える化）が図られるものとする。

(11) 通則法第 32 条第 4 項、第 35 条の 6 第 7 項及び第 35 条の 11 第 6 項の評価の結果（以下「評価書」という。）は、目標の達成状況及び計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載し、公表するものとする。

3 本指針の適用範囲

本指針の適用範囲は次のとおりである。

(1) 中期目標管理法人

- ① 通則法第 32 条第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（年度評価）
- ② 中期目標期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）
 - i 通則法第 32 条第 1 項第 2 号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）
 - ii 通則法第 32 条第 1 項第 3 号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）

(注) 日本私立学校振興・共済事業団法第 26 条第 1 項により準用される通則法第 32 条第 1 項に基づく同事業団の助成業務の実績の評価については、「II 中期目標管

理法人の評価に関する事項」の規定を適用する。

(2) 国立研究開発法人

- ① 通則法第 35 条の 6 第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価（年度評価）
- ② 中長期目標期間における業務の実績の評価（中長期目標期間評価）
 - i 通則法第 35 条の 6 第 1 項第 2 号に定める、中長期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中長期目標期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）
 - ii 通則法第 35 条の 6 第 1 項第 3 号に定める、中長期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中長期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）
 - iii 通則法第 35 条の 6 第 2 項に定める、中長期目標期間の途中において通則法第 21 条の 2 第 1 項ただし書で定める当該法人の長の任期が終了する場合の、当該任期の末日を含む事業年度末までの期間（中間期間）における業務の実績の評価（中長期目標期間中間評価）

(3) 行政執行法人

- ① 通則法第 35 条の 11 第 1 項に定める、各事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価（年度評価）
- ② 通則法第 35 条の 11 第 2 項に定める、3 年以上 5 年以下の期間で主務省令で定める期間（主務省令期間）の最後の事業年度の終了後に実施される、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況に関する評価（効率化評価）

Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項

1 総論

中期目標管理法人は、国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的としていることから、業務の質の向上と業務運営の効率化の両立を促す評価が重要である。

そのため、評価においては、中期計画の実施状況について、中期目標の達成及び達成見込みについても留意しつつ評価を行う。

また、業務運営上の課題についても留意し、当該課題を検出した場合には、改善方策についても提示する。また、過去の評価において示した改善方策の対応状況についても適正に評価する。

中期目標管理法人の実施する研究開発に係る事務及び事業の目標策定において、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの4（5）に基づき国立研究開発法人の研究開発の成果の最大化に関する事項の規定を準用した場合には、国立研究開発法人の評価に関する事項の規定を準用して項目別評定を行う（研究開発に関する審議会に係る事項を除く）。その際、「国立研究開発法人」を「法人」に、「中長期目標」及び「中長期計画」を「中期目標」及び「中期計画」に読み替えるものとする。ただし、その場合においても総合評定については中期目標管理法人の規定に基づくものとする。

2 評価体制

政策実施機関としての法人の業務の実績の評価に当たっては、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、当該法人を所管する部局が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局など主務大臣による評価結果を取りまとめる部局等で評価結果を点検する。

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

主務大臣が行う各評価は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき行うものとする。

(1) 年度評価

- ① 年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

- ② 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）は、評価の結果を中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討、新中期目標の策定等に活用することを目的とすることから、目標期間における業務の実績を最終的に判定し、当該法人の政策実施機能の担い手としての有効性を判断する必要がある。そのため、当該目標期間中に達成すべきとされた目標の達成状況を目録項目ごとに的確に把握できることが重要である。

一方、年度評価は、「目標期間中の業務運営は、法人の自主性・自律

性に委ねる」という中期目標管理法人の特性に鑑みれば、中期目標期間評価とは異なり、当該目標期間中の各年度において、中期目標の着実な達成を確保する上で支障となると考えられるものなどの業務運営上の課題を的確に抽出できることが重要である（特に、当該目標期間終了時における目標の達成が危ぶまれる場合には、その理由を分析し、指導や業務改善命令により是正する必要があるほか、分析結果によっては、中期計画の変更を求める必要があり、そうした課題の有無の把握は重要である。）。

そのため、年度評価については、業務運営上の課題の抽出に特化させるようなメリハリをつけることによって、より一層、効率的にその効果を発揮させることができると考えられることから、事務・事業の特性や目標の内容、目標の重要性等、目標・計画の達成状況などに応じて、例えば

- i) 中期目標期間終了時における着実な目標の達成を確保する上で支障となると考えられる当該法人の業務運営上の課題、他の部門における業務運営改善の検討に資するような事例、他の部門への資源の再配分の可能性や必要性の検討に資するような事例等の抽出
- ii) 中期目標の策定過程において、中期目標期間終了時に達成されるべき成果やその水準を具体化できず、中期目標期間中に結論を得るような目標を定めている場合の進捗状況や成果の把握

といったものに重点化して評価を行うことが考えられる。

一方、中期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、それ以外の目標に比べ、その達成状況や達成に向けた業務運営状況に、より一層注意を払う必要があると考えられることから、必ず重点化の対象項目とする。

上記の「重点化」とは、目標期間終了時における目標達成の上で重要なもののみ従来の単位・精度で評価を行うこととする一方、それ以外の項目については、簡素・効率的な評価となるような工夫を促すことにより、評価にメリハリをつけようとするものである。そのため、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価となるよう工夫する。（例：評価書は主務大臣や法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）

上記の措置により、法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、法人との十分な意思疎通を図り、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

- ③ 年度評価は、各事業年度における業務の実績について、当該法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、当該

法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

- ④ 年度評価は、目標・計画の達成状況にかかわらず、当該法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく当該法人全体の評定に反映させるなど、当該年度における当該法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。
- ⑤ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。

(2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

① 見込評価

- i 見込評価は、評価の結果を中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討及び新中期目標の策定に活用することを目的とする。
- ii 見込評価は、中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、当該法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。
- iii 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中期目標が適切に策定されるよう留意する。
- iv 「3（1）年度評価」の④及び⑤については、見込評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。

② 期間実績評価

- i 期間実績評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。
また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。
- ii 中期目標期間終了時において、中期目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、当該法人の中期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況の全体について総合的な評定を行うものとする。
- iii 見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績とに大幅な乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中期目標等の変更の必要性について検討する。
なお、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。
- iv 「3（1）年度評価」の④及び⑤については、期間実績評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えるも

のとする。

4 自己評価結果の活用等

- (1) 通則法第 32 条第 2 項に基づき作成する自己評価書は、国民に対する説明責任の履行及び当該法人の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とする。

あわせて、主務大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。

- (2) 主務大臣は、当該法人に対して、主務大臣の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自己評価書の作成を求める。

なお、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」(平成 30 年 9 月 3 日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会)により、業績評価については、自己評価書において詳細情報が提供され、事業報告書においてその概要情報が提供されると整理されている。

- (3) 主務大臣は、年度評価及び中期目標期間評価において、客観性を考慮しつつ自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。当該法人から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。

特に、年度評価については、3 (1) の②の重点化の趣旨を踏まえ、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一となる場合には、主務大臣による評価においては、目標が達成できた状態であること及び「B」であるとする自己評価における分析が妥当であることが明らかであればよいことから、主務大臣が作成する評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合(この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。)、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合(この場合、当該指摘事項の記載が必要。)等が想定される。このように、主務大臣と当該法人とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

- (4) 主務大臣は、当該法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。

- (5) 法人は、上記の主務大臣の評価の円滑化に資するよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。

- ① 本指針の(Ⅱの 3)「各評価の目的・趣旨・基本方針」、(Ⅱの 5)「評価の単位の設定」及び(Ⅱの 6)「評価の方法等」(当該法人として実施可能なものに限る)を踏まえ、中期目標、中期計画及び年度計画で定め

られた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。

- ② 当該法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。
- ③ 業務実績、目標・計画の達成状況及び当該法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、事務・事業の特性に応じて適切な単位で評価を行う。その際、自己評価書の作成が当該法人の過度な負担とならないよう配慮しつつ、主務大臣が行う評価にも活用できるよう留意する。

なお、主務大臣は、年度評価の重点化に伴い、重点化の対象としない項目の実績の分析や項目別評定の評価書の作成の単位の設定に当たっては、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するとともに、自己評価書の作成が当該法人の過度な負担とならないよう配慮することとする。これにより、目標単位ごとの評定とその根拠については、各目標項目と自己評価書における評定等との関係を整理したものを求めるにとどめるよう考慮することとする。

- ④ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。
- ⑤ 自己評価及び主務大臣による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策が示されているものについては、次年度以降の自己評価書においてその実施状況を記入する。

5 評価単位の設定

項目別評定は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、原則、中期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

なお、中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

よりの確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評定を行うことは妨げない。

また、年度評価については、重点化するに当たり、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価単位となるよう工夫する。（例：評価書は主務大臣や法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）

上記の措置により、法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、法人との十分な意思疎通を図り、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

6 評価の方法等

主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗

状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

(1) 評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

- ① 当該法人に対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。
- ② 評価に当たって当該法人の長からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど、役員等から必要な情報を収集し、当該法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。
- ③ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
- ④ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
- ⑤ 定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績1単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとまりごとの財務情報等を活用する。
- ⑥ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
- ⑦ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
- ⑧ 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。
- ⑨ 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握しがたい場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

上記のほか、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

- i 外部有識者の知見の活用（ただし、利害関係者を排除するなど手続の妥当性に留意するものとする。）
- ii 当該法人に対する現地調査
- iii 同業種の民間企業との比較・分析

(2) 評価の視点

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、当該法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

その際、次のような目標については、その内容に応じた適切な方法による評価を行う。

- ① 目標策定時点において最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を明らかにすることが、国の政策や当該法人の役割（ミッション）等に照らして必ずしも適切ではない又は明らかにで

きないような目標については、

- i) 中期目標において、当該中期目標期間中に取り組む内容とその水準、期限及びそれらの設定の考え方が明らかにされている場合は、その内容に従って適切に評価を行う。
 - ii) 中期目標において、上記 i) の記述ができていない場合、最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組やその方向性が定められている場合は、それ以降の期間において、達成されるべき成果やその水準について検討し、明確化を図るとともに、最終的な目標の達成に至る当該法人の長によるマネジメントの具体的な取組内容が最終的な目標の達成に資するものとなっているかどうかとの観点から評価を行う。
 - iii) 上記 i) 及び ii) により難しい場合は、年度評価又は見込評価の時点等具体的な評価の視点や方法を定めることが可能になった時点で、それらを具体的に定めることも考えられる（その場合、それまでの間の年度評価においては、成果の把握等可能な範囲で目標達成に向けた状況を把握すること。）。
- ② 当該法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うことや当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化することに関する目標については、具体的な取組内容が支援や協働体制の確立・強化の実施を求めた趣旨に沿ったものであるかどうかとの観点からも適切に評価を行う。
 - ③ 当該法人やその事務・事業の特性等に応じた人材確保・育成に関する目標については、人材確保・育成方針を策定しているかどうか、また、当該方針の内容やそれに基づく具体的な取組は、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった当該法人の強みの維持・向上に資するものとなっているかどうかとの観点から適切に評価を行う。
 - ④ 法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標については、具体的な取組内容に応じて適切に評価を行う。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）において、「各法人が P D C A サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

エ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。

その際、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一である場合は、目標が達成された状態であること及び自己評価による「B」とする根拠の分析が妥当であることが明らかであればよいことから、評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、主務大臣と当該法人とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げること認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、評定を上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げること認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて

考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。また、定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上120%未満である場合（これに相当する達成水準である場合を含む。）であって、評価の時点において当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合には、上記 i における、困難度が高いと設定されていなかった場合の評定である「B」とする。

エ 最上級の評定「S」を付す場合には、当該法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- ・ 当該法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要度及び困難度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

オ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

カ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

キ 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を達成していると認められる状態となるよう設定するものとする。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

なぜその評定に至ったのかについての過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

その際、各項目について設定された重要度を考慮するものとする。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定を踏まえ、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要

- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策
特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。
 - ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
- イ 全体評定に影響を与える事象
- ・ 当該法人全体の信用を失墜させる事象など、当該法人全体の評定に影響を与える事象
 - ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1(2)の「法人全体を総括する章」において記載される当該法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
 - ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績(災害対応など)
- ウ その他特記事項
- ii 評語による評定
- ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。
- イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。
- ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。
- S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。
- iii 総合評定の留意事項
- ア あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。
- イ 当該法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、当該法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。
- ウ なお、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を

行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：当該法人の業績向上努力により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期目標値が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期目標値が120%以上、又は定量的指標の対中期目標値が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

エ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場

合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのか根拠を明確に記載する。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げることが認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げることが認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。また、定量的指標の対中期目標値が 100%以上 120%未満である場合（これに相当する達成水準である場合を含む。）であって、評価の時点において当初想定

された困難度には当たらないことが判明した場合には、上記 i における、困難度が高いと設定されていなかった場合の評定である「B」とする。

エ 最上級の評定「S」を付す場合には、当該法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として

- ・ 当該法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要度及び困難度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

オ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

カ 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を十分に達成し、法人としての役割を果たしている状態となるよう設定するものとする。

キ 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績の見込みと中期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

なお、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

ク 評定にあわせ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、当該法人全体の業務実績に対し評語を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

総合評定の過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要

- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
 - ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
- イ 全体評価に影響を与える事象
- ・ 当該法人全体の信用を失墜させる事象など、当該法人全体の評価に影響を与える事象
 - ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1(2)の「法人全体を総括する章」において記載される当該法人のミッション、役割の達成の状況
 - ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績(災害対応など)

ウ その他特記事項

ii 評語による評価

ア 評語による評価は、項目別評価及び記述による全体評価を総合的に勘案して行う。

イ 評価は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

ウ 評語による評価を行う際には、各項目の重要度を考慮する。

エ 各評価項目の業務実績と評価区分の関係は、以下のとおりとする。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii 総合評価の留意事項

ア 見込評価においては、評価の他、以下の事項を記載する。

- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策

- ・ 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

イ 期間実績評価においては、評価のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項

ウ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評価において十分に考慮するものとする。

エ 当該法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その

程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、当該法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

オ なお、中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

カ 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

8 評価書の作成

(1) 評価書の様式

評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成するものとする。

(2) 記載すべき事項

評価書は、以下の事項を記載するものとする。

① 評価の概要

i 評価対象に関する事項

- ア 法人名
- イ 対象年度（年度評価）
- ウ 対象期間（中期目標期間評価）

ii 評価の実施者に関する事項

- ア 共管法人の場合には評価の分担の概要
- イ 評価を担当した部局、作成者（課長名）
- ウ 評価を点検した部局、作成者（課長名）

iii 評価の実施に関する事項

- ア 理事長ヒアリングなど、評価に際し実施した手続
- イ 外部有識者の知見を活用した場合にはその概要（構成員、意見聴取等の活動実績等）

iv その他評価に関する重要事項

② 総合評定

i 評語による評定

ii 記述による全体評定

iii 当該法人が実施した事項のうち、中期目標・中期計画・年度計画に記載のない事項で、全体評定において考慮すべき事項

iv 見込評価においては、業務及び組織の全般的な見直し並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策

v 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

vi 中期計画の変更が必要な場合には当該事項

vii 中期目標期間評価において、次期中期目標の変更が必要な場合には当該事項

- viii 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見
- ③ 項目別評定の総括表
 - i 項目別評定で付された評語の経年による一覧表示
 - ii 各項目に付された重要度・困難度が分かるように記載
 - iii 評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「-」とし、総合評定に反映しない。
- ④ 項目別評定
 - i 当該事務及び事業に関する基本情報
 - ア 当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策、個別法の条文番号など）
 - イ 政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号、行政事業レビューのレビューシートの番号を記載し、対応する達成手段を明らかにする。）
 - ウ 当該項目の重要度、困難度（目標策定の際に定めたものを記載）
 - ii 主要な経年データ
 - ア アウトプット及び（又は）アウトカム情報
 - イ インプット情報（予算額、決算額、経常費用、行政コスト、人員数など）
 - iii 目標、計画、評価に関する事項
 - ア 対応する中期目標・中期計画・年度計画
 - イ 業務の実績、自己評価
 - ウ 用いた評価指標、評価の視点
 - エ 評定及びその根拠
 - オ 業務運営上の課題及び改善方策
 - カ 目標水準の変更が必要な場合にはその概要
 - キ 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見
 - iv その他参考情報（必要に応じ実施する予算差異分析、財務分析など）
- (3) 記載における留意点
 - ① 評価書は国民に対し当該法人の業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとする。
 - ② 経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。
 - ③ 見込評価と中期目標期間実績評価の項目別評定は、それぞれ並列して表記し、見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう努める。
 - ④ 記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。

Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項

1 総論

(1) 国立研究開発法人の評価の第一目的

「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」(※)という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現につながるよう、評価を行うことが重要である。

※ 「研究開発成果の最大化」とは「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの1(2)の「研究開発成果の最大化」をいう。

(2) 国立研究開発法人評価の重点

個々の「研究開発課題(事業)」については、各国立研究開発法人においても、また、重要度等に応じて国の関与の下でも、高度な専門的知見・経験等を踏まえた研究開発評価(「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)を踏まえた評価)が行われている。

このことを踏まえ、主務大臣による評価においては、個別具体的な事業、取組等についてこれらの評価結果を適切に活用した上で、「法人としての研究開発成果の最大化」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」について重点的に評価を行う。

その場合であっても、個別具体的な事業、取組等についても適切に確認・評価することは必要である。

2 評価体制

(1) 評価を行う部署

国立研究開発法人の業務の実績の評価に当たっては、研究開発成果の最大化に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、当該法人を所管する部局が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局など主務大臣による評価結果を取りまとめる部局等で評価結果を点検する。

(2) 研究開発に関する審議会

研究開発に関する審議会は、研究開発の専門性等に鑑み、3つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに制度的に明確に位置付けられている審議会であり、主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価の実施に際して重要な役割を果たすことが期待されている。そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。

研究開発に関する審議会は、主務大臣が国立研究開発法人から提出された自己評価書等を基に、年度評価、見込評価、中長期目標期間実績評価、中長期目標期間中間評価及び中長期目標の期間の終了時の検討を行うに際して、研究開発に係る事務及び事業に関する事項について、第三者の立場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行

う。その際、中長期目標・中長期計画の策定時に主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認した評価軸（※）等を活用しながら、自己評価書の正当性・妥当性、長のマネジメントの在り方等についても確認し、国立研究開発法人の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行う。

また、国立研究開発法人の目標の策定、評価に関して密接不可分な事項（制度運用に関するものなど）についても検討するなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて積極的に貢献する。

なお、複数の府省等が共管している国立研究開発法人については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、国立研究開発法人の評価に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。

※ 「評価軸」とは「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの5（1）⑤の評価軸をいう。

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

主務大臣が行う各評価は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき行うものとする。

（1）年度評価

① 年度評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため評価対象年度以降の業務運営の改善等にも資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

② 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）は、評価の結果を中長期目標期間等終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討、新中長期目標の策定等に活用することを目的とすることから、目標期間における業務の実績を最終的に判定し、当該法人の政策実施ツールとしての有効性を判断する必要がある。そのため、当該目標期間中に達成すべきとされた目標の達成状況を目標項目ごとに的確に把握できることが重要である。

一方、年度評価は、「目標期間中の業務運営は、法人の自主性・自律性に委ねる」という国立研究開発法人の特性に鑑みれば、中長期目標期間評価とは異なり、当該目標期間中の各年度において、中長期目標の着実な達成を確保する上で支障となると考えられるものなどの業務運営上の課題を的確に抽出できることが重要である（特に、当該目標期間終了時における目標の達成が危ぶまれる場合には、その理由を分析し、指導や業務改善命令により是正する必要があるほか、分析結果によっては、中長期計画の変更を求める必要があり、そうした課題の有無の把握は重要である。）。

そのため、年度評価については、業務運営上の課題の抽出に特化させ

るようなメリハリをつけることによって、より一層、効率的にその効果を発揮させることができると考えられることから、事務・事業の特性や目標の内容、目標の重要性等、目標・計画の達成状況などに応じて、例えば、

- i) 中長期目標期間終了時における着実な目標の達成を確保する上で支障となると考えられる当該法人の業務運営上の課題、他の部門における業務運営改善の検討に資するような事例、他の部門への資源の再配分の可能性や必要性の検討に資するような事例等の抽出
 - ii) 中長期目標の策定過程において、中長期目標期間終了時に達成されるべき成果やその水準を具体化できず、中長期目標期間中に結論を得るような目標を定めている場合の進捗状況や成果の把握
- といったものに重点化して評価を行うことが考えられる。

一方、中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、それ以外の目標に比べ、その達成状況や達成に向けた業務運営状況に、より一層注意を払う必要があると考えられることから、必ず重点化の対象項目とする。

上記の「重点化」とは、目標期間終了時における目標達成の上で重要なもののみ従来の単位・精度で評価を行うこととする一方、それ以外の項目については、簡素・効率的な評価となるような工夫を促すことにより、評価にメリハリをつけようとするものである。そのため、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価となるよう工夫する。(例：評価書は主務大臣や法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど)

上記の措置により、法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、法人との十分な意思疎通を図り、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

- ③ 年度評価は、各事業年度における業務の実績等について、当該国立研究開発法人による自己評価の結果、各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、中長期計画の実施状況等に留意しつつ、当該国立研究開発法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。
- ④ 年度評価は、中長期目標・計画の実施状況を確認しつつ、目標の策定時に設定した評価軸等に留意して行う。なお、研究開発に係る事務及び事業は、着実に実施していくことが期待される定常的・定型的業務とは異なり、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等といった「研究開発の特性」を有する創造的な業務であることを踏まえ、必ずしも時間に

応じた線型的な事務及び事業の進捗、成果の創出等が期待できない場合が多いこと等についても十分配慮して評価を行う。

- ⑤ 年度評価は、目標・計画の達成状況等にかかわらず、当該法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく当該法人全体の評定に反映させるなど、当該年度における当該法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。
- ⑥ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合等には、評定において考慮するものとする。

(2) 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）

① 見込評価

- i 見込評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、評価の結果を中長期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに新中長期目標の策定に活用すること等に資するものとする。
- ii 中長期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中長期目標期間終了時に見込まれる業務の実績等に係る自己評価の結果及び各法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、当該法人の中長期目標期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績等を調査・分析し、中長期目標の達成状況等の全体について総合的に評価するものとする。
- iii 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中長期目標が適切に策定されるよう留意する。
- iv 「3（1）年度評価」の④～⑥については、見込評価においても準用する。

その際、「年度」を「中長期目標期間」と読み替えるものとする。

② 期間実績評価

- i 期間実績評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、中長期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等にも十分留意する。
- ii 中長期目標期間終了時において、中長期目標期間全体の業務の実績等に係る自己評価の結果及び各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、当該法人の中長期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中長期目標期間における中長期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。
- iii 見込評価時に使用した中長期目標期間終了時の実績見込みと実績とに大幅な乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析

するとともに、中長期目標等の変更の必要性について検討する。

なお、見込評価時に使用した中長期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

- iv 「3（1）年度評価」の④～⑥については、期間実績評価においても準用する。その際、「年度」を「中長期目標期間」と読み替えるものとする。

③ 中長期目標期間中間評価

- i 中長期目標期間中間評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、中長期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても十分留意する。
- ii 通則法第21条の2第1項ただし書で定める法人の長の任期が終了する場合の、当該任期の末日を含む事業年度末までの期間（中間期間）について、中長期目標期間の開始時から当該事業年度までの業務の実績に係る自己評価の結果及び各法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、当該国立研究開発法人の中間期間に係る業務の実績を調査・分析し、中間期間終了時までの中長期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。
- iii 「3（1）年度評価」の④～⑥については、中長期目標期間中間評価においても準用する。その際、「年度」を「中間期間」と読み替えるものとする。

4 自己評価結果の活用等

- (1) 通則法第35条の6第3項及び第4項に基づき作成する当該国立研究開発法人による自己評価書は、研究開発成果の最大化に資することを第一目的としつつ、国民に対する説明責任の履行、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保及び当該法人の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とする。

あわせて、主務大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。

- (2) 主務大臣は、当該国立研究開発法人に対して、主務大臣の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自己評価書の作成を求める。

なお、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」により、業績評価については、自己評価書において詳細情報が提供され、事業報告書においてその概要情報が提供されると整理されている。

- (3) 主務大臣は、年度評価及び中長期目標期間評価において、自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。当該国立研究開発法人から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認することや、研究開発に関する審議会（国内外の有識

者、専門家等) から当該自己評価書についての意見、助言等を聴取すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。

特に、年度評価については、3(1)の②の重点化の趣旨を踏まえ、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一となる場合には、主務大臣による評価においては、目標が達成できた状態であること及び「B」であるとする自己評価における分析が妥当であることが明らかであればよいことから、主務大臣が作成する評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合(この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。)、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合(この場合、当該指摘事項の記載が必要。)等が想定される。このように、主務大臣と当該法人とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

- (4) 主務大臣は、当該国立研究開発法人の業務実績、目標・計画の達成状況等について自己評価書等により把握、分析し、法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。
- (5) 主務大臣は、国立研究開発法人に対する評価において、質の高い自己評価を基盤として、それを適切に活用して評価することが望ましい。国立研究開発法人は、上記の主務大臣の評価に自己評価書が円滑に活用されるよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。
 - ① 本指針の(Ⅲの3)「各評価の目的・趣旨・基本方針」、(Ⅲの5)「評価の単位の設定」及び(Ⅲの6)「評価の方法等」(当該法人として実施可能なものに限る。)を踏まえ、当該国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された評価軸を意識して評価を行う。
 - ② 当該国立研究開発法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。
 - ③ 業務実績、目標・計画の達成状況及び当該法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、既に実施した研究開発課題(事業)の評価結果等を活用しつつ、プログラム単位など目標に応じたマネジメントに係る実効的な単位で評価を行い、当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意する。なお、その際、自己評価書の作成が法人の過度な負担とならないよう配慮するものとする。

なお、主務大臣は、年度評価の重点化に伴い、重点化の対象としない項目の実績の分析や項目別評定の評価書の作成の単位の設定に当たっては、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するとともに、自己評価書の作成が当該法人の過度な負担とならないよう配慮することとする。これにより、目標単位ごとの評定とその根拠については、各目標項目と自己評価書における評定等との関係を整理したもの

を求めるにとどめるよう考慮することとする。

- ④ 記載内容の客観性、信憑性に十分留意しつつ、外部評価結果等を適切に活用し、自己評価に反映する。
- ⑤ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。
- ⑥ 自己評価及び主務大臣による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策などが示されているものについては、次年度以降の自己評価書において、その実施状況を記入する。

5 評価単位の設定

項目別評価は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、原則、中長期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

なお、中長期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中長期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

研究開発に関する事務及び事業以外については、的確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評価を行うことは妨げない。

また、年度評価については、重点化するに当たり、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目評価単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評価の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的で実効性の高い評価単位となるよう工夫する。（例：評価書は主務大臣や法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）

上記の措置により、法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、法人との十分な意思疎通を図り、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

6 評価の方法等

主務大臣は、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営を確保」等の目的を踏まえ、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

(1) 評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

- ① 当該国立研究開発法人に対し評価に際し必要かつ十分な資料の提出を求める。
- ② 評価に当たって当該法人の長からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど役員等から必要な情報を収集し、当該法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。
- ③ 研究開発に関する審議会を開催し、意見を聴く。

- ④ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
- ⑤ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
- ⑥ 財務情報等を活用し、研究開発活動に係る成果等とインプットを対比させる。

なお、研究開発に係る事務及び事業に係る定量的なアウトプット指標のみを用いて機械的に効率性を図るような評価だけでは「研究開発成果の最大化」を促すような評価とはならないことから、当該国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に勘案した結果としての研究開発活動に係る成果等とインプットとを対比させる。

- ⑦ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
- ⑧ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
- ⑨ 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。
- ⑩ 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握し難い場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

上記のほか、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

- ⑪ 当該法人に対する現地調査
- ⑫ 同業種の民間企業との比較・分析

(2) 評価の視点等

① 研究開発に係る事務及び事業に関する評価

主務大臣は、中長期目標の策定時に、当該国立研究開発法人のミッション及び個別目標等に応じ、当該国立研究開発法人及び研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて設定した評価軸を基本として評価を行う。

ただし、国立研究開発法人における研究開発に係る事務及び事業は、諸事情の変化に応じて迅速かつ柔軟に対応していく動的なシステムの中で捉えていく必要があることから、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化等の諸事情により、従来の評価軸より適切な評価軸を設定する必要がある場合には、評価の実効性を確保するため、評価軸についても適切かつ柔軟に見直す。

評価軸は、科学技術イノベーション政策等国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点及び定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

なお、主務大臣は、客観的・定量的な評価指標を設定することの研究開発の現場への影響等についても十分に考慮し、評価・評定の基準とし

て取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分けて取り扱う。

そのほか、以下に留意して評価を行う。

i 「研究開発成果の最大化」に向けた評価

国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。これは、個々の研究課題（事業）を個別に「最適化」しそれを積み上げることのみによって確保されるというよりも、むしろ、国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、

ア 研究開発に係る優れた人材の確保・育成を図る。

イ 適切な資源配分を実施する。

ウ 事業間の連携・融合を促す。

エ 研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備する。

オ 大学・民間企業等の他機関と連携・協力を進める。

等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

そのため、国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」のためには、目標を定めた項目を評価単位とすることを原則とし、当該国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に評価することが重要である。

また、「研究開発成果の最大化」は、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へつなぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術に対する理解の増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであることに留意して評価することが重要である。

また、主務大臣は、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価（evaluation）を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価（appreciation）、将来性について先を見通した評価（assessment）等についても織り込むなど、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ii 「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けた評価

国立研究開発法人についても公費を基盤として活動する主体であることから、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保の観点から適

切に評価を行う。

iii 研究開発の特性等を踏まえた評価

主務大臣は、国立研究開発法人ごとに、あるいは一法人の中でも各々の研究開発の性格が異なること、研究開発には長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性があること等に鑑み、国立研究開発法人の評価に当たっては、目標の達成度を評価する手法、国際的な水準を踏まえ専門的に評価する手法、将来性について先を見通して評価する手法、アウトカムへの貢献状況について評価する手法、橋渡し研究について受託研究等企業からの資金受入れを含めて評価する手法、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成・活用を評価する手法等、最もふさわしい評価手法を適切に選択する。

また、研究開発に係る事務及び事業は、着実に実施していくことが期待される定常的・定型的業務とは異なり、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等といった「研究開発の特性」を有する創造的な業務であることを踏まえ、必ずしも時間に応じた直線型的な事務及び事業の進捗、成果の創出等が期待できない場合があること等についても十分配慮して評価を行う。

iv 競争的研究資金等の外部資金による事業等の評価に係る留意点

競争的研究資金制度や民間企業等からの委託研究等の運営費交付金以外の外部資金による事業等は、必ずしも事前に獲得が予見できるものではないこと、通常において法人評価とは別に評価が行われていることなどを踏まえ、評価の不合理な重複を回避しつつ、外部資金による事業等に係る取組、成果等についても適切に評価に加味するなど、運営費交付金関係事業等に対する評価とは異なる適切な取扱いとすることに留意する。

v 研究不正の防止に係る評価

国立研究開発法人における研究不正に対応するための規程や組織としての責任体制の整備及び運用状況を確認していくこと等を通じて、国立研究開発法人が法人（研究開発機関）として、研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、組織としての責任体制を確立し、管理責任の明確化を図り、万が一研究不正が発生した場合に厳正に対応する等の取組に資するような評価を行う。

vi 法人に共通的なマネジメントに係る評価の視点

公費を基盤として活動する法人として共通的なマネジメント（政府方針、財務状況、保有資産の管理・運用、人件費管理、契約、関連法人等）に係る評価については、中期目標管理法に対して示されているものと同様の評価の視点を踏まえて評価することを基本とする。

ただし、例えば、知的財産の管理、給与水準、人件費、契約、運営費交付金債務に係る事項等、「研究開発成果の最大化」とも関連する事項については、研究開発の特性、当該国立研究開発法人のミッション、業務の特性等を踏まえて別途適切な評価の視点を設定するなど、「研究開発成果の最大化」という第一目的をも踏まえ、「適正、効果的かつ効率的な業務運営」と「研究開発成果の最大化」の両立の実現

に資するという観点を十分に考慮に入れて評価を行う。

vii 長のマネジメントの評価

主務大臣は、長のマネジメントについて適切に確認・評価する。その際、長のマネジメントの研究開発面・経営面双方についてのサポート体制についても確認する。特に、期待される成果が乏しい又は見込み難しく、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

viii 評価結果の活用等

国立研究開発法人は、評価結果を、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けて、業務運営の改善等のために適切に活用する。

主務大臣は、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」等につなげるために、評価結果を、次期中長期目標の策定、長の任命等に適切に活用する。

また、主務大臣は、国民に対して分かりやすく説明責任を果たすため、評価書を適切に作成し、その積極的な公表に努める。

② 研究開発以外の事務及び事業に関する評価

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、当該法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

その際、次のような目標については、その内容に応じた適切な方法による評価を行う。

i) 目標策定時点において最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を明らかにすることが、国の政策や当該法人の役割(ミッション)等に照らして必ずしも適切ではない又は明らかにできないような目標については、

ア 中長期目標において、当該中長期目標期間中に取り組む内容とその水準、期限及びそれらの設定の考え方が明らかにされている場合は、その内容に従って適切に評価を行う。

イ 中長期目標において、上記 i) の記述ができていない場合、最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組やその方向性が定められている場合は、それ以降の期間において、達成されるべき成果やその水準について検討し、明確化を図るとともに、最終的な目標の達成に至る当該法人の長によるマネジメントの具体的な取組内容が最終的な目標の達成に資するものとなっているかどうかの観点からの評価を行う。

ウ 上記ア及びイにより難しい場合は、年度評価又は見込評価の時点等具体的な評価の視点や方法を定めることが可能になった時点で、それらを具体的に定めることも考えられる(その場合、それまでの間の年度評価においては、成果の把握等可能な範囲で目標達成に

向けた状況を把握すること。)

- ii) 当該法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うことや当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化することに関する目標については、具体的な取組内容が支援や協働体制の確立・強化の実施を求めた趣旨に沿ったものであるかどうかとの観点からも適切に評価を行う。
- iii) 当該法人やその業務の特性等に応じた人材確保・育成に関する目標については、人材確保・育成方針を策定しているかどうか、また、当該方針の内容やそれに基づく具体的な取組は、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった当該法人の強みの維持・向上に資するものとなっているかどうかとの観点から適切に評価を行う。
- iv) 法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標については、具体的取組内容に応じて適切に評価を行う。
また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準(所期の目標を達成していると認められる状態)とする。

- ・ 研究開発に係る事務及び事業

各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A: 当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の

創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：当国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

・ 研究開発に係る事務及び事業以外

中期目標管理法人の規定を準用する。この場合において、「中期目標」を「中長期目標」と、「中期計画」を「中長期計画」と読み替えることとする。

ii 項目別評定の留意事項

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、当該国立研究開発法人の業務運営の改善に資する助言等についても付言する。

その際、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一である場合は、目標が達成された状態であること及び自己評価による「B」とする根拠の分析が妥当であることが明らかであればよいことから、評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、主務大臣と当該法人とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることを考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困

難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。

エ 当該国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評定に反映する。

オ 評定は、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等に応じて、目標策定時に多角的に設定された評価軸に関して必要に応じて重み付けを行い、外部の専門的な知見・見識も踏まえて総合的な勘案により行うものであるが、その際、どのような理由で何に重み付けを行い、それを踏まえてどのような判断により評定に至ったかの理由を、分かりやすい形で目標の内容に応じて定量的・定性的な観点から明確に記述する。

カ 評定区分は上記① i のとおりであるが、具体的には、

- ・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など
- ・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など
- ・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など
- ・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」などが想定される。

また、

- ・ A評定の判断としては、S評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
- ・ B評定の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
- ・ C評定の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
- ・ D評定の判断としては、抜本的見直しを含め特段の工夫・改善の必要性

が認められる場合が想定される。

キ なお、年度評価においては、例えば、成果創出に向けた進捗の早期化や成果実現の確度の向上などが明らかになった場合には、これらを加味した評価を行うことに留意する。

ク 主務大臣は、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ケ 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、当該法人の実績等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述するものとする。

コ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、具体的かつ明確な問題点が明らかになった場合には、当該法人に対し、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

サ 目標策定の妥当性に留意し、目標の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

シ 期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

ス 主務大臣が評価の基準を作成する場合において、各評価項目に対し評価を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を達成していると認められる状態となるよう設定することに留意するものとする。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価を踏まえ、評語による評価を付して行う。

総合評価を行うに当たっては、当該国立研究開発法人のミッション及び政策上の要請等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」、「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、当該国立研究開発法人の業務全体に係る総合評価を

行う。

i 記述による全体評定

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、当該国立研究開発法人の業務運営の改善に資する助言等を付言する。

イ また、記述による全体評定は、項目別評定も踏まえ、総合的な視点から以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

- ・ 項目別評価の総括
 - a 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
 - b 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - c 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。
 - d 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
- ・ 全体評定に影響を与える事象
 - a 当該法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評定に影響を与える事象
 - b 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの2(2)の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
 - c 中長期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績(災害対応など)
- ・ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

ウ 各評価項目と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実

な業務運営がなされている。

C：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア 「法人全体としての研究開発成果の最大化」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、国立研究開発法人の業務全体に係る総合評定を行う。

イ 当該国立研究開発法人のミッション等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から当該国立研究開発法人の業務全体について総合的に評価する。

ウ 主務大臣は、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

エ 当該法人全体として期待される成果が乏しい又は見込み難しく、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

オ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。

カ 当該法人全体の信用を失墜させる事象について、当該法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

キ なお、「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について、組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評価を行った場

合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(2) 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

・ 研究開発に係る事務及び事業

各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

・ 研究開発に係る事務及び事業以外

中期目標管理法の規定を準用する。この場合において、「中期目標」を「中長期目標」と、「中期計画」を「中長期計画」と読み替えることとする。

ii 項目別評定の留意事項

- ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、当該国立研究開発法人の業務運営の改善に資する助言等についても付言する。
- イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。
- ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。
- 評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。
- 一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。
- エ 当該国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評定に反映する。
- オ 評定は、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等に応じて、目標策定時に多角的に設定された評価軸に関して必要に応じて重み付けを行い、外部の専門的な知見・見識も踏まえて総合的な勘案により行うものであるが、その際、どのような理由で何に重み付けを行い、それを踏まえてどのような判断により評定に至ったかの理由を、分かりやすい形で目標の内容に応じて定量的・定性的な観点から明確に記述する。
- カ 評定区分は上記① i のとおりであるが、具体的には、
- ・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来概念を覆す成果などによる当該分野でのブレークスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など
 - ・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など
 - ・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活

の向上に著しく貢献」など

- ・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」などが想定される。

また、

- ・ A評定の判断としては、S評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
- ・ B評定の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
- ・ C評定の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
- ・ D評定の判断としては、抜本の見直しを含め特段の工夫・改善の必要性

が認められる場合が想定される。

- キ 主務大臣は、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。
- ク 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、当該法人の実績等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述するものとする。
- ケ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。
なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な指摘、助言、警告等を行う。
- コ 目標策定の妥当性に留意し、目標の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。
- サ 期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。
- シ 主務大臣が評価の基準を作成する場合において、各評価項目に対し評定を行うための具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を十分に達成し、法人としての役割を果たしている状態となるよう設定することに留意するものとする。
- ス 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中長期目標期間終了時の業務実績の見込みと中長期目標期間実績評価時の実

際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

なお、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

セ 評定にあわせ、次期中長期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

ソ 中長期目標期間中間評価においては、評定にあわせ、中長期目標期間終了時までの業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定を踏まえ、当該法人全体の業務実績等に対し評語を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、当該国立研究開発法人のミッション及び政策上の要請等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、当該国立研究開発法人の業務全体に係る総合評定を行う。

i 記述による全体評定

ア 評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、当該国立研究開発法人全体の業務運営の改善に資する助言等を付言する。

イ また、記述による全体評定は、以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

- ・ 項目別評定の総括
 - a 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
 - b 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - c 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
 - d 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
- ・ 全体評定に影響を与える事象
 - a 当該法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評定に影響を与える事象
 - b 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの2(2)の「法人全体を総括する章」において記載される当該法人のミッション、役割の達成の状況
 - c 中長期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績(災害対応など)
- ・ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

ウ 各評価項目と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア 「法人全体としての研究開発成果の最大化」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、当該国立研究開発法人の業務全体に係る総合評定を行う。

イ 当該国立研究開発法人のミッション等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から、当該国立研究開発法人の業務全体について総合的に評価する。

ウ 主務大臣は、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」

に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

- エ 当該法人全体として期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。
- オ 見込評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。
 - ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中長期目標策定に関する留意事項
 - ・ 次期中長期目標期間に係る予算要求に関する留意事項
- カ 期間実績評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。
 - ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中長期目標の変更等の対応が必要な事項
- キ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。
- ク 当該法人全体の信用を失墜させる事象について、当該法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。
- ケ 「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評価を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。
- コ 見込評価においては、評価単位の設定、評価軸、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

8 評価書の作成

(1) 評価書の様式

評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成するものとする。

(2) 記載すべき事項

評価書は、以下の事項を記載するものとする。

① 評価の概要

i 評価対象に関する事項

ア 法人名

イ 対象年度(年度評価)

ウ 対象期間(中長期目標期間評価)

- ii 評価の実施者に関する事項
 - ア 共管法人の場合には評価の分担の概要
 - イ 評価を担当した部局、作成者（課長名）
 - ウ 評価を点検した部局、作成者（課長名）
 - iii 評価の実施に関する事項
 - ア 理事長ヒアリングなど、評価に際し実施した手続
 - イ 研究開発に関する審議会の概要及び審議の実績（構成員、活動実績、主な審議内容等）
 - iv その他評価に関する重要事項
- ② 総合評定
- i 評語による評定
 - ii 記述による全体評定
 - iii 当該法人が実施した事項のうち、中長期目標・中長期計画・年度計画に記載のない事項で、全体評定において考慮すべき事項
 - iv 見込評価においては、業務及び組織の全般的な検討及び次期中長期目標策定に関して取るべき方策
 - v 次期中長期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項
 - vi 中長期計画の変更が必要な場合には当該事項
 - vii 中長期目標期間評価において、次期中長期目標の変更が必要な場合には当該事項
 - viii 研究開発に関する審議会の意見
- ③ 項目別評定の総括表
- ・項目別評定で付された評語の経年による一覧表示
 - ・必要に応じ各項目に付された重要度・困難度が分かるように記載
 - ・評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「-」とし、総合評定に反映しない。
- ④ 項目別評定
- i 当該事務及び事業に関する基本情報
 - ア 当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策、個別法の条文番号など）
 - イ 政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号、行政事業レビューのレビューシートの番号を記載し、対応する達成手段を明らかにする。）
 - ウ 必要に応じ当該項目の重要度、困難度（目標策定の際に定めたもの等を記載）
 - ii 主要な経年データ
 - ア アウトカム及び（又は）アウトプット情報
 - イ インプット情報（予算額、決算額、経常費用、行政コスト、人員など）
 - iii 目標、計画、評価に関する事項
 - ア 対応する中長期目標・中長期計画・年度計画
 - イ 業務の実績、将来的な成果の創出の期待等、自己評価
 - ウ 評価軸、用いた評価指標、モニタリング指標、評価の視点

- エ 評価及びその根拠
- オ 業務運営上の課題及び改善方策
- カ 目標水準の変更が必要な場合にはその概要
- キ 研究開発に関する審議会の意見

iv その他参考情報（必要に応じ実施する予算差異分析、財務分析など）

(3) 記載における留意点

- ① 評価書は国民に対し当該法人の業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとする。
- ② 経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。
- ③ 見込評価と中長期目標期間実績評価の項目別の評価はそれぞれ並列して表記し、見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう努める。
- ④ 記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。

IV 行政執行法人の評価に関する事項

1 総論

行政執行法人は、国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的としていることから、正確かつ確実な業務の執行及び業務の効率化の両立を促す評価を実施することが重要である。

そのため、評価においては、具体的、客観的かつ明確な達成水準を評価指標として設定した年度目標に基づき、評価を実施するものとする。

また、業務運営上の課題についても留意し、その際、業務運営上の課題を検出した場合には、改善方策についても提示する。また、過去の評価において示した改善方策の対応状況についても適正に評価する。

行政執行法人の実施する研究開発に係る事務及び事業の目標策定において、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」IVの3（5）に基づき国立研究開発法人の研究開発の成果の最大化に関する事項の規定を準用した場合には、国立研究開発法人の評価に関する事項の規定を準用して項目別評定を行う（研究開発に関する審議会に係る事項を除く。）。その際、「国立研究開発法人」を「法人」に、「中長期目標」及び「中長期計画」を「年度目標」及び「事業計画」に読み替えるものとする。ただし、その場合においても総合評定については行政執行法人の規定に基づくものとする。

2 評価体制

政策実施機関としての法人の業務の実績の評価に当たっては、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、当該法人を所管する部局が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局など主務大臣による評価結果を取りまとめる部局等で評価結果を点検する。

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

主務大臣が行う各評価は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき行うものとする。

(1) 年度評価

① 年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善等に資することを目的とする。

また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

② 年度評価は、各事業年度における業務の実績について、当該法人による自己評価の結果を踏まえ、当該法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

③ 年度評価は、目標・計画の達成状況にかかわらず、当該法人全体の信用を失墜させる不祥事については、当該評価項目だけでなく当該法人全体の評定に反映させるなど、当該年度における当該法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。

- ④ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。
 - ⑤ 業務運営の効率化に係る評価においては、主務省令期間における業務運営の効率化に関する事項の実施状況に留意する。
- (2) 効率化評価
- ① 効率化評価は、主務省令期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、次年度以降の業務運営の効率化の取組に活用することを目的とする。
 - ② 効率化評価は、当該法人による自己評価の結果を踏まえ、当該法人による業務運営の効率化に関する取組状況を調査・分析し、当該期間の達成状況等の全体について総合的な評価を行うものとする。

4 自己評価結果の活用等

- (1) 通則法第35条の11第3項及び第4項に基づき作成する自己評価書は、国民に対する説明責任の履行及び当該法人の自律的な業務運営の改善への活用を目的とする。
- あわせて、主務大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。
- (2) 主務大臣は、当該法人に対して、主務大臣の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自己評価書の作成を求める。
- なお、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」により、業績評価については、自己評価書において詳細情報が提供され、事業報告書においてその概要情報が提供されると整理されている。
- (3) 主務大臣は、年度評価及び効率化評価において、客観性を考慮しつつ自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。当該法人から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。
- (4) 主務大臣は、当該法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、当該法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。
- (5) 法人は、上記の主務大臣の評価の円滑化に資するよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。
- ① 本指針の(IVの3)「各評価の目的・趣旨・基本方針」、(IVの5)「評価の単位の設定」及び(IVの6)「評価の方法等」(法人として実施可能なものに限る。)を踏まえ、年度目標、事業計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。
 - ② 当該法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。
 - ③ 自己評価書の作成が当該法人の過度な負担とならないよう配慮しつつ、業務実績、目標・計画の達成状況及び当該法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、事務事業の特性

に応じて適切な単位で評価を行う。この場合、主務大臣が行う評価にも活用できるよう留意する。

- ④ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策についても記入する。
- ⑤ 自己評価及び主務大臣による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策が示されているものについては、次年度以降の自己評価書においてその実施状況を記入する。

5 評価単位の設定

項目別評定は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、原則、年度目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

よりの確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評定を行うことは妨げない。

6 評価の方法等

主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

(1) 評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

- ① 当該法人に対し評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。
 - ② 評価に当たって当該法人の長からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど役員等から必要な情報を収集し、法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。
 - ③ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
 - ④ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
 - ⑤ 定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績1単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとめりごとの財務情報等を活用する。
 - ⑥ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
 - ⑦ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
 - ⑧ 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。
 - ⑨ 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握し難い場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。
- 上記のほか、必要に応じて、以下に掲げる事項その他評価の実効性を確

保するための手法を適用する。

- ⑩ 外部有識者の知見の活用（ただし、利害関係者を排除するなど手続の妥当性に留意するものとする。）
- ⑪ 当該法人に対する現地調査
- ⑫ 同業種の民間企業との比較・分析

（2）評価の視点

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、当該法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

その際、次のような目標については、その内容に応じた適切な方法による評価を行う。

- ① 当該法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うことや当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化することに関する目標については、具体的な取組内容が支援や協働体制の確立・強化の実施を求めた趣旨に沿ったものであるかどうかとの観点からも適切に評価を行う。
- ② 当該法人やその業務の特性等に応じた人材確保・育成に関する目標については、人材確保・育成方針を策定しているかどうか、また、当該方針の内容やそれに基づく具体的な取組は、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった当該法人の強みの維持・向上に資するものとなっているかどうかとの観点から適切に評価を行う。
- ③ 法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標については、具体的な取組内容に応じて適切に評価を行う。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

（1）年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

ウ 5段階の評定とする場合、各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

- S : 当該法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A : 当該法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上、又は定量的指標の対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。
- B : 事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上）。
- C : 事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。
- D : 事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。
- エ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。
- S : -
- A : 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- B : 目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。
- C : 目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。
- D : 目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

ii 項目別評定の留意事項

- ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。
- イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることにについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づく

と「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げることが認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記イに基づく「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記イに基づく「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記イに基づく「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げることが認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。また、定量的指標の対年度目標値が100%以上120%未満である場合（これに相当する達成水準である場合を含む。）であって、評価の時点において当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合には、上記イにおける、困難度が高いと設定されていなかった場合の評定である「B」とする。

エ 最上級の評定「S」を付す場合には、当該法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- ・ 当該法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要度及び困難度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

オ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

カ 一定の数量的な水準を超えるアウトプットを政策上求めていない場合には、目標によって求める水準以上の数量的アウトプット実績に対しては、評定を引き下げることも含め効率性の観点から厳正に評価する。

キ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

ク 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を達成していると認められる状態となるよう設定するものとする。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

なぜその評定に至ったのかについての過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

その際、各項目について設定された重要度を考慮するものとする。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別の評価を踏まえ、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 年度目標、事業計画その他業務運営等に関して改善すべき事項及び方策

特に、評価結果に基づく監督命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確にする。

- ・ 主務省令期間における業務の効率化に関する計画について変更すべき事項
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

イ 全体評定に影響を与える事象

- ・ 当該法人全体の信用を失墜させる事象など、当該法人全体の評定に影響を与える事象
- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」IVの1(2)の「法人全体を総括する章」において記載される当該法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
- ・ 事業計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績(災害対応など)

ウ その他特記事項

ii 評語による評定

評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

ア 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成しているとして認められている。

C：全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。

イ 当該法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、当該法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

ウ なお、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(2) 効率化評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成しているとして認められる状態）とする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：当該法人の業績向上努力により、主務省令期間における効率化計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認

められる（定量的指標の対主務省令期間計画値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対主務省令期間計画値が100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

- A：当該法人の業績向上努力により、主務省令期間における効率化計画を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対主務省令期間計画値が120%以上、又は定量的指標の対主務省令期間計画値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。
- B：主務省令期間における効率化計画を達成していると認められる（定量的指標においては対主務省令期間計画値の100%以上）。
- C：主務省令期間における効率化計画を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対主務省令期間計画値の80%以上100%未満）。
- D：主務省令期間における効率化計画を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対主務省令期間計画値の80%未満、またはその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を行う際には、なぜその評定に至ったのか根拠を明確に記載する。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を引き上げることにについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げることを認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げるこ

とについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げることを認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。また、定量的指標の対主務省令期間計画値が100%以上120%未満である場合（これに相当する達成水準である場合を含む。）であって、評価の時点において当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合には、上記 i における、困難度が高いと設定されていなかった場合の評定である「B」とする。

エ 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、当該法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として

- ・ 当該法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要度及び困難度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

オ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

カ 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を達成していると認められる状態となるよう設定するものとする。

キ 評定に合わせ、次期主務省令期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、当該法人全体の業務実績に対し評語を付

して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

総合評定の過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 次期主務省令期間の業務実施に当たって見直すべき事項

イ 全体評定に影響を与える事象

- ・ 効率化計画全体の達成状況

ウ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

ウ 評語による評定を行う際には、各項目の重要度を考慮する。

エ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として主務省令期間における効率化計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として主務省令期間における効率化計画を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体として主務省令期間における効率化計画を達成していると認められる。

C：全体として主務省令期間における効率化計画を下回っており、改善を要する。

D：全体として主務省令期間における効率化計画を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

iii 総合評定の留意事項

評定のほか、以下の事項を記載する。

ア 次期主務省令期間に関してとるべき方策

イ 次期以降の予算要求について検討すべき事項

8 評価書の作成

(1) 評価書の様式

評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成するも

のとする。

(2) 記載すべき事項

評価書は、以下の事項を記載するものとする。

- ① 評価の概要
 - i 評価対象に関する事項
 - ア 法人名
 - イ 対象年度（年度評価）
 - ウ 主務省令期間（効率化評価）
 - ii 評価の実施者に関する事項
 - ア 評価を担当した部局、作成者（課長名）
 - イ 評価を点検した部局、作成者（課長名）
 - iii 評価の実施に関する事項
 - ア 理事長ヒアリングなど、評価に際し実施した手続
 - イ 外部有識者の知見を活用した場合にはその概要（構成員、意見聴取等の活動実績等）
 - iv その他評価に関する重要事項
- ② 総合評定
 - i 評語による評定
 - ii 記述による全体評定
 - iii 年度目標・事業計画に記載のない当該法人が実施した事項で全体評定において考慮すべき事項
 - iv 事業計画の変更が必要な場合には当該事項
 - v 効率化評価において、次期主務省令期間の業務運営の効率化に反映すべき事項がある場合は当該事項
 - vi 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見
- ③ 項目別評定の総括表
 - i 項目別評定で付された評語を経年で一覧表示する。
 - ii 各項目に付された重要度・困難度が分かるように記載
 - iii 評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「-」とし、総合評定に反映しない。
- ④ 項目別評定
 - i 当該事務及び事業に関する基本情報
 - ア 当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策、個別法の条文番号など）
 - イ 政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号、行政事業レビューのレビューシートの番号を記載し、対応する達成手段を明らかにする。）
 - ウ 当該項目の重要度、困難度（目標策定の際に定めたものを記載）
 - ii 主要な経年データ
 - ア アウトプット及び（又は）アウトカム情報
 - イ インプット情報（予算額、決算額、経常費用、行政コスト、人員など）
 - iii 目標、計画、評価に関する事項

- ア 対応する年度目標・事業計画
- イ 業務の実績、自己評価
- ウ 用いた評価指標、評価の視点
- エ 評定及びその根拠
- オ 業務運営上の課題及び改善方策
- カ 目標水準の変更が必要な場合にはその旨
- キ 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見
- iv その他参考情報（適宜実施する予算差異分析、財務分析など）

(3) 記載における留意点

- ① 評価書は国民に対し当該法人の業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとする。
- ② 経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。
- ③ 記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。

V その他留意すべき事項

1 評価結果の活用等に関する事項

- (1) 法人は、評価結果を、評語及び記述による評定を踏まえ、現行の中（長）期計画、年度計画又は事業計画の見直し、次期以降の中（長）期計画、年度計画又は事業計画の策定、当該法人内部の組織体制の見直し、人事計画、当該法人内部の予算配分、業務手法の見直し、役職員の処遇等に活用するものとする。
- (2) 主務大臣は、評価結果を、評語及び記述による評定に応じて、現行の中（長）期目標、中（長）期計画、年度目標又は事業計画の見直し、事業の改廃を含む事務及び事業の見直し、新中期目標の策定、国の政策評価、政策等に反映させるほか、運営費交付金の算定を含む予算要求等に適切に反映させる。特に、「S」評定を付した場合は、予算要求において当該法人の業務経費に重点的に配分する等、法人のインセンティブを高めるよう努めるものとする。
- (3) 主務大臣は、項目別評定で「D」評定を付した場合、業務の廃止を含めた抜本的な見直しを命ずるものとする。
また、総合評定で「D」評定を付した場合には、組織又は業務の廃止を含めた抜本的な改善その他の必要な措置を命ずるものとする。
- (4) 主務大臣は、通則法第 35 条第 1 項及び第 35 条の 7 第 1 項に定める、中（長）期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、見込評価の結果を十分に活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じるものとする。
例えば、評価において組織ぐるみの談合の発生など内部統制の不全、ガバナンスの欠如が明らかになり、引き続き当該法人に事務及び事業を行わせたとしても効率的な業務運営や中（長）期目標の達成が期待できない場合、当該法人の存続の必要性が立証できない場合などには、当該法人は組織の抜本的な改廃がなされる必要がある。
また、中期目標若しくは年度目標において策定した「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」又は中長期目標において策定した「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上」に関する目標が達成できなかった場合、その原因分析の結果、当初見込んだ需要がなかった場合や他の主体により業務を実施することが適切であったことなどが判明した場合には、当該業務は廃止される必要がある。
- (5) 評価の過程で特に対応が必要な業務運営上の課題が検出された場合には、翌年度以降、当該課題への当該法人の対応状況について適正に評価する。

2 評価結果等の公表に関する事項

- (1) 評価結果は下記 3 のスケジュールに従い遅滞なく公表するものとする。
- (2) 評価結果の他、評価に活用したデータ等についても、経年で並べるなど外部での活用のしやすさや、検証可能性の確保に留意した上で、積極的な

公表に努める。

- (3) 通則法第 28 条の 4 に定める、法人による評価結果の業務運営の改善等への反映の取組の公表の状況について、以下の点に留意してチェックする。
 - ① 過去の事業年度、中(長)期目標期間に係る評価結果を踏まえ、中(長期)計画、年度計画、事業計画への反映、事務及び事業の改廃、予算要求への反映、組織及び人事その他業務改善への反映等、事業年度内に実施した措置状況を具体的に記載する。
 - ② 評価結果との対応関係を、いつの事業年度の業務実績評価に係るものかも含め明らかにする。
 - ③ 将来に措置することが予定されている事項についても記載する。
- (4) 評価書等は、広く国民に周知できる方法で公表するものとする。
- (5) 独立行政法人評価制度委員会による評価の実効性を確保するため、法律により委員会に対し通知が求められている見込評価及び効率化評価に係る評価書のほか、年度評価及び期間実績評価の評価書についても参考として委員会に通知する。
- (6) 法人は、評価結果の業務運営の改善等への反映の取組について、翌事業年度に行う主務大臣の評価の中で記載内容をチェックできるよう、自己評価書の提出時期に合わせて取りまとめて公表するとともに、主務大臣に提出する。

3 評価のスケジュールに関する事項

評価結果を予算や業務運営の改善等に適切に反映できるよう、概算要求時を目途に各評価を完了させるよう努めるものとする。

具体的には、以下のようなスケジュールが想定される。

- (1) 自己評価
 - 6 月末までに提出、速やかに公表
- (2) 主務大臣による評価等
 - ① 年度評価（全法人共通）
 - 8 月上旬を目途に評価を完了し、当該法人に通知、公表する。
 - なお、見込評価を行う際には、7 月末を目途に評価を完了し、当該法人に通知、公表する。
 - ② 見込評価及び業務全般の見直し（中期目標管理法人、国立研究開発法人）
 - 見込評価については 8 月上旬を目途に完了、業務全般の見直し結果の作成は 8 月中旬に完了し、当該法人及び委員会に通知、公表する。
 - ③ 期間実績評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人）
 - 8 月中旬を目途に評価を完了し、当該法人に通知、公表する。
 - ④ 効率化評価（行政執行法人）
 - 8 月中旬を目途に評価を完了し、当該法人及び委員会に通知、公表する。
- (3) 評価結果等の中期目標等への反映
 - ① 新中(長)期目標案の作成（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

- 1 月上旬を目途に作成、委員会に通知
 - ② 新中（長）期目標、年度目標（行政執行法人）の作成
2 月下旬を目途に決定、当該法人に指示
 - ③ 新中（長）期計画（案）、事業計画（案）の作成、認可
3 月末までに主務大臣の認可を得る。
- 4 共管法人の取扱いに関する事項
- 複数の主務大臣が所管する法人の評価については、各主務大臣が所管する業務に関する評価はそれぞれの主務大臣が分担し、評価全体に関する事項及び共通して所管する事項の評価については主務大臣間で協議するなど、各主務大臣が連携して評価を行うものとする。
- その際、評価手続の重複を排除するなど、効率的な評価に努めるものとする。
- 原則として、法人の年度評価、見込評価、期間実績評価などの各評価について一つの評価書を作成するものとする。
- 5 本指針の見直しについて
- 総務大臣は、評価の実効性や法人に関する種々の政府方針等を踏まえ、主務大臣の下でのPDCAサイクルの実効性をより高める観点や法人の実効性のあるマネジメントをより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準

平成27年6月30日
 文部科学大臣決定
 平成29年4月1日
 一部改定
 令和元年6月21日
 一部改定

I 本基準について

1 本基準の位置付け

本基準は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」という。）第28条の2第1項に定める「第32条第1項、第35条の6第1項及び第2項並びに第35条の11第1項及び第2項の評価」に関する「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改定）を基に、文部科学省所管の独立行政法人（国立研究開発法人日本医療研究開発機構を除く。）の評価において必要な基準を定めるものである。

2 本基準を策定する目的及び策定の基本的考え方

本基準は以下の考え方の下に策定されたものであり、文部科学大臣はこれに基づき評価を実施する。

- (1) 法律、閣議決定及びその他政府の種々の方針において、独立行政法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、当該独立行政法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項への取組状況についても評価を行う。
- (2) 主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるという、通則法の改正により平成27年4月に実施された制度改正の趣旨を踏まえ、独立行政法人の業務実績評価（独立行政法人評価制度委員会や政策評価・独立行政法人評価委員会が指摘した事項を含む。）に加え、関連する国の政策評価、行政事業レビュー及び行政評価・監視の結果を活用して評価する。
- (3) 評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評定（以下「項目別評定」という。）と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。

※「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改定）Ⅱの3（3）及びⅢの4（3）の評価単位を示す。

- (4) 評価は、目標及び計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によって行うものとする。なお、研究開発に係る事務及び事業については、研究開発業務の特性等を踏まえ、適切な評価軸に基づき評価を行う。
- (5) 評価に当たっては、各独立行政法人の事務及び事業の特性に十分に配慮

し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する。

また、その際、政府の政策実現への寄与など、当該独立行政法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえる。

- (6) 評価に当たっては、独立行政法人制度創設の趣旨を踏まえ各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持ち、その業務がどれほどの投入資源を費やしているかについて業務の成果・効果と対比して評価する。
- (7) 評価に当たっては、早急な財務内容の改善など、独立行政法人個々に対する社会的要請をも踏まえる。
- (8) 評価に当たっては、独立行政法人が通則法第 32 条第 2 項、第 35 条の 6 第 3 項及び第 4 項、第 35 条の 11 第 3 項及び第 4 項に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を活用して評価する。
- (9) 主務大臣による評価は、独立行政法人の業務運営の改善のほか、組織及び業務の全般にわたる検討、新目標の策定に活用されることが求められていることから、極めて重要である。簡素・効率的で実効性の高い目標管理・評価の仕組みの下、当該独立行政法人の評価を適正かつ厳正に行い、評価結果に基づき業務の改善を促すことにより、評価の実効性を確保する。

評価結果に基づく業務の改善とは、具体的には、

- ・ 目標の達成状況が悪い部門の改善（資源の再配分を含む）
- ・ 目標の達成状況が良い部門の更なる向上（資源の更なる重点投下を含む）
- ・ 業績向上努力（例えば、業務改善により、「C」以下の評定だった項目を翌年度「B」以上の評定にするなど）の評価を通じた更なる改善努力の促進

といったものが考えられる。

- (10) 従来、文部科学省独立行政法人評価委員会が自ら設定していた評定区分、総合評定の方法、評価の結果の様式等を、総務大臣の方針に基づき他府省との間で標準化し統一性を向上させることにより、他の独立行政法人や過年度実績との比較可能性を高めるとともに、目標・計画の実施状況、進捗状況及び達成の状況を標準化された評価書で明らかにすることにより、国民にとって分かりやすい評価を実現し、透明性の確保・国民への説明責任の徹底（見える化）を図る。
- (11) 通則法第 32 条第 4 項、第 35 条の 6 第 7 項及び第 35 条の 11 第 6 項の評価の結果（以下「評価書」という。）は、目標の達成状況及び計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載し、公表する。

3 本基準の適用範囲

本基準の適用範囲は次のとおりである。

(1) 中期目標管理法人

- ① 通則法第 32 条第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（年度評価）
- ② 中期目標期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）
 - i 通則法第 32 条第 1 項第 2 号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）
 - ii 通則法第 32 条第 1 項第 3 号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）

(注) 日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条第 1 項により準用される通則法第 32 条第 1 項に基づく同事業団の助成業務の実績の評価については、「Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項」の規定を適用する。

(2) 国立研究開発法人

- ① 通則法第 35 条の 6 第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価（年度評価）
- ② 中長期目標期間における業務の実績の評価（中長期目標期間評価）
 - i 通則法第 35 条の 6 第 1 項第 2 号に定める、中長期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中長期目標期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）
 - ii 通則法第 35 条の 6 第 1 項第 3 号に定める、中長期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中長期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）
 - iii 通則法第 35 条の 6 第 2 項に定める、中長期目標期間の途中において通則法第 21 条の 2 第 1 項ただし書で定める国立研究開発法人の長の任期が終了する場合の、当該任期の末日を含む事業年度末までの期間（中間期間）における業務の実績の評価（中長期目標期間中間評価）

Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項

1 総論

中期目標管理法人は、国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的としていることから、業務の質の向上と業務運営の効率化の両立を促す評価が重要である。

そのため、評価においては、中期計画の実施状況について、中期目標の達成及び達成見込みについても留意する。

また、業務運営上の課題についても留意し、当該課題を検出した場合には、改善方策についても提示する。また、過去の評価において示した改善方策の対応状況についても適正に評価する。

中期目標管理法人の実施する研究開発に係る事務及び事業の目標策定において、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの4（5）に基づき国立研究開発法人の研究開発の成果の最大化に関する事項の規定を準用した場合には、国立研究開発法人の評価に関する事項の規定を準用して項目別評定を行う（国立研究開発法人審議会に係る事項を除く）。その際、「国立研究開発法人」を「中期目標管理法人」に、「中長期目標」及び「中長期計画」を「中期目標」及び「中期計画」に読み替えることとする。ただし、その場合においても総合評定については中期目標管理法人の規定に基づく。

2 評価体制

政策実施機関としての中期目標管理法人の業務の実績の評価に当たっては、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、当該中期目標管理法人を所管する課室が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、大臣官房政策課政策推進室で評価結果を点検する。

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

文部科学大臣は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき、各評価を行う。

(1) 年度評価

- ① 評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。
- ② 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）は、評価の結果を中期目標期間終了時の中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討、新中期目標の策定等に活用することを目的とすることから、中期目標期間における業務の実績を最終的に判定し、当該中期目標管理法人の政策実施機能の担い手としての有効性を判断する必要がある。そのため、当該中期目標期間中に達成すべきとされた目標の達成状況を目標項目ごとに的確に把握できることが重要である。

一方、年度評価は、「目標期間中の業務運営は、法人の自主性・自律性に委ねる」という中期目標管理法人の特性に鑑みれば、中期目標期間評価とは異なり、当該中期目標期間中の各年度において、中期目標の着

実な達成を確保する上で支障となると考えられるものなどの業務運営上の課題を的確に抽出できることが重要である（特に、当該目標期間終了時における目標の達成が危ぶまれる場合には、その理由を分析し、指導や業務改善命令により是正する必要があるほか、分析結果によっては、中期計画の変更を求める必要があり、そうした課題の有無の把握は重要である。）。

そのため、年度評価については、業務運営上の課題の抽出に特化させるようなメリハリをつけることによって、より一層、効率的にその効果を発揮させることができると考えられることから、事務・事業の特性や目標の内容、目標の重要性等、目標・計画の達成状況などに応じて、例えば

- i) 中期目標期間終了時における着実な目標の達成を確保する上で支障となると考えられる当該中期目標管理法人の業務運営上の課題、他の部門における業務運営改善の検討に資するような事例、他の部門への資源の再配分の可能性や必要性の検討に資するような事例等の抽出
- ii) 中期目標の策定過程において、中期目標期間終了時に達成されるべき成果やその水準を具体化できず、中期目標期間中に結論を得るような目標を定めている場合の進捗状況や成果の把握

といったものに重点化して評価を行うことが考えられる。

一方、中期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、それ以外の目標に比べ、その達成状況や達成に向けた業務運営状況に、より一層注意を払う必要があると考えられることから、必ず重点化の対象項目とする。

上記の「重点化」とは、中期目標期間終了時における目標達成の上で重要なもののみ従来の単位・精度で評価を行うこととする一方、それ以外の項目については、簡素・効率的な評価となるような工夫を促すことにより、評価にメリハリをつけようとするものである。そのため、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価となるよう工夫する。（例：評価書は文部科学大臣や中期目標管理法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）

上記の措置により、当該中期目標管理法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を当該中期目標管理法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、当該中期目標管理法人との十分な意思疎通を図り、当該中期目標管理法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

- ③ 各事業年度における業務の実績について、中期目標管理法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、当該中

期目標管理法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評価を行う。

- ④ 目標・計画の達成状況にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく法人全体の評価に反映させるなど、当該年度における当該中期目標管理法人のマネジメントの状況にも留意する。
- ⑤ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して中期目標管理法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮する。

(2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

① 見込評価

- i 評価の結果を中期目標期間終了時の中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討及び新中期目標の策定に活用することを目的とする。
- ii 中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、中期目標管理法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行う。
- iii 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中期目標を適切に策定するよう留意する。
- iv 「3（1）年度評価」の④及び⑤については、見込評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えることとする。

② 期間実績評価

- i 中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。
- ii 中期目標期間終了時において、中期目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、中期目標管理法人の中期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況の全体について総合的な評価を行う。
- iii 見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中期目標等の変更の必要性について検討する。

なお、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

- iv 「3（1）年度評価」の④及び⑤については、期間実績評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えることとする。

4 自己評価結果の活用等

(1) 通則法第32条第2項に基づき中期目標管理法人が作成する自己評価書は、国民に対する説明責任の履行及び当該中期目標管理法人の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とする。あわせて、文部科学大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。

(2) 中期目標管理法人は、文部科学大臣の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自己評価書を作成する。

なお、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」(平成30年9月3日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会)により、業績評価については、自己評価書において詳細情報が提供され、事業報告書においてその概要情報が提供されると整理されている。

(3) 文部科学大臣は、年度評価及び中期目標期間評価において、客観性を考慮しつつ自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。中期目標管理法人から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。

特に、年度評価については、3(1)の②の重点化の趣旨を踏まえ、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一となる場合には、主務大臣による評価においては、目標が達成できた状態であること及び「B」であるとする自己評価における分析が妥当であることが明らかであればよいことから、主務大臣が作成する評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合(この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。)、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合(この場合、当該指摘事項の記載が必要。)等が想定される。このように、主務大臣と当該中期目標管理法人とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

(4) 文部科学大臣は、中期目標管理法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、当該中期目標管理法人業務の政策・施策への適合性、当該中期目標管理法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。

(5) 中期目標管理法人は、上記の主務大臣の評価の円滑化に資するよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。

① 本基準の(Ⅱの3)「各評価の目的・趣旨・基本方針」、(Ⅱの5)「評価の単位の設定」及び(Ⅱの6)「評価の方法等」(当該中期目標管理法人として実施可能なものに限る。)を踏まえ、中期目標、中期計画及び年度計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価

を行う。

- ② 中期目標管理法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。
- ③ 業務実績、目標・計画の達成状況及び中期目標管理法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、事務・事業の特性に応じて適切な単位で評価を行う。その際、自己評価書の作成が当該中期目標管理法人の過度な負担とならないよう配慮しつつ、主務大臣が行う評価にも活用できるよう留意する。

なお、文部科学大臣は、年度評価の重点化に伴い、重点化の対象としない項目の実績の分析や項目別評定の評価書の作成の単位の設定に当たっては、当該中期目標管理法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するとともに、自己評価書の作成が当該中期目標管理法人の過度な負担とならないよう配慮することとする。これにより、目標単位ごとの評定とその根拠については、各目標項目と自己評価書における評定等との関係を整理したものを求めるにとどめるよう考慮することとする。

- ④ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。
- ⑤ 自己評価及び主務大臣による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策が示されているものについては、次年度以降の自己評価書においてその実施状況を記入する。

5 評価単位の設定

項目別評定は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、原則、中期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

なお、中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

よりの確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評定を行うことは妨げない。

また、年度評価については、重点化するに当たり、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価単位となるよう工夫する。（例：評価書は文部科学大臣や中期目標管理法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）

上記の措置により、当該中期目標管理法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を当該中期目標管理法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、当該中期目標管理法人との十分な意思疎通を図り、当該中期目標管理法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

6 評価の方法等

文部科学大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保する。

(1) 評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

- ① 中期目標管理法人に対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。
- ② 評価に当たって中期目標管理法人の長からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど、役員等から必要な情報を収集し、当該中期目標管理法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。
- ③ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
- ④ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
- ⑤ 定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績1単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとめりごとの財務情報等を活用する。
- ⑥ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
- ⑦ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
- ⑧ 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。
- ⑨ 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握し難い場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

上記のほか、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

- i 外部有識者の知見の活用（ただし、利害関係者を排除するなど手続の妥当性に留意するものとする。）
- ii 中期目標管理法人に対する現地調査
- iii 同業種の民間企業との比較・分析

(2) 評価の視点

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、中期目標管理法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

その際、次のような目標については、その内容に応じた適切な方法による評価を行う。

- ① 目標策定時点において中期目標期間を超えて最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を明らかにすることが、国の政策や中期目標管理法の役割（ミッション）等に照らして必ずしも適切ではない又は明らかにできないような目標については、
- i) 中期目標において、当該中期目標期間中に取り組む内容とその水準、期限及びそれらの設定の考え方が明らかにされている場合は、その内容に従って適切に評価を行う。
 - ii) 中期目標において、上記 i) の記述ができていない場合、最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組やその方向性が定められている場合は、それ以降の期間において、達成されるべき成果やその水準について検討し、明確化を図るとともに、最終的な目標の達成に至る当該中期目標管理法の長によるマネジメントの具体的な取組内容が最終的な目標の達成に資するものとなっているかどうかとの観点から評価を行う。
 - iii) 上記 i) 及び ii) により難しい場合は、年度評価又は見込評価の時点等具体的な評価の視点や方法を定めることが可能になった時点で、それらを具体的に定めることも考えられる（その場合、それまでの間の年度評価においては、成果の把握等可能な範囲で目標達成に向けた状況を把握すること。）。
- ② 中期目標管理法がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うことや当該中期目標管理法単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化することに関する目標については、具体的な取組内容が支援や協働体制の確立・強化の実施を求めた趣旨に沿ったものであるかどうかとの観点からも適切に評価を行う。
- ③ 中期目標管理法やその事務・事業の特性等に応じた人材確保・育成に関する目標については、人材確保・育成方針を策定しているかどうか、また、当該方針の内容やそれに基づく具体的な取組は、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった当該中期目標管理法の強みの維持・向上に資するものとなっているかどうかとの観点から適切に評価を行う。
- ④ 中期目標管理法の長のトップマネジメントについての取組を促す目標については、具体的な取組内容に応じて適切に評価を行う。
- また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 総務大臣決定）において、「各法人が P D C A サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

- ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。
- イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。
- ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。
- S：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。
- エ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。
- S：－
- A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

- C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）
D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。

その際、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一である場合は、目標が達成された状態であること及び自己評価による「B」とする根拠の分析が妥当であることが明らかであればよいことから、評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、主務大臣と中期目標管理法人との間で、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げること認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とする

ことについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げること認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。また、定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上120%未満である場合（これに相当する達成水準である場合を含む。）であって、評価の時点において当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合には、上記 i における、困難度が高いと設定されていなかった場合の評定である「B」とする。

エ 最上級の評定「S」を付す場合には、中期目標管理法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述する。

具体的には、質的な面として、

- ・ 当該中期目標管理法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要度及び困難度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明する。

オ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

カ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

キ 各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を達成していると認められる状態とする。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味するとともに、各項目別評定の分布等に基づき、これを総合的に勘案して評価を行う。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定を踏まえ、総合的な視点から以

下の事項を記述する。

ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策
特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

イ 全体評定に影響を与える事象

- ・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、当該法人全体の評定に影響を与える事象
- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1(2)の「法人全体を総括する章」において記載される当該中期目標管理法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
- ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績(災害対応など)

ウ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S: 中期目標管理法人の業務向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A: 中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B: 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮する。

イ 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行う。特に、当該法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は

「A」以上の評定を行うことは不可とする。

ウ なお、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期目標値が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期目標値が120%以上、又は定量的指標の対中期目標値が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

エ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

- B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。
- C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。
- D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのか根拠を明確に記載する。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げること認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記 i に基づくと「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記 i に基づくと「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記 i に基づくと「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、「主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合」については、評定を一段階引き上げること認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した

場合は、上記イの考慮の対象とはしない。また、定量的指標の対中期目標値が100%以上120%未満である場合（これに相当する達成水準である場合を含む。）であって、評価の時点において当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合には、上記iにおける、困難度が高いと設定されていなかった場合の評定である「B」とする。

エ 最上級の評定「S」を付す場合には、中期目標管理法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述する。

具体的には、質的な面として

- ・ 当該中期目標管理法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要度及び困難度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

オ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

カ 各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を十分に達成し、法人としての役割を果たしている状態とする。

キ 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績の見込みと中期目標期間実績評価時の実際の業務実績との間に大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

なお、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

ク 評定にあわせ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、法人全体の業務実績に対し評語を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味するとともに、各項目別評定の分布等に基づき、これを総合的に勘案して評価を行う。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの

- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
 - ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
- イ 全体評定に影響を与える事象
- ・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、当該法人全体の評定に影響を与える事象
 - ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1(2)の「法人全体を総括する章」において記載される当該中期目標管理法人のミッション、役割の達成の状況
 - ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績(災害対応など)
- ウ その他特記事項
- ii 評語による評定
- ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。
- イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。
- ウ 評語による評定を行う際には、各項目の重要度を考慮する。
- エ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。
- S：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。
- C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。
- iii 総合評定の留意事項
- ア 見込評価においては、評定の他、以下の事項を記載する。
- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策
 - ・ 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項
- イ 期間実績評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。
- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で中期目標の変更等の対応が必要な事項
- ウ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮する。
- エ 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度

に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行う。特に、当該法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

オ なお、中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

カ 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行う。

8 評価書の作成

(1) 評価書の様式

評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式に、必要に応じて大臣官房政策課政策推進室において修正等を加えたものに基づき作成するものとする。

(2) 記載すべき事項

評価書には、以下の事項を記載する。

① 評価の概要

i 評価対象に関する事項

ア 法人名

イ 対象年度（年度評価）

ウ 対象期間（中期目標期間評価）

ii 評価の実施者に関する事項

ア 共管法人の場合には評価の分担の概要

イ 評価を担当した部局、作成者（課長名）

ウ 評価を点検した部局、作成者（課長名）

iii 評価の実施に関する事項

ア 理事長ヒアリングなど、評価に際し実施した手続

イ 外部有識者の助言の概要（構成員、意見聴取等の活動実績等）

iv その他評価に関する重要事項

② 総合評定

i 評語による評定

ii 記述による全体評定

iii 中期目標管理法人が実施した事項のうち、中期目標・中期計画・年度計画に記載のない事項で、全体評定において考慮すべき事項

iv 見込評価においては、業務及び組織の全般的な見直し並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策

v 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

vi 中期計画の変更が必要な場合には当該事項

vii 中期目標期間評価において、次期中期目標の変更が必要な場合には当該事項

- viii 外部有識者の助言
- ③ 項目別評定の総括表
 - i 項目別評定で付された評語の経年による一覧表示
 - ii 各項目に付された重要度・困難度が分かるように記載
 - iii 評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「-」とし、総合評定に反映しない。
- ④ 項目別評定
 - i 当該事務及び事業に関する基本情報
 - ア 当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策、個別法の条文番号など）
 - イ 政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号、行政事業レビューのレビューシートの番号を記載し、対応する達成手段を明らかにする。）
 - ウ 当該項目の重要度、困難度（目標策定の際に定めたものを記載）
 - ii 主要な経年データ
 - ア アウトプット及び（又は）アウトカム情報
 - イ インプット情報（予算額、決算額、経常費用、行政コスト、人員数など）
 - iii 目標、計画、評価に関する事項
 - ア 対応する中期目標・中期計画・年度計画
 - イ 業務の実績、自己評価
 - ウ 用いた評価指標、評価の視点
 - エ 評定及びその根拠
 - オ 業務運営上の課題及び改善方策
 - カ 目標水準の変更が必要な場合にはその概要
 - キ 外部有識者の助言
 - iv その他参考情報（必要に応じ実施する予算差異分析、財務分析など）
- (3) 記載における留意点
 - ① 評価書は国民に対し中期目標管理法人の業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとするよう留意する。
 - ② 経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。
 - ③ 見込評価と中期目標期間実績評価の項目別評定は、それぞれ並列して表記し、見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう留意する。
 - ④ 記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は、適宜、別紙への記入等を行う。

Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項

1 総論

(1) 国立研究開発法人の評価の第一目的

「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」(※)という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現につながるよう、評価を行うことが重要である。

※ 「研究開発成果の最大化」とは「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの1(2)の「研究開発成果の最大化」をいう。

(2) 国立研究開発法人評価の重点

個々の「研究開発課題(事業)」については、各国立研究開発法人においても、また、重要度等に応じて国の関与の下でも、高度な専門的知見・経験等を踏まえた研究開発評価(「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)を踏まえた評価)が行われている。

このことを踏まえ、評価においては、個別具体的な事業、取組等についてこれらの評価結果を適切に活用した上で、「法人としての研究開発成果の最大化」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」について重点的に評価を行う。

その場合であっても、個別具体的な事業、取組等についても適切に確認・評価する。

2 評価体制

(1) 評価を行う部署

国立研究開発法人の業務の実績の評価に当たっては、研究開発成果の最大化に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、当該国立研究開発法人を所管する課室が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、科学技術・学術政策局企画評価課で評価結果を点検する。

(2) 国立研究開発法人審議会

国立研究開発法人審議会は、研究開発の専門性等に鑑み、3つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに制度的に明確に位置付けられている審議会として文部科学省に設置されたものであり、国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価の実施に際して重要な役割を果たすことが期待されている。そのため、国立研究開発法人審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものである。

国立研究開発法人審議会は、主務大臣が国立研究開発法人から提出された自己評価書等を基に、年度評価、見込評価、中長期目標期間実績評価、中長期目標期間中間評価及び中長期目標の期間の終了時の検討を行うに際して、研究開発に係る事務及び事業に関する事項について、第三者の立

場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行う。その際、中長期目標・中長期計画の策定時に主務大臣、当該国立研究開発法人の長とともに確認した評価軸（※）等を活用しながら、自己評価書の正当性・妥当性、長のマネジメントの在り方等についても確認し、当該国立研究開発法人の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行う。

また、当該国立研究開発法人の目標の策定、評価に関して密接不可分な事項（制度運用に関するものなど）についても検討するなど、当該国立研究開発法人の機能強化に向けて積極的に貢献する。

なお、複数の府省が共管している国立研究開発法人については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの研究開発に関する審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、当該国立研究開発法人の評価に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用を図る。

※ 「評価軸」とは「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの5（1）⑤の評価軸をいう。

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

文部科学大臣は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき、各評価を行う。

（1）年度評価

① 年度評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため評価対象年度以降の業務運営の改善等にも資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

② 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）は、評価の結果を中長期目標期間等終了時の国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討、新中長期目標の策定等に活用することを目的とすることから、中長期目標期間における業務の実績を最終的に判定し、当該国立研究開発法人の政策実施機能の担い手としての有効性を判断する必要がある。そのため、当該中長期目標期間中に達成すべきとされた目標の達成状況を目標項目ごとに的確に把握できることが重要である。

一方、年度評価は、「目標期間中の業務運営は、法人の自主性・自律性に委ねる」という国立研究開発法人の特性に鑑みれば、中長期目標期間評価とは異なり、当該中長期目標期間中の各年度において、中長期目標の着実な達成を確保する上で支障となると考えられるものなどの業務運営上の課題を的確に抽出できることが重要である（特に、当該中長期目標期間終了時における目標の達成が危ぶまれる場合には、その理由を分析し、指導や業務改善命令により是正する必要があるほか、分析結果によっては、中長期計画の変更を求める必要があり、そうした課題の有無の把握は重要である。）。

そのため、年度評価については、業務運営上の課題の抽出に特化させ

るようなメリハリをつけることによって、より一層、効率的にその効果を発揮させることができると考えられることから、事務・事業の特性や目標の内容、目標の重要性等、目標・計画の達成状況などに応じて、例えば、

- i) 中長期目標期間終了時における着実な目標の達成を確保する上で支障となると考えられる当該国立研究開発法人の業務運営上の課題、他の部門における業務運営改善の検討に資するような事例、他の部門への資源の再配分の可能性や必要性の検討に資するような事例等の抽出
- ii) 中長期目標の策定過程において、中長期目標期間終了時に達成されるべき成果やその水準を具体化できず、中長期目標期間中に結論を得るような目標を定めている場合の進捗状況や成果の把握

といったものに重点化して評価を行うことが考えられる。

一方、中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、それ以外の目標に比べ、その達成状況や達成に向けた業務運営状況に、より一層注意を払う必要があると考えられることから、必ず重点化の対象項目とする。

上記の「重点化」とは、中長期目標期間終了時における目標達成の上で重要なもののみ従来の単位・精度で評価を行うこととする一方、それ以外の項目については、簡素・効率的な評価となるような工夫を促すことにより、評価にメリハリをつけようとするものである。そのため、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価となるよう工夫する。(例：評価書は主務大臣や国立研究開発法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど)

上記の措置により、当該国立研究開発法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を当該国立研究開発法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、当該国立研究開発法人との十分な意思疎通を図り、当該国立研究開発法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

- ③ 各事業年度における業務の実績等について、国立研究開発法人による自己評価の結果、各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、中長期計画の実施状況等に留意しつつ、当該国立研究開発法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行う。
- ④ 中長期目標・計画の実施状況を確認しつつ、目標の策定時に設定した評価軸等に留意して行う。なお、研究開発に係る事務及び事業は、着実に実施していくことが期待される定常的・定型的業務とは異なり、長期

性、不確実性、予見不可能性、専門性等といった「研究開発の特性」を有する創造的な業務であることを踏まえ、必ずしも時間に応じた線型的な事務及び事業の進捗、成果の創出等が期待できない場合が多いこと等についても十分配慮して評価を行う。

- ⑤ 目標・計画の達成状況等にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく当該法人全体の評定に反映させるなど、当該年度における当該法人のマネジメントの状況にも留意する。
 - ⑥ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して国立研究開発法人が自主的な努力を行っていた場合等には、評定において考慮する。
- (2) 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）

① 見込評価

- i 見込評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、評価の結果を中長期目標期間終了時の国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに新中長期目標の策定に活用すること等に資するものとする。
- ii 中長期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中長期目標期間終了時に見込まれる業務の実績等に係る自己評価の結果及び各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、国立研究開発法人の中長期目標期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績等を調査・分析し、中長期目標の達成状況等の全体について総合的に評価する。
- iii 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中長期目標を適切に策定するよう留意する。
- iv 「3（1）年度評価」の④～⑥については、見込評価においても準用する。その際、「年度」を「中長期目標期間」と読み替えることとする。

② 期間実績評価

- i 期間実績評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、中長期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等にも十分留意する。
- ii 中長期目標期間終了時において、中長期目標期間全体の業務の実績等に係る自己評価の結果及び各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、当該国立研究開発法人の中長期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中長期目標期間における中長期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行う。

iii 見込評価時に使用した中長期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中長期目標等の変更の必要性について検討する。

なお、見込評価時に使用した中長期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

iv 「3（1）年度評価」の④～⑥については、期間実績評価においても準用する。その際、「年度」を「中長期目標期間」と読み替えることとする。

③ 中長期目標期間中間評価

i 中長期目標期間中間評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、中長期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても十分留意する。

ii 通則法第21条の2第1項ただし書で定める国立研究開発法人の長の任期が終了する場合の、当該任期の末日を含む事業年度末までの期間（中間期間）について、中長期目標期間の開始時から当該事業年度までの業務の実績に係る自己評価の結果及び各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、当該国立研究開発法人の中間期間に係る業務の実績を調査・分析し、中間期間終了時までの中長期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行う。

iii 「3（1）年度評価」の④～⑥については、中長期目標期間中間評価においても準用する。その際、「年度」を「中間期間」と読み替えることとする。

4 自己評価結果の活用等

(1) 通則法第35条の6第3項及び第4項に基づき国立研究開発法人が作成する自己評価書は、研究開発成果の最大化に資することを第一目的としつつ、国民に対する説明責任の履行、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保及び当該国立研究開発法人の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とする。あわせて、主務大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。

(2) 国立研究開発法人は、主務大臣の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自己評価書を作成する。

なお、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」により、業績評価については、自己評価書において詳細情報が提供され、事業報告書においてその概要情報が提供されると整理されている。

(3) 文部科学大臣は、年度評価及び中長期目標期間評価において、自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。国立研究開発法人から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正

当性の観点から確認することや、国立研究開発法人審議会から当該自己評価書についての意見、助言等を聴取すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。

特に、年度評価については、3（1）の②の重点化の趣旨を踏まえ、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一となる場合には、主務大臣による評価においては、目標が達成できた状態であること及び「B」であるとする自己評価における分析が妥当であることが明らかであればよいことから、主務大臣が作成する評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、主務大臣と当該国立研究開発法人とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

- (4) 文部科学大臣は、国立研究開発法人の業務実績、目標・計画の達成状況等について自己評価書等により把握、分析し、当該国立研究開発法人業務の政策・施策への適合性、当該国立研究開発法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。
- (5) 文部科学大臣は、国立研究開発法人に対する評価において、質の高い自己評価を基盤として、それを適切に活用して評価することが望ましい。当該国立研究開発法人は、上記の主務大臣の評価に自己評価書が円滑に活用されるよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。
 - ① 本基準の（Ⅲの3）「各評価の目的・趣旨・基本方針」、（Ⅲの5）「評価の単位の設定」及び（Ⅲの6）「評価の方法等」（国立研究開発法人として実施可能なものに限る。）を踏まえ、国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された評価軸を意識して評価を行う。
 - ② 国立研究開発法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。
 - ③ 業務実績、目標・計画の達成状況及び国立研究開発法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、既に実施した研究開発課題（事業）の評価結果等を活用しつつ、プログラム単位など目標に応じたマネジメントに係る実効的な単位で評価を行い、当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意する。なお、その際、自己評価書の作成が当該国立研究開発法人の過度な負担とならないよう配慮する。

なお、文部科学大臣は、年度評価の重点化に伴い、重点化の対象としない項目の実績の分析や項目別評定の評価書の作成の単位の設定に当たっては、当該国立研究開発法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するとともに、自己評価書の作成が当該国立研究開発法人の過度な負担とならないよう配慮することとする。これにより、目標

単位ごとの評定とその根拠については、各目標項目と自己評価書における評定等との関係を整理したものを求めるにとどめるよう考慮することとする。

- ④ 記載内容の客観性、信憑性に十分留意しつつ、外部評価結果等を適切に活用し、自己評価に反映する。
- ⑤ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。
- ⑥ 自己評価及び主務大臣による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策などが示されているものについては、次年度以降の自己評価書において、その実施状況を記入する。

5 評価単位の設定

項目別評定は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、原則、中長期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

なお、中長期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中長期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

研究開発に関する事務及び事業以外については、的確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評定を行うことは妨げない。

また、年度評価については、重点化するに当たり、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価単位となるよう工夫する。（例：評価書は文部科学大臣や国立研究開発法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限り記載するなど）

上記の措置により、当該国立研究開発法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を当該国立研究開発法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、当該国立研究開発法人との十分な意思疎通を図り、当該国立研究開発法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

6 評価の方法等

文部科学大臣は、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営を確保」等の目的を踏まえ、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保する。

(1) 評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

- ① 国立研究開発法人に対し評価に際し必要かつ十分な資料の提出を求める。
- ② 評価に当たって国立研究開発法人の長からのヒアリングを実施する

ほか、監事等からも意見を聴取するなど役員等から必要な情報を収集し、当該国立研究開発法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。

- ③ 国立研究開発法人審議会を開催し、意見を聴く。
- ④ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
- ⑤ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
- ⑥ 財務情報等を活用し、研究開発活動に係る成果等とインプットを対比させる。

なお、研究開発に係る事務及び事業に係る定量的なアウトプット指標のみを用いて機械的に効率性を図るような評価だけでは「研究開発成果の最大化」を促すような評価とはならないことから、国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に勘案した結果としての研究開発活動に係る成果等とインプットとを対比させる。

- ⑦ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
- ⑧ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
- ⑨ 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。
- ⑩ 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握し難い場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

上記のほか、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

- i 国立研究開発法人に対する現地調査
- ii 同業種の民間企業や海外における事例等との比較・分析

(2) 評価の視点等

- ① 研究開発に係る事務及び事業に関する評価

中長期目標の策定時に、国立研究開発法人のミッション及び個別目標等に応じ、当該国立研究開発法人及び国立研究開発法人審議会の意見等を踏まえて設定した評価軸を基本として評価を行う。

ただし、国立研究開発法人における研究開発に係る事務及び事業は、諸事情の変化に応じて迅速かつ柔軟に対応していく動的なシステムの中で捉えていく必要があることから、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化等の諸事情により、従来の評価軸より適切な評価軸を設定する必要がある場合には、評価の実効性を確保するため、評価軸についても適切かつ柔軟に見直す。

評価軸は、科学技術イノベーション政策等国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとする。

評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点及び定量的な観点の双方を適切に勘案して評価する。

なお、客観的・定量的な評価指標を設定することの研究開発の現場への影響等についても十分に考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分けて取り扱う。

そのほか、以下に留意して評価を行う。

i 「研究開発成果の最大化」に向けた評価

国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。これは、個々の研究課題（事業）を個別に「最適化」しそれを積み上げることのみによって確保されるというよりも、むしろ、国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、

ア 研究開発に係る優れた人材の確保・育成を図る。

イ 適切な資源配分を実施する。

ウ 事業間の連携・融合を促す。

エ 研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備する。

オ 大学・民間企業等の他機関と連携・協力を進める。

等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

そのため、国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」のためには、目標を定めた項目を評価単位とすることを原則とし、当該国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に評価する。

また、「研究開発成果の最大化」は、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へつなぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術に対する理解の増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであることを留意して評価する。

また、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ii 「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けた評価

法人についても公費を基盤として活動する主体であることから、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保の観点から適切に評価を行う。

iii 研究開発の特性等を踏まえた評価

文部科学大臣は、国立研究開発法人ごとに、あるいは一法人の中でも各々の研究開発の性格が異なること、研究開発には長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性があること等に鑑み、法人の評価に当たっては、目標の達成度を評価する手法、国際的な水準を踏まえ専門的に評価する手法、将来性について先を見通して評価する手法、アウトカムへの貢献状況について評価する手法、橋渡し研究について受託研究等企業からの資金受入れを含めて評価する手法、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成・活用を評価する手法等、最もふさわしい評価手法を適切に選択する。

また、研究開発に係る事務及び事業は、着実に実施していくことが期待される定常的・定型的業務とは異なり、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等といった「研究開発の特性」を有する創造的な業務であることを踏まえ、必ずしも時間に応じた直線型的な事務及び事業の進捗、成果の創出等が期待できない場合があること等についても十分配慮して評価を行う。

iv 競争的研究資金等の外部資金による事業等の評価に係る留意点

競争的研究資金制度や民間企業等からの委託研究等の運営費交付金以外の外部資金による事業等は、必ずしも事前に獲得が予見できるものではないこと、通常において法人評価とは別に評価が行われていることなどを踏まえ、評価の不合理な重複を回避しつつ、外部資金による事業等に係る取組、成果等についても適切に評価に加味するなど、運営費交付金関係事業等に対する評価とは異なる適切な取扱いとする。

v 研究不正の防止に係る評価

国立研究開発法人における研究不正に対応するための規程や組織としての責任体制の整備及び運用状況を確認していくこと等を通じて、国立研究開発法人が法人（研究開発機関）として、研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、組織としての責任体制を確立し、管理責任の明確化を図り、万が一研究不正が発生した場合に厳正に対応する等の取組に資するような評価を行う。

vi 法人に共通的なマネジメントに係る評価の視点

文部科学大臣は、公費を基盤として活動する国立研究開発法人として共通的なマネジメント（政府方針、財務状況、保有資産の管理・運用、人件費管理、契約、関連法人等）に係る評価については、中期目標管理法に対して示されているものと同様の評価の視点を踏まえて評価することを基本とする。

ただし、例えば、知的財産の管理、給与水準、人件費、契約、運営費交付金債務に係る事項等、「研究開発成果の最大化」とも関連する事項については、研究開発の特性、国立研究開発法人のミッション、

業務の特性、国際的な動向等を踏まえて別途適切な評価の視点を設定するなど、「研究開発成果の最大化」という第一目的をも踏まえ、「適正、効果的かつ効率的な業務運営」と「研究開発成果の最大化」の両立の実現に資するという観点を十分に考慮に入れて評価を行う。

vii 長のマネジメントの評価

文部科学大臣は、長のマネジメントについて適切に確認・評価する。その際、長のマネジメントの研究開発面・経営面双方についてのサポート体制についても確認する。特に、期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言等を行う。

viii 評価結果の活用等

国立研究開発法人は、評価結果を、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けて、業務運営の改善等のために適切に活用する。

文部科学大臣は、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」等につなげるために、評価結果を、次期中長期目標の策定、長の任命等に適切に活用する。

また、文部科学大臣は、国民に対して分かりやすく説明責任を果たすため、評価書を適切に作成し、積極的に公表するよう留意する。

② 研究開発以外の事務及び事業に関する評価

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、国立研究開発法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

その際、次のような目標については、その内容に応じた適切な方法による評価を行う。

i) 目標策定時点において中長期目標期間を超えて最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を明らかにすることが、国の政策や当該国立研究開発法人の役割（ミッション）等に照らして必ずしも適切ではない又は明らかにできないような目標については、

ア 中長期目標において、当該中長期目標期間中に取り組む内容とその水準、期限及びそれらの設定の考え方が明らかにされている場合は、その内容に従って適切に評価を行う。

イ 中長期目標において、上記 i) の記述ができていない場合、最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組やその方向性が定められている場合は、それ以降の期間において、達成されるべき成果やその水準について検討し、明確化を図るとともに、最終的な目標の達成に至る当該国立研究開発法人の長によるマネジメントの具体的な取組内容が最終的な目標の達成に資するものとなっているかどうかとの観点から評価を行う。

ウ 上記ア及びイにより難しい場合は、年度評価又は見込評価の時点等具体的な評価の視点や方法を定めることが可能になった時点で、それらを具体的に定めることも考えられる（その場合、それまでの間の年度評価においては、成果の把握等可能な範囲で目標達成に向けた状況を把握すること。）。

- ii) 国立研究開発法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うことや当該国立研究開発法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化することに関する目標については、具体的な取組内容が支援や協働体制の確立・強化の実施を求めた趣旨に沿ったものであるかどうかとの観点からも適切に評価を行う。
- iii) 国立研究開発法人やその業務の特性等に応じた人材確保・育成に関する目標については、人材確保・育成方針を策定しているかどうか、また、当該方針の内容やそれに基づく具体的な取組は、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった当該国立研究開発法人の強みの維持・向上に資するものとなっているかどうかとの観点から適切に評価を行う。
- iv) 当該国立研究開発法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標については、具体的取組内容に応じて適切に評価を行う。また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

- ・ 研究開発に係る事務及び事業

各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等

が認められる。

- A：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

- ・ 研究開発に係る事務及び事業以外

中期目標管理法人の規定を準用する。この場合において、「中期目標」を「中長期目標」と、「中期計画」を「中長期計画」と読み替えることとする。

- ii 項目別評定の留意事項

- ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、国立研究開発法人の業務運営の改善に資する助言等についても付言する。

その際、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一である場合は、目標が達成された状態であること及び自己評価による「B」とする根拠の分析が妥当であることが明らかであればよいことから、評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、主務大臣と当該国立研究開発法人とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載す

る必要がある。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることを検討する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述する。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることにについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。

エ 国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評定に反映する。

オ 評定は、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等に応じて、目標策定時に多角的に設定された評価軸に関して必要に応じて重み付けを行い、外部の専門的な知見・見識も踏まえて総合的な勘案により行うものであるが、その際、どのような理由で何に重み付けを行い、それを踏まえてどのような判断により評定に至ったかの理由を、分かりやすい形で目標の内容に応じて定量的・定性的な観点から明確に記述する。

カ 評定区分は上記① i のとおりであるが、具体的には、

- ・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など
- ・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など
- ・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など
- ・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、最

上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」などが想定される。

また、

- ・ A評定の判断としては、S評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
- ・ B評定の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
- ・ C評定の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
- ・ D評定の判断としては、抜本的見直しを含め特段の工夫・改善の必要性

が認められる場合が想定される。

キ なお、年度評価においては、例えば、成果創出に向けた進捗の早期化や成果実現の確度の向上などが明らかになった場合には、これらを加味した評価を行う。

ク 国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ケ 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、国立研究開発法人の実績等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述する。

コ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、具体的かつ明確な問題点が明らかになった場合には、国立研究開発法人に対し、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

サ 目標策定の妥当性に留意し、目標の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

シ 期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

ス 各評価項目に対し評価を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を達成していると認められる状態とする。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価を踏まえ、評語による評価を付して行う。

総合評価を行うに当たっては、国立研究開発法人のミッション及び

政策上の要請等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」、「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、当該国立研究開発法人の業務全体に係る総合評定を行う。

i 記述による全体評定

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、国立研究開発法人の業務運営の改善に資する助言等を付言する。

イ また、記述による全体評定は、項目別評定も踏まえ、総合的な視点から以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

- ・ 項目別評価の総括
 - a 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
 - b 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - c 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。
 - d 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
- ・ 全体評定に影響を与える事象
 - a 法人全体の信用を失墜させる事象など、当該法人全体の評定に影響を与える事象
 - b 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの2(2)の「法人全体を総括する章」において記載される国立研究開発法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
 - c 中長期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績(災害対応など)
- ・ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。

ウ 各評価項目と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

- B：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

iii 総合評定の留意事項

- ア 「法人全体としての研究開発成果の最大化」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、国立研究開発法人の業務全体に係る総合評定を行う。
- イ 国立研究開発法人のミッション等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から当該国立研究開発法人の業務全体について総合的に評価する。
- ウ 文部科学大臣は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。
- エ 法人全体として期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。
- オ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮する。
- カ 法人全体の信用を失墜させる事象について、当該法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行う

ことは不可とする。

キ なお、「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について、組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評価を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(2) 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

・ 研究開発に係る事務及び事業

各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

- ・ 研究開発に係る事務及び事業以外
中期目標管理法人の規定を準用する。この場合において、「中期目標」を「中長期目標」と、「中期計画」を「中長期計画」と読み替えることとする。

ii 項目別評定の留意事項

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、国立研究開発法人の業務運営の改善に資する助言等についても付言する。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述する。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。

エ 国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評定に反映する。

オ 評定は、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等に応じて、目標策定時に多角的に設定された評価軸に関して必要に応じて重み付けを行い、外部の専門的な知見・見識も踏まえて総合的な勘案により行うものであるが、その際、どのような理由で何に重み付けを行い、それを踏まえてどのような判断により評定に至ったかの理由を、分かりやすい形で目標の内容に応じて定量的・定性的な観点から明確に記述する。

カ 評定区分は上記① i のとおりであるが、具体的には、

- ・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など
- ・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用

化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など

- ・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など
- ・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」などが想定される。

また、

- ・ A評定の判断としては、S評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
- ・ B評定の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
- ・ C評定の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
- ・ D評定の判断としては、抜本の見直しを含め特段の工夫・改善の必要性

が認められる場合が想定される。

キ 文部科学大臣は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ク 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、国立研究開発法人の実績等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述する。

ケ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な指摘、助言、警告等を行う。

コ 目標策定の妥当性に留意し、目標の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

サ 期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

シ 各評価項目に対し評定を行うための具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を十分に達成し、国立研究開発法人として

の役割を果たしている状態とする。

ス 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中長期目標期間終了時の業務実績の見込みと中長期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

なお、見込評価時に使用した中長期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

セ 評定にあわせ、次期中長期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

ソ 中長期目標期間中間評価においては、評定にあわせ、中長期目標期間終了時までの業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定を踏まえ、法人全体の業務実績等に対し評語による評定を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、当該国立研究開発法人のミッション及び政策上の要請等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、当該国立研究開発法人の業務全体に係る総合評定を行う。

i 記述による全体評定

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、国立研究開発法人全体の業務運営の改善に資する助言等を付言する。

イ また、記述による全体評定は、以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

- ・ 項目別評定の総括
 - a 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
 - b 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - c 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
 - d 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
- ・ 全体評定に影響を与える事象
 - a 法人全体の信用を失墜させる事象など、当該法人全体の評定に影響を与える事象
 - b 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの2(2)の「法人全体を総括する章」において記載される国立研究開発法人のミッション、役割の達成の状況
 - c 中長期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績

(災害対応など)

- ・ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。

ウ 各評価項目と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア 「法人全体としての研究開発成果の最大化」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、国立研究開発法人の業務全体に係る総合評定を行う。

イ 国立研究開発法人のミッション等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、質的・量的、経済

的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から、当該国立研究開発法人の業務全体について総合的に評価する。

ウ 文部科学大臣は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

エ 法人全体として期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言等を行う。

オ 見込評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中長期目標策定に関する留意事項
- ・ 次期中長期目標期間に係る予算要求に関する留意事項

カ 期間実績評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中長期目標の変更等の対応が必要な事項

キ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮する。

ク 法人全体の信用を失墜させる事象について、当該法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

ケ 「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評価を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

コ 見込評価においては、評価単位の設定、評価軸、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行う。

8 評価書の作成

(1) 評価書の様式

評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式に、必要に応じて科学技術・学術政策局企画評価課において修正等を加えたものに基づき作成するものとする。

(2) 記載すべき事項

評価書には、以下の事項を記載する。

① 評価の概要

- i 評価対象に関する事項
 - ア 法人名
 - イ 対象年度（年度評価）
 - ウ 対象期間（中長期目標期間評価）
 - ii 評価の実施者に関する事項
 - ア 共管法人の場合には評価の分担の概要
 - イ 評価を担当した部局、作成者（課長名）
 - ウ 評価を点検した部局、作成者（課長名）
 - iii 評価の実施に関する事項
 - ア 理事長ヒアリングなど、評価に際し実施した手続
 - イ 国立研究開発法人審議会の概要及び審議の実績（構成員、活動実績、主な審議内容等）
 - iv その他評価に関する重要事項
- ② 総合評定
- i 評語による評定
 - ii 記述による全体評定
 - iii 国立研究開発法人が実施した事項のうち、中長期目標・中長期計画・年度計画に記載のない事項で、全体評定において考慮すべき事項
 - iv 見込評価においては、業務及び組織の全般的な検討及び次期中長期目標策定に関して取るべき方策
 - v 次期中長期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項
 - vi 中長期計画の変更が必要な場合には当該事項
 - vii 中長期目標期間評価において、次期中長期目標の変更が必要な場合には当該事項
 - viii 国立研究開発法人審議会の意見
- ③ 項目別評定の総括表
- ・項目別評定で付された評語の経年による一覧表示
 - ・必要に応じ各項目に付された重要度・困難度が分かるように記載
 - ・評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「-」とし、総合評定に反映しない。
- ④ 項目別評定
- i 当該事務及び事業に関する基本情報
 - ア 当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策、個別法の条文番号など）
 - イ 政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号、行政事業レビューのレビューシートの番号を記載し、対応する達成手段を明らかにする。）
 - ウ 必要に応じ当該項目の重要度、困難度（目標策定の際に定めたもの等を記載）
 - ii 主要な経年データ
 - ア アウトカム及び（又は）アウトプット情報
 - イ インプット情報（予算額、決算額、経常費用、行政コスト、人員など）

iii 目標、計画、評価に関する事項

- ア 対応する中長期目標・中長期計画・年度計画
- イ 業務の実績、将来的な成果の創出の期待等、自己評価
- ウ 評価軸、用いた評価指標、モニタリング指標、評価の視点
- エ 評定及びその根拠
- オ 業務運営上の課題及び改善方策
- カ 目標水準の変更が必要な場合にはその概要
- キ 国立研究開発法人審議会の意見

iv その他参考情報（必要に応じ実施する予算差異分析、財務分析など）

(3) 記載における留意点

- ① 評価書は国民に対し国立研究開発法人の業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとするよう留意する。
- ② 経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。
- ③ 見込評価と中長期目標期間実績評価の項目別の評定はそれぞれ並列して表記し、見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう留意する。
- ④ 記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫する。

IV その他留意すべき事項

1 評価結果の活用等に関する事項

- (1) 独立行政法人は、評価結果を、評語及び記述による評定を踏まえ、現行の中（長）期計画又は年度計画の見直し、次期以降の中（長）期計画又は年度計画の策定、当該独立行政法人内部の組織体制の見直し、人事計画、当該独立行政法人内部の予算配分、業務手法の見直し、役職員の処遇等に活用する。
- (2) 文部科学大臣は、評価結果を、評語及び記述による評定を踏まえ、現行の中（長）期目標、中（長）期計画の見直し、事業の改廃を含む事務及び事業の見直し、新中（長）期目標の策定、国の政策評価、政策等に適切に反映させるほか、運営費交付金の算定を含む予算要求等に適切に反映させる。特に、「S」評定を付した場合は、予算要求において当該独立行政法人の業務経費に重点的に配分する等、法人のインセンティブを高めるよう努める。
- (3) 文部科学大臣は、項目別評定で「D」評定を付した場合、独立行政法人は、業務の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこととする。
また、総合評定で「D」評定を付した場合には、独立行政法人は、組織又は業務の廃止を含めた抜本的な改善その他の必要な措置を行う。
- (4) 文部科学大臣は、通則法第 35 条第 1 項及び第 35 条の 7 第 1 項に定める、中（長）期目標期間終了時の独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、見込評価の結果を十分に活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じる。
例えば、「独立行政法人の評価に関する指針」において、評価において組織ぐるみの談合の発生など内部統制の不全、ガバナンスの欠如が明らかになり、引き続き当該法人に事務及び事業を行わせたとしても効率的な業務運営や中（長）期目標の達成が期待できない場合、当該法人の存続の必要性が立証できない場合などには、当該法人は組織の抜本的な改廃がなされる必要があるとされている。
また、同指針において、中期目標若しくは年度目標において策定した「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」又は中長期目標において策定した「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上」に関する目標が達成できなかった場合、その原因分析の結果、当初見込んだ需要がなかった場合や他の主体により業務を実施することが適切であったことなどが判明した場合には、当該業務は廃止される必要があるとされている。
- (5) 評価の過程で特に対処が必要な業務運営上の課題が検出された場合には、翌年度以降、当該課題への当該独立行政法人の対応状況について適正に評価する。

2 評価結果等の公表に関する事項

- (1) 評価結果は下記 3 のスケジュールに従い遅滞なく公表する。

- (2) 評価結果の他、評価に活用したデータ等についても、経年で並べるなど外部での活用のしやすさや、検証可能性の確保に留意した上で、積極的に公表するよう留意する。
- (3) 通則法第28条の4に定める、独立行政法人による評価結果の業務運営の改善等への反映の取組の公表の状況について、以下の点に留意してチェックする。
 - ① 過去の事業年度、中(長)期目標期間に係る評価結果を踏まえ、中(長)期計画、年度計画への反映、事務及び事業の改廃、予算要求への反映、組織及び人事その他業務改善への反映等、事業年度内に実施した措置状況を具体的に記載する。
 - ② 評価結果との対応関係を、いつの事業年度の業務実績評価に係るものかも含め明らかにする。
 - ③ 将来に措置することが予定されている事項についても記載する。
- (4) 評価書等は、広く国民に周知できる方法で公表する。
- (5) 独立行政法人評価制度委員会による評価の実効性を確保するため、法律により独立行政法人評価制度委員会に対し通知が求められている見込評価及び効率化評価に係る評価書のほか、年度評価及び期間実績評価の評価書についても参考として独立行政法人評価制度委員会に通知する。
- (6) 独立行政法人は、評価結果の業務運営の改善等への反映の取組について、翌事業年度に行う文部科学大臣の評価の中で記載内容をチェックできるよう、自己評価書の提出時期に合わせて取りまとめて公表するとともに、文部科学大臣に提出する。

3 評価のスケジュールに関する事項

評価結果を予算や業務運営の改善等に適切に反映できるよう、概算要求時を目途に各評価を完了させるよう努めるものとする。

具体的には、以下のようなスケジュールが想定される。

- (1) 自己評価
 - 法人は6月末までに文部科学大臣に提出し、速やかに公表する。
- (2) 文部科学大臣による評価等
 - ① 年度評価
 - 8月上旬を目途に評価を完了し、独立行政法人に通知、公表する。また、参考として独立行政法人評価制度委員会に通知する。
 - なお、見込評価を行う際には、7月末を目途に評価を完了し、当該独立行政法人に通知、公表する。
 - ② 見込評価及び業務全般の見直し
 - 見込評価については8月上旬を目途に完了、業務全般の見直し結果の作成は8月中旬に完了し、独立行政法人及び独立行政法人評価制度委員会に通知、公表する。
 - ③ 期間実績評価
 - 8月中旬を目途に評価を完了し、独立行政法人に通知、公表する。また、参考として独立行政法人評価制度委員会に通知する。
- (3) 評価結果等の中(長)期目標等への反映

- ① 新中（長）期目標（案）の作成
1月上旬を目途に作成、独立行政法人評価制度委員会に通知する。
- ② 新中（長）期目標の決定・指示
2月下旬を目途に決定、独立行政法人に指示する。
- ③ 新中（長）期計画（案）の作成、認可
独立行政法人は3月末までに文部科学大臣の認可を得る。

4 共管法人の取扱いに関する事項

複数の主務大臣が所管する独立行政法人の評価については、各主務大臣が所管する業務に関する評価はそれぞれの主務大臣が分担し、評価全体に関する事項及び共通して所管する事項の評価については主務大臣間で協議するなど、各主務大臣が連携して評価を行う。

その際、評価手続の重複を排除するなど、効率的な評価を行うよう留意する。

原則として、当該独立行政法人の年度評価、見込評価、期間実績評価などの各評価について一つの評価書を作成する。

国立研究開発法人海洋研究開発機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中長期目標)

平成 31 年 2 月 28 日

令和 3 年 3 月 1 日変更指示

文部科学省

目次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中長期目標の期間	2
III	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	2
1.	海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進	2
(1)	地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発	2
(2)	海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発	3
(3)	海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発	3
(4)	数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る 研究開発	4
(5)	挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発	5
2.	海洋科学技術における中核的機関の形成	5
(1)	関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元 の推進等	5
(2)	大型研究開発基盤の供用及びデータ提供等の 促進	6
IV	業務運営の改善及び効率化に関する事項	6
1.	適正かつ効率的なマネジメント体制の確立	6
2.	業務の合理化・効率化	7
V	財務内容の改善に関する事項	7
VI	その他業務運営に関する重要事項	7
1.	国民からの信頼の確保・向上	7
2.	人事に関する事項	8
3.	施設及び設備に関する事項	8

別添 国立研究開発法人海洋研究開発機構に係る政策体系図

※Ⅲの「1.」「2.」の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする法人である。

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において、海洋科学技術は、大きな価値を生み出す国家戦略上重要な科学技術として位置付けられている。また、第 3 期海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）においては、「科学的知見の充実」が引き続き実施すべき主要な施策と位置付けられるとともに、新たに、「海洋状況把握（MDA）」体制の確立等の総合的な海洋の安全保障の取組や「北極政策」の推進に係る項目が追加されたところである。中でも、海洋の調査や観測により収集される膨大な海洋情報から、人工知能（AI）やビッグデータ解析技術等を活用して新たな価値を創造し、経済発展や社会的課題の解決につなげていくなど、海洋分野においても Society5.0 の実現に向けた研究開発が必要となっている。

国際的な状況を見ると、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット）や G7 伊勢志摩サミット首脳宣言（平成 28 年 5 月）、G7 科学技術大臣会合つくばコミュニケ（平成 28 年 5 月）、更には持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年（2021～2030）（平成 29 年 12 月、第 72 回国連総会決議）において、海洋・海洋資源の管理、保全及び持続可能な利用が盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。また、国際社会における北極域の重要性に鑑み、2016 年より北極科学大臣会合が開催されており、2021 年度の第 3 回会合は日本開催が予定されている。

このような状況を踏まえ、文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会において海洋科学技術に係る研究開発計画（平成 29 年 1 月決定、平成 31 年 1 月改定）を取りまとめ、文部科学省として推進すべき海洋科学技術分野や推進方策を明記したところである。

機構は、これまで海洋の幅広い分野で顕著な成果を創出してきた。本中長期目標期間においては、上述のような国内外の状況の変化やそれに伴う課題を踏まえ、複数の研究船や探査機等を保有し、運用している機構の強みを生かした海洋観測や多様な研究開発による高水準の成果の創出及びその普及・展開等、引き続き我が国の海洋科学技術の中核的機関としての役割を担うことが重要である。また、その際、我が国全体としての海洋科学技術の研究開発成果を最大化するために、国内外を含めた他機関との分担や協働の在り方を最適化し、現状の連携をより一層強化するとともに、新たな協働体制を確立することが期待される。さらに、将来にわたって、海洋に関する研究開発を推進し、海洋科学技術の持続的な発展へ貢献するために、

必要な人材の育成と確保に取り組む必要がある。

II 中長期目標の期間

機構の当期の中長期目標の期間は、平成31年（2019年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの7年間とする。

III 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進

機構は、第5期科学技術基本計画、第3期海洋基本計画等を踏まえ、これまでの取組を一層発展させて、以下に示すような課題に取り組む必要がある。

- ・地球環境の維持・保全と持続可能な利用、海洋由来の自然災害への対応等の経済・社会的課題への対応
- ・関係府省連携の下、MDA体制の確立に資する海洋調査・観測体制を強化し、海洋の安全・安心に貢献
- ・海洋分野における Society 5.0 の実現に向け、膨大な海洋情報の集約、解析及び予測に係る研究開発の推進
- ・海洋科学技術分野における我が国の研究開発力の強化や、SDGs等の国際的な枠組みへの科学的知見の提供等による国際的なプレゼンスの向上

このため、本中長期目標期間中において、以下の（1）～（4）の研究開発課題に重点的に取り組む。また、研究者の自由な発想や独創的な視点を活かして、次世代海洋科学技術を支える新たな知の創出に資する挑戦的・独創的な研究開発を推進するとともに、これらの研究開発を支える基盤的技術の開発に取り組む。

（1）地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発

近年、地球温暖化等の地球環境変化が経済・社会に与える影響の顕在化、深刻化が危惧されており、第3期海洋基本計画やSDGs、パリ協定等においても、地球環境の保全や気候変動への対応は政策上の重要課題として位置付けられている。とりわけ、地球温暖化の影響が最も顕著に出現する北極域を対象とした調査・観測・研究の重要性は、世界的にもますます高まっている。また、人間活動の地球環境への影響は地球温暖化のみならず海洋酸性化や生態系変動等、様々な形で表面化してきており、地球環境変化と人間活動の相互作用に関する評価を踏まえて、地球環境変化を把握し、将来を予測することが求められている。特に、膨大な体積、面積、熱容量を有する海洋は、大きな時空間規模で進行する地球環境変化において重要な役割を果たしていると考えられている一方、その実態には未解明な部分が多く残されている。

このため、機構は、未だ解明されていない地球環境変化の実態把握を進めて、その変化の中長期的な将来予測を行うため、地球環境変動モデル等の高度化に取

り組む。これを実現するために、観測網の無人化、省力化、高精度化等に向けた新たな観測技術の開発等を行うなど観測網の整備・高度化を図るとともに、多様な手法を組み合わせることにより、我が国沿岸域を含むアジア地域、北極域、北西部太平洋、熱帯太平洋、インド洋等の重点海域等の高精度な観測を実施する。また、これら観測により得られたデータの蓄積・分析やモデルの高度化を行うことで、昇温、海洋酸性化、貧酸素化、生態系変動等の海洋に表れる地球環境変化の実態把握やプロセスの理解を進める。その上で、こうした取組により得られた地球環境変化に関する新たな知見と人間活動との相互影響に関する評価を行い、人間活動の影響を含めた地球環境変化の中長期的な将来予測を導き出す。得られた成果については、国内外の各種活動を通じて発信することで、我が国及び国際社会等における政策の立案等に貢献する。

(2) 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発

我が国の周辺海域には、多様な生物、鉱物、エネルギー資源等の海洋資源が存在すると考えられているが、それらの海洋資源については、未確認のまま残されているものも含め、ごく一部しか有効利用できていない。特に、深海・深海底等の科学的調査が進んでいない海域には、表層域とは異なる生態系等が構築され、数多くの未発見の生物が生息していると考えられている。この中には人類社会に有用な機能を持つものも存在し得るため、これら未知の機能の発見・解明が必要である。また、我が国の領海等に賦存する鉱物資源の有効利用のためには、有望資源の賦存する海域や賦存量を把握する必要がある、このためにはその形成メカニズムの解明が重要である。

このため、機構は、海洋の調査・観測で採取した海洋生物を含む各種試料を分析し、海洋生態系における炭素循環・窒素循環・エネルギー循環等を把握するとともに、ナノ科学や情報科学等との学際連携を進めて、海洋生態系が有する未知の機能を解明する。

また、海底鉱物資源の有望海域の推定のため、これまでの調査・観測等で得られた試料、データ等を詳細に解析し、海底資源生成モデルを体系化・普遍化することにより、有望資源の成因プロセスを解明する。

これらの研究開発を進めるに当たっては、必要に応じて(1)の研究開発課題の成果を取り入れるとともに、他の大学や公的研究機関、民間企業等との連携を強化することで、より効果的な成果の創出を目指す。また、得られた試料、データ、科学的知見等を積極的に産業界へ提供することで、海洋資源の産業利用の促進に貢献する。

(3) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

我が国の周辺海域においては、南海トラフ地震や海底カルデラ等、大規模災害

をもたらす地震・火山活動が活発であり、防災・減災対策の更なる強化が求められている。そのための具体的な検討を進めるには、海底下で進行する地震・火山活動の実態把握及び海域で発生する地震の長期評価が欠かせないものの、現在は観測データも十分に揃っていない状況にあり、観測体制の構築と、データの取得・解析を通じたメカニズムの理解等の科学的知見の充実が課題となっている。

このため、機構は、地震発生メカニズムの理解、プレート固着の現状把握と推移予測及び海域火山活動の予測研究に資するデータと知見を蓄積し、地震調査研究推進本部、気象庁、防災科学技術研究所、大学等の関係機関に情報提供することで、地震活動に関する現状把握・長期評価及び海域火山活動評価に貢献する。

これを実現するために、防災科学技術研究所や大学等の関係機関と連携して、南海トラフ地震の想定震源域等を中心とした、広域かつ精緻なデータを連続的にリアルタイムで取得する海底地殻変動観測設備の整備・高度化を進めるとともに、高精度の海底地下構造調査、海底堆積物・海底下岩石試料の採取・分析を実施する。これにより得られたデータと既存のデータの統合・解析を行うことで、地震発生帯モデル及びプレート固着状態に関する推移予測手法の高度化を行う。また、海域火山に係る先進的な観測手段を確立し、海域火山周辺において火山活動の現状把握を行うとともに、地球内部構造や熱・物質循環機構等の解析を進める。

(4) 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発

人間の経済・社会活動が多岐にわたり、生態系と生物多様性の破壊、気候変動、海洋酸性化など、人間活動が地球システムの機能に大きな影響を及ぼすに至った今日において、将来にわたって豊かな社会を存続させるためには、相互に関連している地球環境、経済及び社会の諸課題に対して統合的に取り組み、解決していくことが必要となっている。従来、上述(1)から(3)のような個別の研究開発課題で得られる知見を基に対策が検討されてきた。しかし、これら種々の対策には、地球環境、経済及び社会に与える効果が、相乗便益(コベネフィット)をもたらすもののほか、一方を達成しようとする他方を犠牲にしなければならないトレードオフの関係に立つものもあるため、その効果を科学的見地から検証し、有意な対策を選択していくことが必要とされている。

このため、機構は、複雑に絡み合う海洋・地球・生命間の相互関連性を発見・解明するために、高度な数値解析を効率的に行う情報基盤の整備・運用を図りつつ、機構内の様々な分野の研究者及び技術者や国内外の関連機関等と連携して、海洋・地球・生命に関する情報・データを収集・蓄積するとともに、高度化した数理科学的手法を用いてこれらのデータを整理、統合、解析する。また、高性能なユーザインターフェースを構築して、数理科学及び情報科学の専門知識を有しない利用者のニーズにも即して最適化した情報を創生し、提供する。

(5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発

海洋は、氷海域、深海底、海底下深部等の到達困難な領域や多種多様な未知の生物種が存在するなど、今なお人類に残されたフロンティアである。これらフロンティアへの挑戦や新たな分野の開拓のためには、これを可能にする科学的・技術的な知的基盤を構築し、その利用を推進することが必要であり、これにより、人類の知的資産の創造や新たなイノベーション創出に貢献することが期待できる。

このため、機構は、世界をリードする新たな学術領域や技術領域の開拓に向けて、分野や組織の枠を越えた柔軟かつ機動的な研究体制を構築することなどにより、新規性・独創性を有する挑戦的な科学研究に取り組むとともに、研究者の自由な発想や新技術の組合せによるボトムアップ型の技術開発を推進する。これにより、将来を見据えた研究・技術シーズや我が国独自の独創的な技術基盤を創出する。

また、上述(1)から(3)の研究開発課題の成果最大化を図るとともに、MDAに資する海洋調査・観測体制の強化など、我が国の海洋政策等の推進に貢献するために、未踏のフロンティアへの挑戦に不可欠な海洋調査・観測用のプラットフォームを展開し、その運用技術及び技能の向上を図るとともに、海洋ロボティクス、深海探査技術、大水深・大深度掘削技術等の海洋調査・観測技術の高度化に取り組む。これにより、同プラットフォームの安全かつ効率的な運用を実現するとともに、氷海域及び深海底を含む多様な海洋・海底下環境に対応する高精度な探査・調査能力を獲得する。

2. 海洋科学技術における中核的機関の形成

(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元への推進等

機構が、経済・社会的課題や地球規模の諸課題の解決に貢献していくためには、国内外の大学や公的研究機関、民間企業等の関係機関との連携・協働関係を今まで以上に推進していくとともに、研究開発成果や知的財産を戦略的に活用していく必要がある。このため、機構は、成果やノウハウ等を知的財産として権利化するのみならず、関係機関との新たな価値の協創のための連携体制の構築や、萌芽的研究開発等の実施による将来の技術シーズの創出に努める。その際、成果を経済・社会ニーズに即して分かりやすく情報提供するとともに、論文・特許等の研究開発成果を適切に把握・管理することが重要である。

機構は、我が国の海洋科学技術の中核的機関として、国際的な枠組みに対し積極的に協力するとともに、海外の主要な研究機関との連携を一層強化する。特に、国際深海科学掘削計画(IODP)の下で、地球深部探査船「ちきゅう」を用いた科学掘削プロジェクトの進展を図るため、関係機関との連携強化、プロジェクトへの我が国からの参加推進や参加国の増加等に取り組む。

機構の研究開発活動を活性化させ、その成果を更に発展させて社会へと還元していくために、種々の国のプロジェクトへ積極的に参画していくとともに、民間資金等の外部資金の積極的な導入を進める。さらに、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（成果活用事業者）に対する出資並びに人的及び技術的援助を行うものとする。

将来の海洋立国を担う研究者及び技術者を育成するため、大学、民間企業、公的研究機関等との連携体制を強化し、優れた若手研究者や大学院生等を国内外から積極的に受け入れるとともに、高等学校教育とも連携し、将来の海洋科学技術分野において活躍しうる人材を確保するための裾野拡大に取り組む。

国民の海洋科学技術に関する理解増進を図るため、国民各層の特徴等を踏まえた戦略的な普及広報活動を行う。活動にあたっては、機構単体では難しい層へも広く周知を行うべく、分野を問わず様々な企業・機関等と連携し、相乗効果を狙った活動にすることが重要である。

（２）大型研究開発基盤の供用及びデータ提供等の促進

機構は、海洋科学技術の更なる向上のために、その保有する海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の施設設備を、産学官の多様な外部機関の利用に供する。

また、東京大学大気海洋研究所等との緊密な連携協力の下、学術研究の特性に配慮した船舶運航計画を策定し、これに基づき研究船の効率的な運航・運用を行い、大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し協力を行う。

研究活動を通じて得られたデータやサンプル等の海洋科学技術に関する情報等については、情報等の性質や重要性を踏まえて適切に整理・保管するとともに、研究者のみならず広く国民が利用しやすいよう、利用者のニーズに応じて適切に提供する。

IV 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 適正かつ効率的なマネジメント体制の確立

機構は、海洋科学技術の中核的機関としての役割を着実に果たすために、理事長のリーダーシップの下、組織のマネジメント機能をより一層強化し、業務運営の効率化を図るとともに、リスク管理やコンプライアンスの徹底等内部統制を強化し、業務運営の適正化を図るものとする。特に、研究不正対策については、国のガイドライン等を遵守し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を未然に防止する効果的な取組を推進する。また、更なる研究開発成果の向上を図るために、機構内での分野間の連携を強化し、法人一体となって課題に取り組める研究開発体制を構築するとともに、国の政策や国内外の研究開発等に関する最新の動向等を研究計画に反映させる。さらに、効果的・効率的な業務運営が行われているかを適時に

点検し、更なる業務改善に反映していくなど、PDCA サイクルの実施を徹底する。

2. 業務の合理化・効率化

機構は、管理部門の組織の見直し、調達合理化、業務の電子化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、業務の合理化・効率化を図るものとする。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの及び拡充されるもの並びに法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、平成 30 年度を基準として、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）については毎年度平均で前年度比 3%以上、その他の事業費（人件費及び公租公課を除く。）については毎年度平均で前年度比 1%以上の効率化を図る。なお、新規に追加されるもの及び拡充されるものは翌年度から効率化を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、業務の公正性、透明性を確保しつつ契約の合理化を図る。また、内部監査や契約監視委員会により取組内容の点検・見直しを行う。

V 財務内容の改善に関する事項

機構は、予算の効率的な執行による経費の削減に努めるとともに、受託収入、特許実施料収入、施設・設備の使用料収入等の自己収入や競争的資金等の外部資金の確保、増加、活用等に努める。

独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行するものとする。必要性がなくなると認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進めるものとする。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 国民からの信頼の確保・向上

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、情報公開を行うとともに、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、個人情報を適切に取り扱う。

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、適切に情報セキ

セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、職員への研修を徹底する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

業務の遂行に当たっては、安全の確保に十分に留意して行うこととし、業務の遂行に伴う事故の発生を事前に防止し業務を安全かつ円滑に推進できるよう、法令に基づき、労働安全衛生管理を徹底する。

2. 人事に関する事項

研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務運営を図るため、高い専門性、俯瞰力、リーダーシップ等を持った多様な人材の確保及び育成に取り組む。特に、クロスアポイントメント制度等の活用を図ることで、優秀な研究者等を国内外から積極的に確保する。また、適材適所の人員配置や、職員のモチベーションを高めるよう適切な評価・処遇を行うとともに、多様化した働き方に対応するため、職場環境の維持・向上に努め、生産性向上を図る。なお、機構における人材確保・育成については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

3. 施設及び設備に関する事項

業務に必要な施設や設備については、老朽化対策を含め必要に応じて重点的かつ効率的に更新及び整備する。

国立研究開発法人海洋研究開発機構
の中長期目標を達成するための計画
(中長期計画)

認 可：平成31年3月29日

(変更認可：令和3年3月26日)

国立研究開発法人海洋研究開発機構

序文	3
前文	3
I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	4
1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進	4
(1) 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発	5
① 観測による海洋環境変動の把握と観測技術開発	5
② 北極域における環境変動の把握と海氷下観測技術開発	6
③ 地球表層と人間活動との相互作用の把握	6
④ 地球環境の変動予測	7
⑤ 地球環境変動と人間活動が生物多様性に与える影響評価	8
(2) 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発	9
① 海洋生物と生物機能の有効利用	9
② 海底資源の有効利用	10
(3) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発	10
① 海域観測による地震発生帯の実態把握	11
② 地震・津波の発生過程の理解とその予測	12
③ 火山及び地球変動要因としての地球内部活動の状況把握と変動予測 ..	12
(4) 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発	13
① 数値解析及びその検証手法群の研究開発	14
② 数値解析結果を活用した高度かつ最適な情報創生に係る研究開発	14
③ 情報創生のための最適な実行基盤の整備・運用	15
(5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発	15
① 挑戦的・独創的な研究開発の推進	15
(イ) 柔軟かつ自由な発想に基づく基礎及び挑戦的・独創的な研究	16
(ロ) 未来の海洋科学技術を築く挑戦的・独創的な技術開発研究	16
② 海洋調査プラットフォームに係る先端的基盤技術開発と運用	17
(イ) 海洋調査プラットフォーム関連技術開発	17
(ロ) 大水深・大深度掘削技術開発	18
(ハ) 海洋調査プラットフォームの整備・運用及び技術的向上	18
2. 海洋科学技術における中核的機関の形成	19
(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元の実現等	19
① 国内の産学官との連携・協働及び研究開発成果の活用促進	19
② 国際協力の推進	20
③ 外部資金による研究開発の推進	20

④ 若手人材の育成	21
⑤ 広報・アウトリーチ活動の促進	21
(2) 大型研究開発基盤の供用及びデータ等提供の促進	21
① 海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の研究開発基盤の供用	21
② 学術研究に関する船舶の運航等の協力	22
③ データ及びサンプルの提供・利用促進	22
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 .	22
1. 適正かつ効率的なマネジメント体制の確立	22
(1) マネジメント及び内部統制	22
(2) 評価	23
2. 業務の合理化・効率化	23
(1) 合理的かつ効率的な業務運営の推進	23
(2) 給与水準の適正化	24
(3) 契約の適正化	24
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	24
1. 予算、収支計画、資金計画	24
(1) 予算（中長期計画の予算）	24
(2) 収支計画	27
(3) 資金計画	28
2. 短期借入金の限度額	29
3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財 産の処分に関する計画	29
4. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする ときは、その計画	29
5. 剰余金の使途	29
6. 中長期目標期間を超える債務負担	29
7. 積立金の使途	29
IV その他業務運営に関する重要事項	30
1. 国民からの信頼の確保・向上	30
2. 人事に関する事項	30
3. 施設及び設備に関する事項	31

序文

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が中長期目標を達成するための計画（以下「中長期計画」という。）を定める。

前文

機構は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする法人である。

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において、海洋科学技術は、大きな価値を生み出す国家戦略上重要な科学技術として位置付けられている。また、第 3 期海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）においては、「科学的知見の充実」が引き続き主要な施策と位置付けられるとともに、新たに、「海洋状況把握（MDA）」体制の確立等の総合的な海洋の安全・安心の確保への一層の取組や北極政策の推進に係る項目が追加されたところである。さらに、人工知能やビッグデータ解析技術等を活用して新たな価値を創造し、経済発展や社会的課題の解決に繋げていく等、海洋分野においても Society5.0 の実現に向けた研究開発が求められてきている。

国際的な状況としては、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット）や G7 伊勢志摩サミット首脳宣言（平成 28 年 5 月）、G7 科学技術大臣会合つくばコミュニケ（平成 28 年 5 月）、更には持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年（2021-2030）（平成 29 年 12 月、第 72 回国連総会決議）において、海洋・海洋資源の管理・保全・持続可能な利用が盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。また、国際社会における北極域の重要性に鑑み、2016 年より北極科学大臣会合が開催されており、2021 年の第 3 回会合は日本開催が予定されている。

機構は、上記のような国内外の状況の変化やそれに伴う課題を踏まえ、海洋を軸とした地球環境全体、すなわち生命活動をも含めた地球を構成する複雑かつ多様なシステムを「海洋・地球・生命」として一体的に捉え、それらシステムの行く末に大きな影響を及ぼす人間活動との相互影響を含めた統合的な理解を推進し、科学的知見を有用な情報として発信していくことにより、人類社会が地球の未来を創造していくことに貢献する。そのため、海洋から地球全体に関わる多様かつ先進的な研究開発とそれを強力に支える研究船や探査機等の海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の研究基盤の運用を一体的に推進し、膨大な観測・予測データの集約・解析能力を向上させ、高水準の成果の創出とその普及・展開を促進することにより、我が国の海洋科学技術の中核的機関としての役割を担う。

機構がこのような役割を果たしてイノベーション創出や、我が国の安全・安心、科学的知見の充実による海洋立国の実現に貢献し、国民からの期待に応えていく

ため、これまでの取組を一層発展させ、以下に示すような研究開発課題に取り組む。

- ・地球環境変化の実態把握と人間活動の影響の評価、将来予測、海洋が生み出す生物・鉱物等の有用資源の有効かつ持続的な利用、海域地震・火山活動やそれらに起因する津波といったハザードによる災害対策への貢献等、科学的知見の充実と課題の解決に向けた研究開発の推進
- ・多様な調査・観測等により取得したデータの統合及び解析機能の強化による、有用な情報の創生と発信
- ・次世代海洋科学技術を支える知の創出に向けた挑戦的・独創的な研究開発の推進
- ・氷海域、深海底及び海底下深部等の多様な海洋環境に対応できる探査・調査能力の獲得に向けた海洋調査・観測技術の高度化等、先端的な基盤技術開発の推進

これらの課題を解決していくに当たっては、国立研究開発法人としての成果の最大化を強く意識して、国内外の関係研究機関、産業界、府省庁を始めとする様々なセクターとの連携・協働体制を確立し、国際的なプロジェクトをリードする研究開発を推進する。また、理事長のリーダーシップの下、内部統制、ガバナンスの強化を図るとともに、多様な人材の育成と確保に取り組む。

I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進

機構は、前文に記載した4つの課題、すなわち「地球環境の保全と持続的な利用、海域由来の災害対策等に係る科学的知見の充実」、「大規模データの統合及び解析機能の強化と社会への情報発信」、「挑戦的・独創的な研究開発の推進による次世代科学技術を支える知の創出」、「多様な海洋環境へのアクセスを可能とする探査・調査システムの整備及び高度化」に対応するため、本中長期目標期間において、以下に記載する研究開発を推進するとともに、研究開発の推進に必要な海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の大型の研究開発基盤の整備・運用を進める。また、実施に当たっては、常に政策的・社会的なニーズを捉えて不断の見直しと重点化を図るとともに、産学官の多様なセクターと連携・協働しながら機動的かつ横断的に取り組むことにより、海洋科学技術に係る我が国の中核的機関として、更には世界をリードする海洋研究開発機関の一つとして、最大限の能力発揮を目指す。さらに、総合的な研究機関であることの強みを活かし、大規模な研究開発はもとより、将来も見据えた挑戦的・独創的な研究開発の充実にも取り組むとともに、研究開発を支える各種システムの自動化、省力化、小型化や、分析、解析、予測手法等の国際標準化を志向する。

これらの研究開発により創出された成果のアウトリーチ活動を通じて、若者を中心としたあらゆる世代の国民の「知の先端を切り開く科学・技術への興味と関心」を喚起するとともに、高等学校、高等専門学校、大学等の教育機関や海洋、インフラ、情報産業等に関わる民間企業等との連携を通じて、我が国の科学技術を支える人材育成にも貢献する。

(1) 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発

本課題では、国際的な研究枠組みや協力体制を活用し、地球環境の保全に資する観測及び予測に係る研究開発を推進する。そのため、我が国周辺海域に加えて、北極域、北西部太平洋、熱帯太平洋、インド洋等において、機構がこれまで実績を積み重ねてきた地域を重点化し、海洋酸性化、貧酸素化、昇温、生物多様性の喪失、汚染物質による影響等、海洋表層から深層までの広範囲にわたって、世界的な課題とされる環境変化の実態を科学的に解明するとともに、それらの変化に関する数年から百年程度の中長期的な将来予測に取り組む。また、前述の重点地域は、季節レベルでの我が国の気候の決定に影響を及ぼす地域であることから、発生する諸現象のプロセスの理解を進めるとともに、観測機器や手法の自動化、観測機器の小型化等を推進し、観測自体を無人省力化していくことで、経済的かつ効率的な観測網への転換を促進する。

本課題によって得られた科学的なデータや知見については、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）・パリ協定、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書、北極評議会（AC）のワーキンググループ等に係る各種活動等を通して積極的に発信し、SDGs の特に目標 13（気候変動に具体的な対策を）や目標 14（海の豊かさを守ろう）等の国際的な政策課題の達成に貢献するとともに、我が国の海洋基本計画等に示された政策課題の達成にも貢献する。

① 観測による海洋環境変動の把握と観測技術開発

本課題では、主に物理的、化学的な海洋環境の変動・変化を精密に把握し、観測、理論、予測の科学的なサイクルの加速に資する。特に北西部・熱帯太平洋における熱収支や淡水収支、物質収支の推定、それらと大気海洋相互作用との整合性の理解の深化、更には全球規模の物理的、化学的な海洋環境変化の把握に関する観測研究を行う。

具体的には 2021 年度までに、

- ・国際的な枠組みの下で実施されている観測システムの維持運用、大型係留ブイの運用を省力化するための表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発
- ・海洋・大気における諸現象の素過程の理解を目的とした、熱帯域等の大気海洋相互作用が活発な海域における、上記の新たな技術を活用した試験的な観測等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・既存技術と新技術を統合した観測システムを活用し、北西部太平洋における海盆レベルでの海洋大気間の熱収支や淡水収支、物質収支の実態を調査することによる、亜寒帯海洋構造の成因、維持機構の理論の再構築
- ・我が国の季節レベルの気候に大きな影響をもたらすエルニーニョ、インド洋ダイポールモード等の諸現象の発生プロセスと熱帯太平洋域の海洋循環、水塊の挙動、輸送過程等との関連性の把握

等に取り組む。加えて、自らが新たな観測システムの有効性を検証し、次世代の全球海洋観測システムの方向性を世界に提言するとともに、島嶼国の協力を取り付け、熱帯域における海洋と大気の変動を定常的に把握するための観測データ流通網確立を目指す。

② 北極域における環境変動の把握と海氷下観測技術開発

地球温暖化の影響が最も顕著に現れている北極域において、海洋・海氷環境の現状把握のためのデータの取得を促進し、海洋と海氷との相互作用等の気候・環境システムの理解を進めることにより、北極域の環境変動に係る将来予測の不確実性を低減するための研究開発を行う。

具体的には 2021 年度までに、

- ・船舶、係留系、漂流ブイ等による観測データや衛星観測データを用いた、北極海における基礎生産等の環境要素に関する時空間的な変動の解析と可視化、それらのデータの公開
- ・北極海広域観測計画への参画、高精度なデータの取得とそれらのデータの公開
- ・既存データと新たに取得したデータの比較解析や、気候モデル等の開発や活用による、海洋・海氷環境の変動と気候変動との関連性に関する知見の創出
- ・北極海観測の拡充に向けた、小型の海氷下観測ドローンに係る要素技術開発、ドローン試作機の製作及び実海域試験による運用評価の実施等の推進

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・北極評議会のワーキンググループ等が作成し公表する環境アセスメント報告書への得られたデータや知見の提供
- ・中緯度域や熱帯域と同等のデータの充実を目的とした北極海広域観測の継続的な実施及びそれらのデータの公開
- ・観測データと数値実験結果の統合による、北極域の海洋・海氷に係る物理的理解に基づいた将来予測の不確実性低減に資する知見の提供
- ・海氷下観測ドローン等を活用した新たな北極海観測システムの運用

等に取り組む。

③ 地球表層と人間活動との相互作用の把握

経済活動が活発な沿岸域や、地球温暖化の影響が顕著に表われている北極域等、

我が国を含む全球の気候や環境に影響を与える地域を重点化し、地球表層を総合的に扱うために、海洋、大気、それらと不可分な陸域における、水循環や物質循環、生態系変動等を観測と予測の両アプローチから捉え、それら地球表層の変動等と人間圏における諸活動の相互作用を理解するための研究開発を行う。

具体的には 2021 年度までに、

- ・生物地球化学観測フロート、自律型的水中グライダー、航空機等を用いた新たな観測システムの提案と、船舶や係留系ブイ等による大気・海洋観測の拡充
- ・海洋酸性化、昇温、貧酸素化等に係る海洋環境実測値の空白域減少とデータの充実を通じた、炭素や微量物質の循環、海洋生態系、陸上植生変動等の実態把握
- ・前述の各現象におけるプロセスごとの水収支や物質収支、エネルギー収支等の理解度を高めるための、大気・海洋等観測データ、衛星観測データ、予測モデルによる数値実験結果等の総合的な解析
- ・ブラックカーボンの沈着や海洋酸性化等の環境汚染が進行している北極域と、その原因物質の主要な発生源であるアジア太平洋域における、環境汚染と人間活動との相互作用に関する評価
- ・機構がこれまで知見を蓄積してきた沿岸域である津軽海峡周辺域を試験海域とした、海況変動の把握・予測と、(4)とも連携した情報発信

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・各種観測データ、数値実験結果等を統合し、多様な環境ストレスに対する海洋生態系や物質循環の応答の定量的な理解を進めることによる、環境汚染やそれによる海洋生態系機能の変化等の環境変化と人間活動とを包括的に結びつける知見の創出
- ・海洋－大気－陸域における物質循環や生態系変動、物理化学現象について整合性のある理解、その理解に基づく地球表層と人間活動との相互作用、それらと気候変動との関係の明確化

等に取り組む。

④ 地球環境の変動予測

これまで地球環境変動モデルは、地球システムを構成する様々なサブシステムごとの時空間スケールに焦点を当て、比較的独立に複数が開発されてきた。本中長期目標期間においては、これらの地球環境変動モデルと観測研究との連携を強化することで個々の再現性や予測精度を向上させるとともに、各モデルが得意とする時空間スケールにおける再現性の高さ等の長所を活用してモデル間の連携を促進する。これにより、各々のモデルが扱う時空間スケールの重複領域や気圏、水圏、生物圏等、各圏の相互作用によって発生する極端現象や環境変動のメカニズムについて新たな知見を得る。また、これらの活動を通じ、我が国の地球環境変動予測研究に係る中核として複数機関の連携体制を牽引することを目指す。

具体的には 2021 年度までに、

- ・マッデン・ジュリアン振動 (MJO) 等の数週間から季節程度の時間規模における変動現象が、より短い時間規模で変動する台風等に及ぼす影響の理解を進めるための数値計算精度の向上
- ・これまで開発してきた個々の地球環境変動モデルの更なる高精度化、更にこれらのモデルを連携させた数週間から 10 年程度の環境変動を取り扱うことを可能とする数値計算システムの開発と、温室効果ガス濃度変動、海洋酸性化や貧酸素化、雲の変動等の諸現象への適用
- ・海洋、大気等の素過程の理解に基づいたモデリング手法の高度化、当該手法の活用による個別要素間での物質循環や物理的・化学的現象の相互作用を扱うための新たな手法の開発

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・台風等に伴う極端現象の発生確率予測手法の開発、数週間から季節程度の時間規模における大規模な変動現象と台風等との相互作用メカニズムの理解及びこれら諸現象の予測に関する知見の創出
- ・より高精度化した数値計算システムによる環境変動に係る予測結果と観測データとの比較検証、気候変動対策への知見提供を視野に入れた人間活動との相互作用も含めた環境変動の要因分析
- ・温暖化抑制策や適応策の立案等に資する知見の提供

等に取り組む。

⑤ 地球環境変動と人間活動が生物多様性に与える影響評価

地球環境変動の重要な指標の一つとされる海洋生物多様性の変動を把握するとともに、人間活動が生態系へ与える影響の評価に資する知見を得る。特に、海洋環境変動から受ける影響に関して得られている情報が少ない深海生態系について、その充実のために環境 DNA 分析や現場観測等の調査を実施するとともに、環境データとの統合的な分析・解析を行う。さらに、深海生態系や多様性に対する人間活動による影響の実態把握とその評価に資する知見を得るため、海洋プラスチックを対象とした新たな計測技術の開発やデータの拡充とともに、環境影響評価手法の最適化に取り組む。

具体的には 2021 年度までに、

- ・環境 DNA 分析や現場観測等による深海域の生物分布と多様性の現状把握
- ・海洋プラスチックに係る分布調査、海洋プラスチックの種類や形状、個数を効率的に把握するための新たな計測技術の開発
- ・環境影響評価手法の最適化及びそのためのツール開発
- ・国際的な枠組みに位置付けられるデータベースへのデータ提供や科学的知見の提供による社会的課題解決に向けた国際連携の強化

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・生物分布データや環境データ等を統合した深海域の生物多様性に関する知見の創出
- ・海洋プラスチックの分布量推定及び動態把握
- ・人間活動による擾乱が深海生態系へ与える影響に関わる知見の創出
- ・国内外の関係機関や枠組みに対する、環境変動が生物多様性に与える影響評価に資する知見の提供

等に取り組む。

(2) 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発

我が国は四方を海に囲まれ、管轄水域の面積が国土の約12倍に及ぶ海洋国家である。この広大な海域における環境は、北は亜寒帯から南は亜熱帯まで、更には浅海から深海まで多様性に富んでおり、我が国は様々な形でその恩恵を享受してきた。しかし、生物、非生物を問わず、我々が利用できている海洋の有用な資源と機能は未だにごく一部に過ぎない。第3期海洋基本計画でも「海洋の産業利用の促進」において、「海洋鉱物資源関係の研究開発を着実に推進」すること、「深海・深海底等の極限環境下における未知の有用な機能、遺伝資源等について研究開発を推進」することが示されている。

更なる海洋資源の有効利用のためには、1) 生物プロセスにおける物質・エネルギー循環や深海生物の生存戦略とその機能を理解することにより、海洋生態系の有する未知の機能を解明することと、2) 熱水活動、沈降、堆積、化学反応等の非生物プロセスが関わっていると思われる有用な鉱物資源の成因を解明することが必須である。

そこで、本課題では生物、非生物の両面から海洋における物質循環と有用資源の成因の理解を進め、得られた科学的知見、データ、技術及びサンプルを関連産業に展開することで、我が国の海洋の産業利用の促進に貢献する。なお、本課題で得られる知見と(1)で得られる知見を両輪として研究開発に取り組むことで、海洋の持続的な利用に資する。

① 海洋生物と生物機能の有効利用

海洋中の物質循環を精緻に理解するために、海洋生物試料や地質試料等、各種試料を用いた化学的・分子生物学的解析を行い、循環を支配する環境的、生理学的、進化的背景を明らかにするとともに、海洋生物資源の在り様を定量的に把握する。また、深海の極限環境に適応する過程で生物が獲得した独自の機能の解明を進める。さらに、関連産業界、大学、公的研究機関等との連携・協働を進めて、これらの研究開発で得られた科学的知見、データ、技術及びサンプルを社会に還元する。

具体的には2021年度までに、

- ・生態系の構造やその物質循環の把握を目的とした、海洋生物等の天然試料中に含まれる各種有機化合物に関する定量法及び同位体の高精度な分析法の開

発

- ・ 極限環境を再現しつつ微生物の分離培養及び代謝機能の分析を行うための技術開発
- ・ 上記技術を未知の代謝機能を持つ新たな微生物に応用することによる知見の創出

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・ 海洋生態系と物質循環との関係性の詳細な把握による、海洋生物資源の有効利用に必要な知見の創出
- ・ (4) で取り組む数理科学等と連携した深海生物のゲノム情報等の解析による、深海生物に特有の代謝機能やナノ構造機能等、未知の有用機能に関する知見の創出

等に取り組むとともに、産業利用の促進のため、得られた科学的知見、データ、技術及びサンプルを積極的に関連業界へ提供する。

② 海底資源の有効利用

海底資源の形成過程を明らかにするために、これまでフィールド調査、試料採取及び分析、データ解析、数値モデル開発について個別に取り組んできた。その結果、非常に幅広い時空間スケールでの元素濃集等の化学過程と、分散相から凝縮相への相変化における分別等の物理過程が複雑に影響することが理解されてきた。そこで、これらの調査手法についてシームレス化し化学・物理過程の相関を見いだすとともに、得られた科学的知見に基づく海底資源生成モデルを構築し、有望な海域を理論的に予測するための研究開発を実施する。また、得られた知見と技術を関連業界に広く展開することで、海洋産業の発展に貢献する。

具体的には 2021 年度までに、

- ・ 調査及び分析の効率化、精緻化、低コスト化を図るための探査技術開発
- ・ 海底資源形成を促すプロセスと環境を特定することを目的とした、幅広い時空間スケールにおける物性・化学組成、生物種、同位体及び年代の測定並びに地球内部-海洋間の相互作用と物質循環の体系化

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・ 得られた各種データを解析した海底資源及びその周辺環境についての空間的広がりや時間変化の四次元マッピングや、様々な時空間スケールでの海洋環境変遷と鉱物資源の形成過程の詳細の解明

等に取り組むとともに、(4) とも連携した数理科学的な知見を盛り込んだモデルの構築による資源の生成及び分布予測と、それから得られた科学的知見、データ、技術等を産業界へ提供する。

(3) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

近年、我が国では、兵庫県南部地震(1995 年)、東北地方太平洋沖地震(2011 年)、

熊本地震(2016年)、北海道胆振東部地震(2018年)のような地震や、それに伴い発生する津波による災害が多発している。また、鬼界カルデラを始めとする海域火山による突発的な災害も危惧されており、大規模な火山噴火による津波の発生も重大なリスクである。

そこで、大学や防災科学研究所等の関係機関と連携して、地震の再来が危惧されている南海トラフの想定震源域や日本周辺海域・西太平洋域において、研究船や各種観測機器等を用いて海域地震や火山に関わる調査・観測を実施し、地震・火山活動の現状把握と実態解明を行う。さらに、これら観測によって得られるデータを解析する手法を高度化し、大規模かつ高精度な数値シミュレーションにより地震・火山活動の推移予測を行う。

本課題では、これらの取組によって得られた科学的知見を国等に提供することで災害の軽減に資するとともに、SDGs 目標 11 (住み続けられるまちづくりを) も念頭に、我が国と同様に地震・津波・火山活動による災害が多発する各国への調査観測の展開や研究成果の応用を試みる。

① 海域観測による地震発生帯の実態把握

海底下で発生する地震は、陸域と比較して未だ実態の把握が大幅に遅れている。そこで、地震活動の現状把握と実態解明のために、広域かつ精緻な観測データをリアルタイムで取得する海底地殻変動・地震活動観測技術システムを開発し、展開する。特に、巨大地震・津波の発生源として緊急性や重要性が高い海域を中心に三次元地殻構造や地殻活動、断層物性、地震活動履歴等に係る調査を実施する。また、これら観測システム及び調査によって得られた各種データセットは、地震調査研究推進本部等、我が国の関係機関で地震発生帯の現状評価等に活用されるように広く情報提供する。さらに、これら日本周辺での知見に加えて、アジア太平洋地域の地震・津波の実態解明と防災研究推進のための広域的な共同研究体制を構築する。

具体的には 2021 年度までに、

- ・海底地殻変動観測の高度化を目的とした、地震・津波観測監視システム(DONET)設置海域における海域実証試験
- ・光ファイバーセンシング等の新たな海底地殻変動・地震活動観測技術や、より広域な観測を効率的に行うための無人自動観測技術の開発
- ・南海トラフ等の重要海域における複雑な断層形状や断層付近の各種物性を三次元的に捉えるための構造探査及び海底地震観測
- ・海底堆積物の採取及び解析による地震発生履歴の調査

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・連続リアルタイム海底地殻変動観測システムの DONET 設置海域等への広域展開
- ・南海トラフ等における詳細な構造探査及び海底地震観測や、これまでデータ

が不足していた千島海溝・日本海溝等における広域構造及び地殻活動の調査・海底堆積物に基づく地震履歴調査手法の確立と重要海域への適用等に取り組む。また、以上の調査・観測から得られたデータを詳細に解析し、地震発生帯の実態把握に係る知見として、国、地方公共団体、関係機関へ提供する。

② 地震・津波の発生過程の理解とその予測

地震発生帯の現状把握・長期評価へ貢献するために、地震発生帯の調査観測から得られた最新の観測データに基づき、地震発生メカニズムの理解やプレート固着の現状把握と推移予測に資する知見を蓄積する。そのためには、まず、①で取得した各種データと既存データ等を統合してこれまでに機構で開発された地震発生帯モデルを高精度化し、それらモデルを用いた地震発生帯変動の計算結果と観測データの解析による現状把握及び推移予測の手法を確立する。同時に、これまでに構築してきた即時津波被害予測システムの高度化を進める。得られた知見は、国等の地震・津波被害想定や現状評価のための情報として提供するとともに、(4)とも連携して社会へ情報発信する。

具体的には 2021 年度までに、

- ・新たな観測システム、調査・観測、実験によって得られたデータを用いた三次元地震発生帯地下構造モデルの構築
- ・地震発生帯における地殻活動の変動状況の把握と予測のためのデータ同化手法の高精度化
- ・海底地すべり等、地震以外の津波発生源を考慮した、即時津波被害予測システムの高度化

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・三次元地震発生帯地下構造モデルの高度化と、同モデルを用いた地震の発生、地震波の伝播、津波の発生等の各過程に関するシミュレーションや、地殻活動のデータ解析の実施
- ・掘削による実断層サンプルを用いた力学実験結果に基づく、断層運動の力学過程のモデル化
- ・データ同化手法を用いたプレート固着状態の推移予測の試行
- ・防災科学技術研究所等の関係機関との協力により高度化した即時津波被害予測システムの社会実装

等に取り組む。また、これらに取り組むことにより、地震・津波の発生過程の理解とその予測を進め、得られた知見及びデータを国、関係機関等へ提供する。

③ 火山及び地球変動要因としての地球内部活動の状況把握と変動予測

海底火山の噴火は、突発的かつ大規模な災害をもたらし、また地球環境への影響が非常に大きい。これら火山災害の発生予測や地球環境への影響評価を行うためには、その原因となる熱、マグマ、流体の発生と輸送現象、噴火履歴や噴火推移、

更にそれらの準備過程に当たる地球内部活動を理解することが重要である。そこで、本課題では、国際深海科学掘削計画 (IODP) の下で地球深部探査船「ちきゅう」等を用いた海洋掘削を推進し、海底火山活動の観測、調査、地質試料の採取分析によって活動履歴、過去の噴火様式等の現状を把握する。また、得られたデータや知見を用いて地球内部構造や物質の収支等を推定し、火山活動を支配する地球内部流体やエネルギーの循環機構、マグマ供給の仕組み等を、単体の火山からグローバルな規模まで解明する。

具体的には 2021 年度までに、

- ・無人自動観測システムと海底観測機器を組み合わせた海域火山観測システムの開発
- ・我が国最大規模のカルデラ等を対象とした構造探査、火山体の海底調査、岩石試料の採取
- ・火山活動の現状把握とマグマや流体の生成から噴火に至る過程及び様式の理解に基づいて得られる海底火山活動の予測に資するデータ及び知見の国及び大学等研究機関への提供

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・伊豆・小笠原弧等の海底火山における海域火山観測システムを用いた火山活動の現状把握
- ・継続的な各種調査・観測の実施、試料の採取及び分析により蓄積された知見を活用した、国内外の火山の中長期活動や噴火過程の比較検証
- ・「ちきゅう」等を用いた火山体深部や海洋地殻の実態と形成過程の解明を目指した海洋掘削を可能とするためのデータ及び研究成果の創出

等に取り組む。

(4) 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発

本課題では、非常に複雑なふるまいを示す地球システムの変動と人間活動との相互関連性の理解を推進する目的で、(1) (2) (3) の研究開発過程で逐次得られる全てのデータを連携する手法と、連携された膨大なデータの高効率かつ最適な処理を可能にする数理的解析手法を開発し、相互関連性を見いだすための研究開発を行う。これらの実行によって、地球システムに内在する未知なる因果関係（環境変動を介在した地殻活動と生態系変動の関係等）を抽出するとともに、得られた解析結果を活用し、これまでにない視点から様々な利用者のニーズに即して最適化された情報の創生を目指す。

そのため、1) 多様な数値解析とその検証に係る手法群の研究開発、2) それらの数値解析結果を活用した情報創生のための研究開発、3) 数値解析や情報創生を効率的に実行する機能を備えた実行基盤の整備・運用に取り組む。

また、前述の利用者のニーズに最適化した情報を広く発信することによって、政策的課題の解決や持続的な社会経済システムの発展に貢献する。さらに、本取組の

国内外の関係機関への拡張を試みることで、より高度で有用な情報を創生するためのフレームワークの構築を目指す。

① 数値解析及びその検証手法群の研究開発

地球システムを構成する多種多様な現象に対し、時空間スケールが全く異なるデータを連携させるために、それらの規格を統一するためのデータ変換ツールを開発する。また、規格の統一により連携が可能となったデータに対して数理的処理を施すために、時間発展計算、データ同化等に加えて、人工知能に代表される先端的な機能を含む各種の数値解析手法群を集約した大規模数値解析基盤システム「数値解析リポジトリ」を開発する。さらに、リポジトリ開発の一環として、数値解析の品質を保証するための検証技術の開発も行う。

具体的には 2021 年度までに、

- ・「数値解析リポジトリ」のグランドデザイン、複数の数値解析手法群の開発、統一規格への変換ツール開発と、機構のデータ群を用いた有用性の検証
 - ・数値解析結果に対する、品質と信頼性を担保するための検証手法の開発
- 等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、
- ・機構のデータ連携、数値解析手法及びその検証技術の更なる高度化と拡充
 - ・「数値解析リポジトリ」の高度化及び拡充のための内外の利用者との連携並びに国内外関係機関との協働

等に取り組む。

② 数値解析結果を活用した高度かつ最適な情報創生に係る研究開発

「数値解析リポジトリ」等により出力されたデータを効率的に蓄積・管理するとともに、先端的なデータ解析・分析機能を備えた大規模データシステム「四次元仮想地球」を開発する。また、本システムを用いて、複雑に絡み合う地球システムの相互関連性を発見・解明するとともに、解明した相互関連性を基に利用者ニーズに即して最適化した情報を創生し、より価値のある情報として社会に提供する。本システムについては、「産学官」の利用者と協働の下で開発を推進し、利用者自身が情報を創生することも考慮したインターフェースを実装するとともに、社会的活用を視野に入れ、四次元情報可視化コンテンツの開発を行う。

「四次元仮想地球」は、「数値解析リポジトリ」との連動を前提とした具体的な情報の創生を念頭におきながら開発や整備を進める。

具体的には 2021 年度までに、

- ・南海トラフ地震への備えに貢献することを目的とした、(3) の三次元地震発生帯地下構造モデルも活用した数値解析による、ライフライン、交通網ネットワーク、産業集積地等に関する地震動の影響に係る情報の創生
- ・地域ごとの気候・気象条件と特定生物種の発生増減による伝染病リスクとの相関関係や、黒潮大蛇行や海水温変動と海洋生物資源分布の変化との関係等

の情報の創生
等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・高度かつ最適な情報の創生と社会発信を持続的なものとするため利用者との協働による創生可能な情報の拡充
- ・情報の更なる高度化・最適化を目的とした、国内外の関係機関とのデータ連携等の促進

等に取り組む。

③ 情報創生のための最適な実行基盤の整備・運用

本課題を効率的に実現するため、「数値解析リポジトリ」及び「四次元仮想地球」の実行基盤として、膨大なデータの取扱いに適した機能を有する高速な計算機システム、データサーバ、そしてそれらを接続する高速ネットワークを整備する。実行基盤の整備及び運用は、国内外機関との相互共有も考慮し、セキュリティを確保した上で互換性を重視して進め、他機関との連携を容易にすることでより多くの利用者の獲得を促す。これにより、「数値解析リポジトリ」及び「四次元仮想地球」の高度化、拡充等の推進に資する。そのため、2021 年度までに最適なハードウェアの検討、整備等に取り組む、2025 年度までに、実行基盤の安定的な運用体制の確立、利便性の向上を図るとともに、国内外機関とのデータ連携の促進等に取り組む。

(5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発

海洋表層から深海底にいたる膨大な海洋空間及びその地下空間は、その多くが未だ人類にとっての研究開発の空白領域であり、更にその極限ともいべき深海や、氷に閉ざされた極域、その下に広がる海底下等の環境は、まさに地球に残された最後のフロンティアである。これらフロンティアへの挑戦や新たな分野を切り拓くための科学的・技術的な知的基盤を構築し、機構内外での利用を推進することにより、人類の知的資産の創造や新たなイノベーションの創出に貢献するため、挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発に取り組む。

① 挑戦的・独創的な研究開発の推進

本課題では、海洋空間という、遠隔観測可能な宇宙をも凌駕する不可視領域を有する極限的な環境、あるいは地球最後のフロンティアに対し、以下に示すような挑戦的・独創的な研究開発に取り組むことにより、将来の「海洋国家日本」を支える飛躍知及びイノベーション創出に向けた科学的・技術的な知的基盤の構築を実現する。また、挑戦的・独創的な取組や、そこから得られる成果によって、あらゆる世代の国民の科学・技術への興味と関心を喚起し、ひいては我が国の科学技術政策の推進に大きく貢献する。さらに、本課題は 10～20 年後の飛躍知やイノベーションの創出につながるような将来への投資という側面だけでなく、その特性を生か

して、(1)(2)(3)の各研究開発の基礎を支え、それら異なる分野の連携を促進し、課題解決を加速するといった側面からも取り組み、研究開発成果の最大化や科学的価値向上にも貢献する。

(イ) 柔軟かつ自由な発想に基づく基礎及び挑戦的・独創的な研究

本課題では、将来的な学術のパラダイムシフトを導くような飛躍的成果や体系理解の創出を最大の目的として、不確実性の高い挑戦的・独創的な研究に取り組む。特に、既に世界を先導する萌芽性や傑出した独創性が認められる「生命の誕生」や「生命と環境の共進化」に及ぼした海洋の役割の理解(重点テーマ①)、暗黒の極限環境生態系における、未知の微生物の探索やその生理機能の解明(重点テーマ②)等の研究を重点的に推進することにより、本中長期目標期間内に関連研究分野の主流となるべく成果を創出し、我が国が世界をリードする学術領域を構築する。

具体的には2021年度までに、

- ・最新の知見を統合した「深海熱水での生命誕生シナリオ」の提示(①)
- ・「真核生物の起源となったアーキア(古細菌)」や「光合成あるいは化学合成に寄らない、電気をエネルギーとして利用する電気化学合成微生物」の代謝機能の解明(②)

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ2025年度までに、

- ・「深海熱水での生命誕生シナリオ」完全版の提示とその定着(①)
- ・地球を含めた太陽系における海洋の起源や普遍性に迫る新たな海洋像の描出(①)
- ・「極限環境に優占しつつも、形態や機能が一切不明のままであるバクテリア」や「最も原始的な真核生物と考えられる原生生物」の代謝・生理機能の解明(②)
- ・探索した未知の微生物が有する機能を付加した人工的な生命機能の作成や、電気化学合成の仕組みを応用した物質生産システムに係る基盤的知見の創出(②)

等に取り組む。これらにより、世界の当該分野における圧倒的な先進性を誇る科学成果や新しい学術領域を築き、挑戦的・独創的な研究開発の基盤を構築する。

(ロ) 未来の海洋科学技術を築く挑戦的・独創的な技術開発研究

本課題では、海洋科学技術を革新するような成果の創出を最大の目的として、不確実性は高いものの、既存技術の発展的延長に因らない挑戦的・独創的な技術開発研究に取り組む。特に、従来調査・観測においてはほとんど活用されていなかったが、既に萌芽性が認められているレーザー加工や電気化学的な処理を活用した計測、極微小領域や超高精度での分析といった新しい技術を組み合わせた独自技術開発(重点テーマ③)に重点的に取り組み、本中長期目標期間内に独創的な技術基盤を創出し、将来の海洋研究開発を支える新技術を構築する。

具体的には 2021 年度までに、

- ・高温高压な条件下において地震断層運動を再現する実験技術、レーザー加工や電気化学的な処理による熱水利用に係る新技術の確立 (©)

等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、

- ・震源域地震断層や沈み込むスラブ内における物理・化学反応プロセスの解析に係る実験技術、水中レーザーを用いた、生物を識別する技術や高精度に標準試料を加工する技術の確立 (©)

等に取り組む。これらにより、未来の海洋科学研究を切り拓く全く新しい技術開発の到達点を示す。

② 海洋調査プラットフォームに係る先端的基盤技術開発と運用

機構の研究開発成果の最大化や「SIP 革新的深海資源調査技術」等の国等が推進する事業に資するため、海洋調査プラットフォームに係る技術開発、改良（機能向上及び性能向上）、保守・整備、運用を実施し、調査・観測能力の維持・向上を図る。特に、7,000m 以深の海域や複雑な地形の海域さらに地震や火山活動が活発な海域や熱水噴出域等は上述の研究課題の重要な研究対象域であり、このような海域での調査・観測の安全性や精度の向上、効率化が重要である。そのため、海洋調査プラットフォームの自動化、省力化、小型化といった海洋ロボティクスの発展を図り、多様な観測活動に対応可能な次世代型無人探査機システム等の開発・実装を進める。また、巨大地震発生メカニズムの解明や海底下地下生命圏の探査や機能の解明、将来的なマントル掘削等の実施に向け、大水深・大深度掘削に係る技術開発とその実証を、(3) 等の他の研究開発課題とも連携して段階的に進める。さらに海洋調査プラットフォーム技術開発に係る国内外の様々な関係機関との連携・協働や、上述の技術開発や ICT 等の先進的な技術の導入と既存の手法・技術との融合を図ることにより、スマートな海洋調査・観測や運用を進める。

これらの取組を通し海洋状況把握 (MDA) を始めとする海洋に関わる安全・安心の確保等、我が国の海洋政策の達成に貢献する。

(イ) 海洋調査プラットフォーム関連技術開発

海洋由来の社会的な課題に対し、科学的な知見やデータを基にした対応をしていくためには、検証可能かつ高精度な観測・調査能力を確保し、海域の状況を適切に把握、モニタリングすることが必須である。そのため「今後の深海探査システムの在り方について」(科学技術・学術審議会海洋開発分科会次世代深海探査システム委員会 (平成 28 年 8 月)) による提言等に基づき、広域かつ大水深域への対応が可能な、自律型を含む無人探査機システムを実装する。実装に当たっては国内外の動向を確認しつつ、他の機関とも協働することで、汎用性の高いシステムを実現する。また、有人探査機については、当該システムによる成果を踏まえつつ、次世代の有人探査機開発に向け継続的に検討する。

具体的には 2021 年度までに、

- ・水深 7,000m を超える領域の調査が可能な無人探査機 (ROV) 技術の確立
- ・より大水深での調査を可能とする自律型無人探査機 (AUV) の技術開発等に取り組む。さらに、これらの進捗状況を踏まえ 2025 年度までに、
- ・広域かつ網羅的な調査に対応可能な AUV 技術の確立
- ・調査・観測の完全無人化に向けた技術的検討やそれら技術の試行等に取り組む。また、本中長期目標期間を通じて、広く基盤的・汎用的な観測システムやセンサ等の改良・開発を実施するとともに、各システムの特性も踏まえて、通信、測位、撮像等の各種機能や装置について、高精度化、効率化のための自動化、省力化、小型化等に係る技術開発を促進し、我が国の中核的な海洋先端技術開発拠点となる。

(ロ) 大水深・大深度掘削技術開発

巨大地震発生メカニズムの解明、海底地下生命圏の探査や機能の解明、将来的なマントル掘削等の実施に向け、大水深・大深度での掘削技術やその関連技術、孔内現位置観測に係る技術の確立が重要である。そのため、それらの科学的ニーズを把握するとともに、必要な技術開発項目を抽出の上、実行可能な開発計画を策定し、段階的に実施する。

具体的には 2021 年度までに、複数種の機器類について試作機製作を実施するとともに、それらの性能検証とコアリングシステムの構築に向けた浅海域での実証試験等に取り組む。さらに、当該進捗状況を踏まえて 2025 年度までに、新たに開発した機器類による大水深・大深度での硬質岩掘削に向けた候補海域における試掘等の着実な進捗を図る。また、本中長期目標期間を通じて、その他掘削に係る基盤的な技術開発に取り組む。

(ハ) 海洋調査プラットフォームの整備・運用及び技術的向上

機構の保有する海洋調査プラットフォームについて、各研究開発や社会からの要請に応じて安全性、法令遵守を担保しつつ安定的に運用するために、各プラットフォームの経過年数や耐用年数等も考慮しつつ、継続的な機能向上に取り組む。そのため、既存の手法・技術と (イ) 及び (ロ) により開発された技術や先進的な技術の融合を図ることにより、スマートな海洋調査・観測や運用を進める。また、運用状況の適切なモニタリングを通じた効率的な維持管理手法を構築する。これらの取組によって効率的な運用を実現しつつ、各研究開発課題と連携し、それぞれの計画達成に必要な最適な研究船の稼働日数確保に努める。さらに、「ちきゅう」については、IODP の国際枠組みの下、ちきゅう IODP 運用委員会 (CIB) による検討及び助言を受けて、機構が策定した科学掘削計画に基づき運用する。

また、研究開発成果の円滑な創出に資するため、海洋調査プラットフォームの利用者に対する科学的・技術的な支援を提供するとともに、継続的にそれらの熟成や

向上を図り、取得されるデータ等の品質管理の提供の迅速化を図る。

具体的には、研究船上における研究設備の維持、管理を進めるとともに、研究航海計画の策定、研究船上での計測、試料採取及び分析等の支援を行い、高品質の科学データ取得と成果の創出に貢献する。得られた多量のデータや試料に関しては、機構内の関係部署と連携し、適切に保管・管理し、運用していく。また、海洋調査プラットフォームの利用者の育成や拡大を目指して、関係機関とも連携して国内外に広く活動や成果を発信する。

2. 海洋科学技術における中核的機関の形成

機構は、前項で述べた基盤的研究開発を推進し、我が国の海洋科学技術の中核的機関として、社会的・政策的課題や地球規模の諸課題の解決に向け、関係機関に対して積極的に科学的知見を提供していくことで、我が国の研究開発力の強化を目指す。加えて、上記知見の提供や国際プロジェクトや海外機関との共同研究等において主導的役割を果たすことで、我が国のみならず国際的な海洋科学技術の中核的機関としてのプレゼンスの向上を目指す。そのため、国内外の大学や公的研究機関、関係府省庁、民間企業、地方公共団体等との戦略的な連携や協働関係を構築するとともに、機構における研究開発成果や知的財産を戦略的に活用していくことで、成果の社会還元を着実に推進する。あわせて、国民の海洋科学技術に関する理解増進や異業種との人材交流の推進、将来の海洋科学技術の更なる発展を担う若手人材の育成にも貢献し、知・資金・人材の循環を活性化させることにより、社会とともに新しい価値を創造していく。

さらに、研究開発成果の最大化を目的として、海洋科学技術に関わる総合的な研究機関である強みを生かし、社会的・政策的なニーズを捉えて、機構が保有する多様な海洋調査プラットフォームや計算機システム等の大型の研究開発基盤の供用を促進するとともに、取得したデータ及びサンプルの利用拡大に取り組む。

(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元の推進等

① 国内の産学官との連携・協働及び研究開発成果の活用促進

科学的成果の創出を目指す過程で得た機構の知見を用いて、Society5.0を始めとする社会的・政策的な課題の解決と産業の活性化を推進する。推進に当たっては、学術論文や特許等知的財産を適切に把握し管理する。また、ノウハウ、アイデア等の管理及び利活用や志向性の強い萌芽的研究開発の所内育成等を行うことにより活用対象となり得る知的財産の拡大と充実を図る。さらに、国、地方公共団体、大学、研究機関、民間企業等との連携関係を通じ、共同プロジェクトの実施や研究者・技術者の人材交流、情報交換、交流会（機構自らが実施するものを含む）への参加等に積極的に取り組むことにより、活用対象となり得る知的財産の発展・強化や訴求効果の向上を目指す。

これら諸活動は、特許等のライセンス、ベンチャー起業、各種コンテンツ化によ

る提供等個々の活用対象の特性を踏まえ、時宜を得た方法で成果として結実させ、我が国の関連分野の研究開発力の強化へと繋げる。また、各方法によって獲得した各種リソースを用いて次なる研究開発に繋げるといふ、継続的な科学的成果の創出サイクルを好循環させることを目指す。

さらに、地方公共団体が主体となり推進する各地域における海洋産業振興施策、人材育成施策等との連携・協働を一層深化させ、民間企業等との連携施策の結実を目指した活動を着実に推進する。

加えて、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づき、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（成果活用事業者）に対する出資並びに人的及び技術的援助を行うものとし、機構の成果の一層の普及を図る。

② 国際協力の推進

機構は、我が国のみならず、国際的な海洋科学技術の中核的機関として、機構及び我が国の国際的プレゼンスの向上を図りつつ、地球規模の諸課題の解決に貢献するため、海洋に関する国際協力を推進する。そのため、関係する国連機関、国際プロジェクト、SDGsや持続可能な開発のための国連海洋科学の10年(2021~2030)等の各種国際枠組み等において、積極的に関与するとともに、必要な局面においては主導的役割を果たす。また、海外の海洋研究機関等との共同研究や協定等による効果的な連携体制の構築により、海洋科学技術分野の発展及び我が国の研究開発力の強化に繋げる。

IODP等の国際科学掘削計画に関しては、現行の枠組みにおける「ちきゅう」の運用を継続するとともに、高知大学と連携・協力し、掘削コア試料の保管・管理、提供等を実施する。さらに、我が国のIODP・国際陸上科学掘削計画(ICDP)等への参加を促進するため、日本地球掘削科学コンソーシアム(J-DESC)を通じて国内の研究者に対してIODP・ICDPへの参画に向けた支援等を行い、研究者コミュニティを牽引する役割を果たす。加えて、「ちきゅう」を用いた科学掘削プロジェクトの進展を図るため、「ちきゅう」の国際的な認知度の向上、成果の普及及びプロジェクトへの参加国の増加に努める。また、参画関係機関と連携して2023年10月以降のIODPの後継枠組みに関する議論を進める。

③ 外部資金による研究開発の推進

機構の研究開発を一層加速させ、成果の更なる発展等に繋げていくため、国や独立行政法人及び民間企業等が実施する各種公募型研究等に積極的に応募し、委託費、補助金及び助成金等の外部資金による研究開発を推進する。特に、国の政策課題等に係る施策への参画を通して我が国の海洋科学技術分野の発展に貢献するとともに、民間資金の積極的な導入に努める。

④ 若手人材の育成

海洋科学技術分野における若手人材の育成及び人材の裾野の拡大に向け、機構として一貫した戦略の下で、若手人材の育成は機構職員一人ひとりが果たすべき重要な役割との認識を持ち、大学等他機関との連携体制を構築して効率的・効果的な取組を推進する。具体的には以下の施策を実施するとともに、各施策の有効性について留意しながら、より効果的な人材育成施策を展開するための改善や拡充に取り組む。

- ・連携大学院や民間企業等と連携体制を構築し、国等が推進する人材育成事業等も活用して、若手研究者・技術者や大学院生等を国内外から受け入れ、機構の優れた研究開発環境を提供するとともに、それらの人材が研究開発に専念するための各種支援を行う。
- ・ウェブサイト等の活用により、機構の人材育成に係る取組を積極的に発信するとともに、海洋科学技術分野において活躍する研究者・技術者のキャリアパスを想起できるような情報発信を実施する。また、スーパーサイエンスハイスクール等の高等学校教育とも連携し、海洋科学技術に触れる機会を積極的に提供することで、将来的な人材確保のための裾野拡大に取り組む。

⑤ 広報・アウトリーチ活動の促進

機構の研究開発や海洋科学技術による社会的・政策的課題、地球規模の諸課題の解決への対応を始めとする機構の取組について国民に広く認知・理解されるよう、普及広報対象者の特徴を踏まえた戦略的な広報活動を行う。

- ・保有する広報ツール（ウェブサイト等）、拠点施設、設備及び船舶等を活用し、機構の研究開発について国民がわかりやすく理解できるよう工夫した取組を行う。
- ・機構だけでは広報活動が難しい層へも広く周知するために、各種メディア、企業、科学館、博物館、水族館等、分野を問わない様々な外部機関と連携し、双方が相乗効果を期待できる形での取組を行う。
- ・時宜に応じたプレス発表を実施するとともに、記者説明会等を通し、マスメディア等へ理解増進を深める取組を行う。

(2) 大型研究開発基盤の供用及びデータ提供等の促進

① 海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の研究開発基盤の供用

機構は、海洋調査プラットフォーム、計算機システム、その他の施設及び設備を、機構の研究開発の推進や各研究開発基盤の特性に配慮しつつ、SIP等の政策的な課題の推進に供する。また、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)等の我が国の科学技術を支える共用基盤の一環として積極的に貢献する。さらに、海洋科学技術の向上を目的として、公的資金、民間資金の別を問わず外部資金の積極的な確保も含め、産学官の多様な機関への利用にも供する。そのた

め、これらの研究開発基盤の安定的な運用と利便性の向上に取り組む。また、供用に当たっては、国際的なネットワークの醸成やリーダーシップの発揮等にも留意し、国際的な海洋調査・観測拠点としてのプレゼンスの向上に資する。

② 学術研究に関する船舶の運航等の協力

機構は、我が国の海洋科学技術の水準向上及び学術研究の発展に貢献するため、共同利用・共同研究拠点である東京大学大気海洋研究所と協働し、年間 400 日程度のシフトタイムを確保した上で学術研究の特性に考慮した船舶運航計画を策定し、これに基づき学術研究船等の効率的な運航・運用を行う。

③ データ及びサンプルの提供・利用促進

機構は、国内外で実施されている研究、MDA を始めとした我が国の施策及び国際的な枠組み・プロジェクトの推進や、世界の海洋科学技術の発展に貢献するため、その保有する研究開発基盤等によって取得した各種データやサンプルに関する情報等を効果的に提供する。提供に当たっては、データ・サンプルの取扱に関する基本方針等に基づき体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を実施するとともに、それら関係技術の高度化を図る。また、データ及びサンプルの提供の在り方については、利用者ニーズや各データ及びサンプルの性質、提供に当たってのセキュリティ対策を総合的に勘案して最適化を図るための検討を随時実施し、関係する方針や制度等を改訂・整備する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 適正かつ効率的なマネジメント体制の確立

(1) マネジメント及び内部統制

機構は、前期中期目標期間の状況及び社会情勢等を踏まえた上で、理事長のリーダーシップの下、マネジメント及び内部統制のより一層の強化に取り組む。

マネジメントの強化については、海洋科学技術の中核的機関として更なる研究開発のパフォーマンスの向上を図るために、国の政策や国内外の様々な動向を踏まえつつ機構の方針を示し、それを浸透させるため職員との意思疎通を一層促進する。また、機構内での分野間や部門間の連携を高めるため柔軟かつ機動的な組織運営を行う。研究開発に関する業務運営については、海洋研究開発機構アドバイザー・ボード（JAB；JAMSTEC Advisory Board）を本中長期目標期間に開催し、機構の取組について説明・議論を行い、国際的な視点から助言及び提言を受ける。さらに、業務運営全般について外部有識者との定期的な意見交換を実施し、政策及びマネジメントの視点から助言を受ける。

内部統制の強化については、更なる業務運営の効率化を図りつつ、組織及び業務における、意思決定プロセス及び責任と裁量権の明確化、コンプライアンスの徹底等を図る。その際、中長期目標の達成を阻害するリスクを把握し、その影響度等を

勘案しつつ適切に対応を行う他、法令遵守等、内部統制の実効性を高めるため、日頃より職員の意識醸成を行う等の取組を継続する。また、内部統制システムが適正に運用されているか、内部監査等により点検を行い、必要に応じ見直すとともに組織運営に反映する。研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止については、研究活動行動規準等に従い、体制、責任者の明確化、教育の実施等、不正行為及び研究費の不正使用防止のために効果的な取組を推進する。

業務の実施に際しては、下記の自己評価や、主務大臣評価の結果を業務運営にフィードバックすることでPDCA サイクルを循環させ、業務運営の改善に反映させるよう努めるとともに、上記の取組等を総合的に勘案し、合理的・効率的な資源配分を行う。

これらの取組を推進することにより、中長期目標達成のための適切なマネジメントを実現する。

(2) 評価

中長期目標等に即して、「法人としての研究開発成果の最大化」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」の面から、自ら評価を実施する。その際、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）、独立行政法人通則法等の政府方針等を踏まえ、適切な時期に評価を実施し、結果を公表する。

自己評価に当たっては参考となる指標や外部評価等を取り入れ、客観的で信頼性の高いものとするよう留意する。

また、本中長期目標期間半ばに中間評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

2. 業務の合理化・効率化

(1) 合理的かつ効率的な業務運営の推進

研究開発力及び安全を損なわないよう配慮した上で、意思決定の迅速化、業務の電子化、人材の適正配置等を通じた業務の合理化・効率化に機構を挙げて取り組むことで、機構の業務を効率的に実施する。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの及び拡充されるもの並びに法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、平成 30 年度を基準として、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）については毎年度平均で前年度比 3%以上、その他の事業費（人件費及び公租公課を除く。）については毎年度平均で前年度比 1%以上の効率化を図る。新規に追加されるもの及び拡充されるものは翌年度から効率化を図るものとする。

これらを通じ、政策や社会的ニーズに応じた新たな事業の創出や成果の社会還元を効果的かつ合理的に推進する。

なお、人件費の適正化については、次号において取り組むものとする。

(2) 給与水準の適正化

給与水準については、政府の方針を踏まえ、役職員給与の在り方について検証した上で、国家公務員の給与水準や業務の特殊性を踏まえ、組織全体として適正な水準を維持することとし、その範囲内で国内外の優れた研究者等を確保するために弾力的な給与を設定する。

また、検証結果や取り組み状況を公表するとともに、国民に対して理解が得られるよう説明に努める。

(3) 契約の適正化

研究開発成果の最大化を念頭に、「独立行政法人における調達等の合理化の取り組みの推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、研究開発業務の特性を踏まえ、調達に関するガバナンスを徹底し、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に、調達等の合理化の取組を行う。

また、内部監査及び契約監視委員会により、契約業務の点検を受けることで、公正性及び透明性を確保する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行するものとする。必要性がなくなったと認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進めるものとする。

1. 予算、収支計画、資金計画

(1) 予算（中長期計画の予算）

平成31年度～令和7年度（2019年度～2025年度）予算

（単位：百万円）

区分	研究開発	中核的機関 形成	法人共通	合計
収入				
運営費交付金	124,568	87,643	5,814	218,026
施設費補助金	0	0	0	0
補助金収入	3,805	0	0	3,805
事業等収入	5,677	3,994	271	9,942
受託収入	12,129	0	0	12,129
計	146,179	91,638	6,085	243,901

支出				
一般管理費	0	0	6,085	6,085
（公租公課を除いた一般管理費）	0	0	5,641	5,641
うち、人件費（管理系）	0	0	3,124	3,124
物件費	0	0	2,517	2,517
公租公課	0	0	444	444
業務経費	130,245	91,638	0	221,883
（公租公課を除いた業務経費）	128,876	90,675	0	219,551
うち、人件費（事業系）	9,852	6,931	0	16,783
物件費	119,025	83,743	0	202,768
公租公課	1,369	963	0	2,332
施設費	0	0	0	0
補助金事業	3,805	0	0	3,805
受託経費	12,129	0	0	12,129
計	146,179	91,638	6,085	243,901

[注 1] 各積算欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注 2] 上記予算額は運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたもの。各事業年度の予算については、事業の進展により必要経費が大幅に変わること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、再計算の上決定される。公租公課については、所要見込額を試算しているが、具体的な額は各事業年度の予算編成過程において再計算の上決定される。

[注 3] 収入中の施設費補助金及び支出中の施設費については、現時点で勘案していないが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において、各事業年度における施設・設備の改修・更新等に必要経費が再計算され決定される。

【運営費交付金の算定ルール】

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ (C(y) - P_c(y) - T_c(y)) \times \alpha_1 (\text{係数}) + P_c(y) + T_c(y) \} + \{ (R(y) - P_r(y) - T_r(y)) \times \alpha_2 (\text{係数}) + P_r(y) + T_r(y) \} + \varepsilon(y) + F(y) - B(y) \times \lambda (\text{係数})$$

$$C(y) = P_c(y) + E_c(y) + T_c(y)$$

$$R(y) = P_r(y) + E_r(y) + T_r(y)$$

$$B(y) = B(y-1) \times \delta (\text{係数})$$

$$P(y) = P_c(y) + P_r(y) = \{ P_c(y-1) + P_r(y-1) \} \times \sigma (\text{係数})$$

$$E_c(y) = E_c(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$E_r(y) = E_r(y-1) \times \beta \text{ (係数)} \times \gamma \text{ (係数)}$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

- B (y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B (y-1) は直前の事業年度におけるB (y)。
- C (y) : 当該事業年度における一般管理費(新規追加・拡充分、特殊要因経費を含まない)。
- E_c (y) : 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E_c (y-1) は直前の事業年度におけるE_c (y) であり、直前の事業年度における新規追加・拡充分F (y-1) を含む。
- E_r (y) : 当該事業年度における事業費中の物件費。E_r (y-1) は直前の事業年度におけるE_r (y) であり、直前の事業年度における新規追加・拡充分F (y-1) を含む。
- P (y) : 当該事業年度における人件費(特殊要因経費を含まない)。
- P_c (y) : 当該事業年度における一般管理費中の人件費。P_c (y-1) は直前の事業年度におけるP_c (y)。
- P_r (y) : 当該事業年度における事業費中の人件費。P_r (y-1) は直前の事業年度におけるP_r (y)。
- R (y) : 当該事業年度における事業費(新規追加・拡充分、特殊要因経費を含まない)。
- T_c (y) : 当該事業年度における一般管理費の公租公課。
- T_r (y) : 当該事業年度における事業費中の公租公課。
- F (y) : 当該事業年度における新規追加・拡充分。新規に追加・拡充される経費であり、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。F (y-1) は直前の事業年度におけるF (y) として、一般管理費又は事業費の物件費 (E_c (y-1) 又はE_r (y-1)) に含める形で算出される。
- ε (y) : 当該事業年度における特殊要因経費。当該事業年度において法人運営を行う上で各種法令等の定めにより義務的に行う必要があるものに係る経費及び重点施策の実施、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。
- α₁ : 一般管理費効率化係数。中長期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- α₂ : 事業費効率化係数。中長期目標に記載されている削減目標を踏まえ、

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- δ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- σ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【中長期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】
上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・運営費交付金の見積りについては、 ε （特殊要因経費）及びF（新規追加・拡充分）は勘案せず、平成30年度を基準に $\alpha 1$ （一般管理費効率化係数）は毎年度平均で前年度比3%の縮減、 $\alpha 2$ （事業費効率化係数）は毎年度平均で前年度比1%の縮減として試算（ただし、平成31年度については、決定額を計上）。
- ・ λ （収入調整係数）は一律1として試算。
- ・ β （消費者物価指数）は変動がないもの（ $\pm 0\%$ ）として試算。
- ・ γ （業務政策係数）は一律1として試算。
- ・人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は変動がないもの（ $\pm 0\%$ ）として試算。
- ・自己収入の見積りについては、過去の実績を勘案し、一律据え置き（ $\pm 0\%$ ）として試算。
- ・受託収入の見積りについては、過去の実績を勘案し、一律据え置き（ $\pm 0\%$ ）として試算。

（2）収支計画

平成31年度～令和7年度（2019年度～2025年度）収支計画

（単位：百万円）

区別	研究開発	中核的機 関形成	法人共通	合計

費用の部				
経常費用	161,086	95,589	6,018	262,692
業務経費	115,500	84,576	0	200,075
一般管理費	0	0	5,932	5,932
受託費	12,129	0	0	12,129
補助金事業費	3,805	0	0	3,805
減価償却費	29,652	11,013	86	40,752
財務費用	288	128	0	415
臨時損失	688	484	183	1,355
収益の部				
運営費交付金収益	113,662	80,742	5,143	199,547
受託収入	12,129	0	0	12,129
補助金収益	3,805	0	0	3,805
その他の収入	7,551	5,313	789	13,653
資産見返負債戻入	23,637	9,111	58	32,806
臨時利益	688	484	183	1,355
純損失	△589	△551	△29	△1,169
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	589	551	29	1,169
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

[注] 各積算欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(3) 資金計画

平成31年度～令和7年度（2019年度～2025年度）資金計画

（単位：百万円）

区別	研究開発	中核的機 関形成	法人共通	合計
資金支出				
業務活動による支出	129,129	82,348	5,645	217,122
投資活動による支出	10,058	6,305	419	16,782
財務活動による支出	6,992	2,984	21	9,997
次期中長期目標期間への繰越金	0	0	0	0
資金収入				
業務活動による収入				
運営費交付金による収入	124,568	87,643	5,814	218,026
補助金収入	3,805	0	0	3,805
受託収入	12,129	0	0	12,129
その他の収入	5,677	3,994	271	9,942

投資活動による収入	0	0	0	0
施設整備費による収入	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	0

[注] 各積算欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は113億円とする。

短期借入が想定される理由としては、運営費交付金の受入の遅延、受託業務に係る経費の暫時立替等の場合である。

3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

機構の成立時において海洋科学技術センターから承継した政府出資金見合いの借上社宅敷金のうち、前期中期目標期間において返戻された現金について国庫納付する。

その他の保有資産の必要性についても適宜検証を行い、必要性がないと認められる資産については、独立行政法人通則法の手続きに従って適切に処分する。

4. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

前号に規定する財産以外の重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画はない。

5. 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生した場合の使途は、重点研究開発業務や中核的機関としての活動に必要とされる業務への充当、研究環境の整備や知的財産管理・技術移転に係る経費、職員教育の充実、業務のシステム化、広報の充実に充てる。

6. 中長期目標期間を超える債務負担

中長期目標期間を超える債務負担については、研究基盤の整備等が本中長期目標期間を越える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

7. 積立金の使途

前期中期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てる。

- ① 中長期計画の剰余金の使途に規定されている、重点研究開発業務や中核的機関としての活動に必要とされる業務に係る経費、研究環境の整備に係る経費、知的財産管理・技術移転に係る経費、職員教育に係る経費、業務のシステム化に係る経費、広報に係る経費
- ② 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額等に係る会計処理

IV その他業務運営に関する重要事項

1. 国民からの信頼の確保・向上

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に則り、情報提供を行う。

また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に則り、個人情報を適切に取り扱う。

日々新たな手口でのサイバー攻撃が明らかになってきているところ、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、最新の技術動向を踏まえながら情報システム基盤・環境の整備を継続的に推進するとともに、情報倫理の教育や遵守に取り組むことで情報セキュリティ対策を推進する。

業務の遂行に当たっては、安全に関する規程等を適切に整備し、事故トラブル情報や安全確保に必要な技術情報・ノウハウを共有し、安全確保に十分留意する。

2. 人事に関する事項

海洋科学技術により、社会的・政策的課題に対応するため、人材の質と層の向上に寄与する取組や、国内外からの優秀な人材の確保を推進する。また、職員のモチベーション向上や、多様化した働き方に対応するための環境整備に努める。なお、機構の人材確保・育成については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

具体的には以下の取組を実施する。

- ・ 高い専門性、俯瞰力、リーダーシップを持った優秀かつ多様な人材の確保及び育成について、計画的に行う。
- ・ 大学、公的研究機関等との連携体制に基づき、クロスアポイントメント制度等の活用を図ることで、優秀な国内外の人材を確保するための取組を推進する。
- ・ 事業状況に応じた人員配置、職員のモチベーションを高めるよう適切な評価・処遇や、職員の能力や意欲に応じた研修等を組織的に支援することによる個々のキャリア開発、男女共同参画やワークライフバランスを推進し、職員が働きやすく能力を発揮しやすい職場環境を整え、職員一人ひとりの多様で柔軟かつ生産性の高い働き方を推進する。

3. 施設及び設備に関する事項

施設及び設備について、適切な維持・運用と有効活用を進め、常に良好な研究環境を整備、維持していくことが必要である。

そのため、既存の研究施設及び本中長期目標期間に整備される施設及び設備の有効活用を進めるとともに、老朽化対策を含め、施設及び設備の改修、更新及び整備を適切に実施する。

令和 2 事業年度の業務運営に関する計画

令和 3 年 3 月

国立研究開発法人海洋研究開発機構

序文	3
I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	3
1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進	3
(1) 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発	3
(2) 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発	9
(3) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発	12
(4) 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発	15
(5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発	17
2. 海洋科学技術における中核的機関の形成	24
(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元等の推進等	24
(2) 大型研究開発基盤の供用及びデータ提供等の促進	26
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	27
1. 適正かつ効率的なマネジメント体制の確立	27
(1) マネジメント及び内部統制	27
(2) 評価	28
2. 業務の合理化・効率化	28
(1) 合理的かつ効率的な業務運営の推進	28
(2) 給与水準の適正化	29
(3) 契約の適正化	29
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	29
1. 予算、収支計画、資金計画	30
(1) 予算	30
(2) 収支計画	31
(3) 資金計画	32
2. 短期借入金の限度額	32
3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	32
4. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	32
5. 剰余金の使途	33
6. 中長期目標期間を超える債務負担	33
7. 積立金の使途	33
IV その他業務運営に関する重要事項	33
1. 国民からの信頼の確保・向上	33

2. 人事に関する事項	34
3. 施設及び設備に関する事項	34

序文

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 8 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度の業務運営に関する計画（国立研究開発法人海洋研究開発機構令和 2 年度計画）を定める。

I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進

機構は、「地球環境の保全と持続的な利用、海域由来の災害対策等に係る科学的知見の充実」、「大規模データの統合及び解析機能の強化と社会への情報発信」、「挑戦的・独創的な研究開発の推進による次世代科学技術を支える知の創出」、「多様な海洋環境へのアクセスを可能とする探査・調査システムの整備及び高度化」に対応するため、令和 2 年度において、以下に記載する研究開発を推進するとともに、研究開発の推進に必要となる海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の大型の研究開発基盤の整備・運用を進める。また、実施に当たっては、常に政策的・社会的なニーズを捉えて不断の見直しと重点化を図るとともに、産学官の多様なセクターと連携・協働しながら機動的かつ横断的に取り組むことにより、海洋科学技術に係る我が国の中核的機関として、更には世界をリードする海洋研究開発機関の一つとして、最大限の能力発揮を目指す。さらに、総合的な研究機関であることの強みを活かし、大規模な研究開発はもとより、将来も見据えた挑戦的・独創的な研究開発の充実にも取り組むとともに、研究開発を支える各種システムの自動化、省力化、小型化や、分析、解析、予測手法等の国際標準化を志向する。

これらの研究開発により創出された成果のアウトリーチ活動を通じて、若者を中心としたあらゆる世代の国民の「知の先端を切り開く科学・技術への興味と関心」を喚起するとともに、高等学校、高等専門学校、大学等の教育機関や海洋、インフラ、情報産業等に関わる民間企業等との連携を通じて、我が国の科学技術を支える人材育成にも貢献する。

（1）地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発

本課題では、国際的な研究枠組みや協力体制を活用し、地球環境の保全に資する観測及び予測に係る研究開発を推進する。そのため、我が国周辺海域に加えて、北極域、北西部太平洋、熱帯太平洋、インド洋等において、機構がこれまで実績を積み重ねてきた地域を重点化し、海洋酸性化、貧酸素化、昇温、生物多様性の喪失、汚染物質による影響等、海洋表層から深層までの広範囲にわたって、世界

的な課題とされる環境変化の実態を科学的に解明するとともに、それらの変化に関する数年から百年程度の中長期的な将来予測に取り組む。また、前述の重点地域は、季節レベルでの我が国の気候の決定に影響を及ぼす地域であることから、発生する諸現象のプロセスの理解を進めるとともに、観測機器や手法の自動化、観測機器の小型化等を推進し、観測自体を無人省力化していくことで、経済的かつ効率的な観測網への転換を促進する。

本課題によって得られた科学的なデータや知見については、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）・パリ協定、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書、北極評議会（AC）のワーキンググループ等に係る各種活動等を通して積極的に発信し、SDGs の特に目標 13（気候変動に具体的な対策を）や目標 14（海の豊かさを守ろう）等の国際的な政策課題の達成に貢献するとともに、我が国の海洋基本計画等に示された政策課題の達成にも貢献する。

① 観測による海洋環境変動の把握と観測技術開発

本課題では、主に物理的、化学的な海洋環境の変動・変化を精密に把握し、観測、理論、予測の科学的なサイクルの加速に資する。特に北西部・熱帯太平洋における熱収支や淡水収支、物質収支の推定、それらと大気海洋相互作用との整合性の理解の深化、更には全球規模の物理的、化学的な海洋環境変化の把握に関する観測研究を行う。

令和 2 年度には、以下の事項を実施する。

- ・ サイエンスプランに沿った Argo フロート、BGC Argo フロート、DeepArgo フロートの投入と投入支援を行う。また、海洋地球研究船「みらい」及び学術研究船「白鳳丸」航海に参加し、全球海面フラックスに関わる基礎データを取得すると共に、太平洋暖水プール北端での海洋大気相互作用に関わる観測研究とインド洋ジャワスマトラ沖の湧昇域研究を実施し、新しい科学的知見を得る。さらに、全球熱帯観測システムの最適化を進めるため、ADCP 係留系の維持、大型係留ブイの維持及び一部高度化に加え、海洋垂表層まで含めた収支解析を目的とした係留観測システムの刷新のための技術開発を行う。大型係留ブイの終了のため、回収航海計画を立案し、詳細を決める。
- ・ 「みらい」による令和元年度インド洋航海のデータ品質管理を行い、過去の同一観測線データとの比較解析を実施して海洋環境変動を定量的に検知する。また、航海から得られた技術情報・経験等をもとに、目標精度をより効率よく達成するための船舶観測に関わる観測機器の開発・改良を行う。
- ・ 基盤的な国際観測システムの活用及び同システムへの貢献として、観測データの公開、2 次データの作成・公開、及び標準物質の開発を実施し公開する。

- ・ 得られた観測データを用いた解析を行うことで、海洋環境変動の把握、全球・北部・熱帯太平洋における熱や淡水、物質収支の推定に関する知見を獲得し、論文・学会にて公表する。
- ・ 全球大気海洋フラックスデータセットの改善に活用する Sea truth データの広域取得に向けて、「みらい」の航海と同期した Wave Glider 観測を実施し、得られたデータから技術的な知見を得る。
- ・ 最適なグローバル観測網の提案のため、マルチプラットフォームにおける係留系を設計する。
- ・ 海洋環境の自動観測拡大のための省力観測技術開発を行う。具体的には、漂流型観測フロートの基本デザインをもとに、研究プラットフォーム運用開発部門との連携や外部資金等の活用により、エンジン部分を試作する。
- ・ 各観測技術を活かした次世代の観測網構築をめざし、部署横断のブレインストーミングを実施し、スキーム、ウェイト、不確定要素の洗い出しを行う。
- ・ 夏季季節内振動に伴う大気海洋相互作用を理解するため、国際プロジェクト YMC の集中観測の1つである YMC-BSM (Boreal Summer Monsoon study in) 2020 を行う。具体的には、「みらい」やパラオ、ミクロネシア連邦・ヤップ、フィリピン・レガスピ及びラワグ、インドネシア・ビアクの観測拠点において6-8月に集中観測を実施する。その際、既存技術の観測に加え、新たな観測技術として、GNSS（全球測位衛星システム）や特殊ゾンデを用いた海面付近から下部成層圏までの水蒸気分布とその変動に関する観測を実現する。
- ・ 夏季・冬季モンスーン研究に係るパラオ、フィリピン、インドネシア、ベトナムの各観測サイトにおいて、長期データ取得と流通の確立に必要な人材育成や測器維持を行う。ここで得られたデータの解析により様々な現象を理解し、論文等で公表する。

② 北極域における環境変動の把握と海氷下観測技術開発

地球温暖化の影響が最も顕著に現れている北極域において、海洋・海氷環境の現状把握のためのデータの取得を促進し、海洋と海氷との相互作用等の気候・環境システムの理解を進めることにより、北極域の環境変動に係る将来予測の不確実性を低減するための研究開発を行う。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 国際連携による北極海広域同時観測計画 (Synoptic Arctic Survey:SAS)の一環として、「みらい」北極航海による太平洋側北極海の観測を実施する。
- ・ 北極海域において通年観測データを取得するために設置する係留系観測システムについて、「みらい」や海外の砕氷船を用いて設置・回収作業を行う。
- ・ 海洋-海氷-大気相互作用過程を理解するため、ブイを用いた観測や海氷観測

を国際共同において進める。海洋酸性化や海氷下環境の動態観測に関する国際共同研究を進める。

- ・ 海氷減少と関連して、太平洋起源の水塊や河川水などの影響を評価し、その成果を公表する。物理過程のみならず、物質循環や生態系への影響や季節・経年変動に関する研究を進め、成果を公表する。
- ・ 基礎生産量やCO₂・メタンの吸収・放出量に関するマッピングの国際相互比較やマッピングプロダクトの製作を進める。これを用いた海洋・海氷環境の変動の実態把握と、水循環や海洋酸性化・海洋生態系の変化との関連性に関する解析を進め、論文・学会に公表する。
- ・ 「みらい」や、アラスカ・シベリアなどの観測拠点においてSLCFs（短寿命気候汚染物質）の観測を実施・継続する。観測・数値モデル・衛星データ等を組み合わせ、周北極域における水・炭素収支変動及び域外からの流入量変化の要因に関する解析を進め、成果を発表する。
- ・ 温暖化に伴う海氷・海洋上層の変化について、モデルによる再現性の向上に向けた開発や、モデル設定の再考を行う。海氷減少やこれと関係する海洋・気象プロセスの変化・変調と、これらの不確実性に関する知見を得て、成果を発表する。
- ・ 海氷下の観測を可能とするために、海氷下観測用小型ドローンの試作機の作製・試験を実施する。海氷下の新測位手法を用いた試作機による実験研究と実用化に向けた取り組みを推進する。
- ・ 国際研究推進の一環として、亜寒帯-北極域海洋生態系研究国際プログラム（Ecosystem studies of Sub-arctic and Arctic Seas: ESSAS）Annual Science Meetingを北海道大学と共同で開催する。
- ・ 北極域研究船の推進として、本船の氷海航行における安全かつ効率的な航行に資するため、氷海航行支援システムに係る設計等を行う。

③ 地球表層と人間活動との相互作用の把握

経済活動が活発な沿岸域や、地球温暖化の影響が顕著に表われている北極域等、我が国を含む全球の気候や環境に影響を与える地域を重点化し、地球表層を総合的に扱うために、海洋、大気、それらと不可分な陸域における、水循環や物質循環、生態系変動等を観測と予測の両アプローチから捉え、それら地球表層の変動等と人間圏における諸活動の相互作用を理解するための研究開発を行う。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 小型の蛍光計やセンサの開発等に基づき、フロート・グライダー・ドローンを利用した新たな観測システム開発を令和元年度に引き続き実施する。
- ・ これらと船舶観測により、NOAA 提携下の北西部北太平洋測点 KE0 や K2 にお

ける時系列観測を強化して実施し、物理-化学-生物を結びつけるプロセスを解析する。また、船舶及び国際網を用いた大気組成に係る観測、並びに陸域生態系観測を実施し、ECV（必須気候変数）について衛星検証や標準化の面を強化する。

- ・ これらの観測によりデータ空白域を低減し、昇温・酸性化・貧酸素化、汚染拡大、植生変化といった主要な地球表層の変化とその随伴現象をとらえ、そのデータからメカニズムを解析する。また、海洋生産を促す微量金属等栄養塩の供給源を解明するため、計測の高度化と培養実験等を含めた解析を行う。
- ・ 西部北極海の海氷減少に起因する海洋環境因子を測定する。また、海洋酸性化に関し、MXCT(マイクロ X 線 CT 法)によるプランクトンの応答を解析し、国内外の試料分析を請負う。
- ・ 津軽海峡における海洋酸性化の状況把握及び国内ネットワークの構築を、令和元年度に引き続き実施する。また、令和元年度に構築した同海域の海況予測試験システムの高精度化及びそれに必要な観測網を構築・維持する。
- ・ 上記観測データや培養・飼育実験データを導入しながら、渦許容解像度レベルの新たな海洋生態系モデルや、細胞レベルで生物の振る舞いを再現するモデルを開発する。
- ・ アジアや北極を含む全球規模での GHGs(長寿命温室効果気体)や SLCFs のフラックス解析では、IPCC 次期報告書の取りまとめ作業に関わるとともに、プロセスとして「アジアからの排出量変化」や「土地被覆変化」等に着目し、高解像度モデルや新たな衛星を現場観測と結び付けて評価する。
- ・ 沿岸研究強化のために、ドローン観測機能向上のための開発を実施するとともに、ハイパースペクトル計測器を試用する。構築した予備的なアルゴリズムを用いて衛星データを赤潮情報に転換し、評価する。大気汚染衛星の評価検証に太陽直達光の解析を取り入れる。
- ・ 亜寒帯-北極海洋生態系研究国際プログラム (Ecosystem studies of Sub-arctic and Arctic Seas) を北海道大学と共同で主催し、これまでの研究成果を発表する。

④ 地球環境の変動予測

これまで地球環境変動モデルは、地球システムを構成する様々なサブシステムごとの時空間スケールに焦点を当て、比較的独立に複数が開発されてきた。本中長期目標期間においては、これらの地球環境変動モデルと観測研究との連携を強化することで個々の再現性や予測精度を向上させるとともに、各モデルが得意とする時空間スケールにおける再現性の高さ等の長所を活用してモデル間の連携を促進する。これにより、各々のモデルが扱う時空間スケールの重複領域

や気圏、水圏、生物圏等、各圏の相互作用によって発生する極端現象や環境変動のメカニズムについて新たな知見を得る。また、これらの活動を通し、我が国の地球環境変動予測研究に係る中核として複数機関の連携体制を牽引することを目指す。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ IPCC 第6次報告書への貢献に向け策定されている種々のモデル実験を継続しデータを提出するとともに、季節内から百年程度といった様々な時間スケールの環境変動の評価とメカニズム及び関連プロセスの理解を進めるため、それらのデータやその他実験結果の解析を行う。
- ・ 観測データによるモデル初期値化システムの活用と開発を進めるとともに、同システムを最新のESM(地球システムモデル)へ導入する。予備的初期値化実験及び環境変動実験等を実施し、データを解析する。
- ・ 海洋モデルの高精度化、氷床-海洋結合に向けた要素モデルの高度化等を行い、海洋前線、中規模構造及び棚氷融解過程等が全球気候形成及び変動へ及ぼす影響を評価可能とする予測システムの構築に取り組む。
- ・ 素過程の理解と将来のESM高度化を目指し、ESMに含まれる(将来含まれる)プロセスの研究をプロセス間の相互作用にも注目して継続する。特に、寒冷圏陸域の素過程とそのモデル化については未解明な部分が多いため、現地での観測・情報収集も行う。
- ・ 雲に関する諸現象の気候変動メカニズムを理解するために、中・高解像度の地球環境モデルを用いた気候実験データ等の解析・数値実験を行い、変動に関わる物理素過程の検証及び高度化を行う。
- ・ 数週間から季節程度の時間スケールの変動や台風等の極端現象の相互関係を理解するため、高解像度数値実験及び計算結果の解析を行う。

⑤ 地球環境変動と人間活動が生物多様性に与える影響評価

地球環境変動の重要な指標の一つとされる海洋生物多様性の変動を把握するとともに、人間活動が生態系へ与える影響の評価に資する知見を得る。特に、海洋環境変動から受ける影響に関して得られている情報が少ない深海生態系について、その充実のために環境DNA分析や現場観測等の調査を実施するとともに、環境データとの統合的な分析・解析を行う。さらに、深海生態系や多様性に対する人間活動による影響の実態把握とその評価に資する知見を得るため、海洋プラスチックを対象とした新たな計測技術の開発やデータの拡充とともに、環境影響評価手法の最適化に取り組む。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 環境変動による深海生態系への影響評価を行うために、海洋深層水を活用し

た環境 DNA 解析を主軸に研究を実施し、海洋生物の多様性変動を効率的・効果的に把握する。そのため、駿河湾及び相模湾の深海域の生物多様性を明らかにするとともに、両海域の生物相の比較を行い、今後の深海生態系モニタリング方法を確立する。

- ・ MP(海洋マイクロプラスチック)データの迅速な蓄積に寄与するため、ハイパースペクトルカメラや蛍光観察による定量的で効率的な MP 測定手法を開発する。
- ・ 表層から深海の MP 分布を把握するため、調査船や民間船と共同で調査を行い、手法の問題点の洗い出しや分布量の知見を得る。
- ・ MP による生物への影響を把握するために、生物学的実験を行い、MP の取り込みや化学物質の取り込みなどの知見を得る。
- ・ 深海域の生物やプラスチック分布実態を把握するため、調査で得られた映像・画像データ及び深海デブリデータベースから海洋ごみの定量化を進める。
- ・ 海洋プラスチック汚染や海洋保全などに対する国内外の課題解決に貢献するため、国内外の関係機関や枠組みとの間で、環境影響評価に関する情報の収集や提供を行い、連携を強化する。研究を通じて国内外の海洋リテラシー向上に貢献する。
- ・ 環境変動による生態系への影響を評価するため、近底層における環境観測手法及び画像解析手法の最適化を図る。令和元年度の検討を踏まえ、近底層の微細流動環境及び画像解析手法の検討に必要なデータを現場から取得し、調査の対象、装備等に応じた処理方法を作成する。併せて、粒子の挙動、生物量、生物分布様式の変化に関わるこれまでの解析手法を更新する。
- ・ 東日本太平洋沖地震後の漁業復興や持続的漁業のために、東北沖の海洋生態系の調査、生態系のモデル化の成果をまとめるとともに、長期にわたるデータ提供の仕組みの整備などを行い、成果を被災地などに提供する。
- ・ 日本の沖合海底自然環境保全地域(海洋保護区)を保全するため、深海生態系のモニタリングや簡便なモニタリング方法の開発に着手し、国などへ情報提供する。

(2) 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発

我が国は四方を海に囲まれ、管轄水域の面積が国土の約 12 倍に及ぶ海洋国家である。この広大な海域における環境は、北は亜寒帯から南は亜熱帯まで、更には浅海から深海まで多様性に富んでおり、我が国は様々な形でその恩恵を享受してきた。しかし、生物、非生物を問わず、我々が利用できている海洋の有用な資源と機能は未だにごく一部に過ぎない。第 3 期海洋基本計画でも「海洋の産業利用の促進」において、「海洋鉱物資源関係の研究開発を着実に推進」すること、

「深海・深海底等の極限環境下における未知の有用な機能、遺伝資源等について研究開発を推進」することが示されている。

更なる海洋資源の有効利用のためには、1) 生物プロセスにおける物質・エネルギー循環や深海生物の生存戦略とその機能を理解することにより、海洋生態系の有する未知の機能を解明することと、2) 熱水活動、沈降、堆積、化学反応等の非生物プロセスが関わっていると思われる有用な鉱物資源の成因を解明することが必須である。

そこで、本課題では生物、非生物の両面から海洋における物質循環と有用資源の成因の理解を進め、得られた科学的知見、データ、技術及びサンプルを関連産業に展開することで、我が国の海洋の産業利用の促進に貢献する。なお、本課題で得られる知見と(1)で得られる知見を両輪として研究開発に取り組むことで、海洋の持続的な利用に資する。

① 海洋生物と生物機能の有効利用

海洋中の物質循環を精緻に理解するために、海洋生物試料や地質試料等、各種試料を用いた化学的・分子生物学的解析を行い、循環を支配する環境的、生理学的、進化的背景を明らかにするとともに、海洋生物資源の在り様を定量的に把握する。また、深海の極限環境に適応する過程で生物が獲得した独自の機能の解明を進める。さらに、関連産業界、大学、公的研究機関等との連携・協働を進めて、これらの研究開発で得られた科学的知見、データ、技術及びサンプルを社会に還元する。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 天然に分布する各種微量物質の高度な分析法の深化について、アミノ酸・ペプチドの定量及び炭素・窒素・硫黄同位体比測定システムの確立と堅牢化、中赤外レーザー分光法による各種ガスの迅速分析システムの開発、テトラピロール化合物の分析法の改良、海洋試料中の有機金属分析法の開発を行う。市販の機器や従来法では測定不能な物質の分析結果を通して海洋の物質循環の背景を解明し、その知見を応用した社会との連携強化を目標とする。
- ・ 上記の分析結果をもとに、東北沖の海洋生態系解析とともに各種海洋生物の餌のタンパク源に関する情報を蓄積し、特にサケを例に同位体比とシミュレーションを用いて北部北太平洋域における回遊ルートを特定する。
- ・ 地下及び水界中における微生物学的な炭化水素生成に関して、各種バイオマーカー及び同位体組成を解析しその実態解明を進める。特に茂原及び諏訪湖をケーススタディとする。
- ・ EEZ(排他的経済水域)を含む日本国内から深海バイオリソースを収集すると共に、多元的解析によってその生物機能ポテンシャル及び生物学的特性を明

らかにする。また、EEZを含む日本国内におけるバイオリソースの特徴を明らかにする為、令和元年度までに得た日本国外における調査航海から得た試料を用いた研究を支援する。

- ・ 深海バイオリソースの産業利用に向けて、産業界や大学、研究機関と連携したオープンイノベーション体制による研究開発を進める。具体的には令和元年度に開始した深海堆積物と深海微生物株の2つのリソースの外部提供を推進するとともに、既存の深海微生物株コレクションの整備を継続する。また、深海環境ゲノムデータベースの整備を進め、外部公開準備を令和2年度内に完了させる。
- ・ フェージョンマスを用いた微生物代謝解析フローを確立する。
- ・ ナノ乳化技術に代表される深海熱水噴出孔を模擬した環境でのソフトナノマテリアル生成技術について、実用化に向けた横展開を進める。
- ・ インクジェット技術やバイオマスナノファイバーを用いたナノバイオスクリーニング技術について、ライフサイエンス分野での利活用に向けた検討を進める。
- ・ フェージョンマス及び電子顕微鏡を用いた分析技術や微量核酸取扱技術等の外部提供に向けた検討を行う。

② 海底資源の有効利用

海底資源の形成過程を明らかにするために、これまでフィールド調査、試料採取及び分析、データ解析、数値モデル開発について個別に取り組んできた。その結果、非常に幅広い時空間スケールでの元素濃集等の化学過程と、分散相から凝縮相への相変化における分別等の物理過程が複雑に影響することが理解されてきた。そこで、これらの調査手法についてシームレス化し化学・物理過程の相関を見いだすとともに、得られた科学的知見に基づく海底資源生成モデルを構築し、有望な海域を理論的に予測するための研究開発を実施する。また、得られた知見と技術を関連業界に広く展開することで、海洋産業の発展に貢献する。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 海洋鉱物資源の成因研究では個別モデルの構築フェーズとして、これまで調査を実施した海域についての試料記載と分析、調査技術の高度化を継続する。また、産業界へのサンプル・データ等の提供に向けた体制の検討に基づき、試験的にデータ等の提供を行う。
- ・ 海底熱水鉱床については、テクトニクス状況の異なる海域を比較してモデルの深化を図るため、伊豆小笠原海域の調査航海を実施する。
- ・ 鉄マンガン酸化物については、酸化的な鉱物資源の成長や元素濃集等の一連の生成過程において予察的知見を得つつある海水、沈降粒子、微生物などの

構成因子あるいは周囲の環境因子のうち、特に海水中の化学条件と鉱物沈殿・元素濃集との関係性について、天然試料と現場実験試料を用いた分析を開始する。

- ・ レアアース泥については、成因や濃集機構を解明するため、年代決定や全岩化学組成分析、同位体分析などを継続する。
- ・ 物理探査技術及び音響探査技術については、民間企業等の要望も取り入れたハード、ソフトの改良を行う。特に電磁・電気探査については民間と共同で実施する調査航海等を通じて技術移転を促進する。
- ・ 海底熱水鉱床の成因を明らかにするため、自然電位・比抵抗構造の構造解析の事例をより増やすと共に、アナログ実験、物性計測を推進することで、地下構造と賦存する資源及び資源形成の場との関係を明らかにする。
- ・ 物理探査及び地質分布等の多岐にわたるデータのデータベース化を推進する。
- ・ 内閣府戦略的イノベーション創造プログラム「革新的深海資源調査技術」が実施するサンプル採取・処理及び音響機器を用いた調査に対して技術提供を行う。

(3) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

近年、我が国では、兵庫県南部地震(1995年)、東北地方太平洋沖地震(2011年)、熊本地震(2016年)、北海道胆振東部地震(2018年)のような地震や、それに伴い発生する津波による災害が多発している。また、鬼界カルデラを始めとする海域火山による突発的な災害も危惧されており、大規模な火山噴火による津波の発生も重大なリスクである。

そこで、大学や防災科学研究所等の関係機関と連携して、地震の再来が危惧されている南海トラフの想定震源域や日本周辺海域・西太平洋域において、研究船や各種観測機器等を用いて海域地震や火山に関わる調査・観測を実施し、地震・火山活動の現状把握と実態解明を行う。さらに、これら観測によって得られるデータを解析する手法を高度化し、大規模かつ高精度な数値シミュレーションにより地震・火山活動の推移予測を行う。

本課題では、これらの取組によって得られた科学的知見を国等に提供することで災害の軽減に資するとともに、SDGs 目標 11(住み続けられるまちづくりを)も念頭に、我が国と同様に地震・津波・火山活動による災害が多発する各国への調査観測の展開や研究成果の応用を試みる。

① 海域観測による地震発生帯の実態把握

海底下で発生する地震は、陸域と比較して未だ実態の把握が大幅に遅れてい

る。そこで、地震活動の現状把握と実態解明のために、広域かつ精緻な観測データをリアルタイムで取得する海底地殻変動・地震活動観測技術システムを開発し、展開する。特に、巨大地震・津波の発生源として緊急性や重要性が高い海域を中心に三次元地殻構造や地殻活動、断層物性、地震活動履歴等に係る調査を実施する。また、これら観測システム及び調査によって得られた各種データセットは、地震調査研究推進本部等、我が国の関係機関で地震発生帯の現状評価等に活用されるように広く情報提供する。さらに、これら日本周辺での知見に加えて、アジア太平洋地域の地震・津波の実態解明と防災研究推進のための広域的な共同研究体制を構築する。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 連続リアルタイム海底地殻変動観測に向けて、傾斜計等センサーの設置、水圧計の較正を実施する。
- ・ 光ファイバーセンシング等の新たな海底地殻活動観測技術や、より広域な観測を効率的に行うために無人自動的観測技術の開発を行う。具体的には光ファイバーセンサーの精度評価を進めるとともに、成果公表を行う。また、海底地殻変動データの無人自動データ取得システムの開発、データ取得・評価を進める。
- ・ 南海トラフ等重要海域においては、断層の複雑な形状や断層付近の各種物性を三次元的に捉えるための構造探査や海底地震・地殻変動観測を行う。
- ・ 既存データにより南海トラフの詳細構造の解析を進め成果公表を行う。構造を三次元的に捉えるための観測を実施するとともに、中間評価時までの成果の取りまとめに係る詳細な工程を作成する。その工程に沿った成果公表を行う。
- ・ 千島海溝等重要海域での広域調査を実施するとともに、中間評価時までの成果の取りまとめに係る詳細な工程を作成する。その工程に沿った成果公表を行う。
- ・ 今後の地震発生帯モデル構築を念頭に IODP 南海掘削試料等、沈み込み帯の地質試料の解析を進め、成果公表を行う。
- ・ 既存の試料及び地球深部探査船「ちきゅう」の航海によって得られた資試料の分析による地震発生履歴に関する研究を進める。
- ・ IODP 航海による東北沖地震震源域での試料採取を実施し、処理解析を進める。
- ・ 歴史津波の波源の解明を実施するとともに、成果公表を行う。
- ・ 観測から得られたデータを詳細に解析し、地震発生帯の実態把握を行う。その結果を知見として、国、自治体、関係機関への情報提供を行うとともに、新たな提供先の検討を進める。

- ・ アジア太平洋地域での共同研究の実施と新たな共同研究策定にむけての検討を進める。

② 地震・津波の発生過程の理解とその予測

地震発生帯の現状把握・長期評価へ貢献するために、地震発生帯の調査観測から得られた最新の観測データに基づき、地震発生メカニズムの理解やプレート固着の現状把握と推移予測に資する知見を蓄積する。そのためには、まず、①で取得した各種データと既存データ等を統合してこれまでに機構で開発された地震発生帯モデルを高精度化し、それらモデルを用いた地震発生帯変動の計算結果と観測データの解析による現状把握及び推移予測の手法を確立する。同時に、これまでに構築してきた即時津波被害予測システムの高度化を進める。得られた知見は、国等の地震・津波被害想定や現状評価のための情報として提供するとともに、(4)とも連携して社会へ情報発信する。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 中間評価までの工程に基づき、南海トラフ等特定の地域の三次元地震発生帯地下構造モデルの構築を進める。
- ・ 日本周辺海域・沿岸域の三次元プレート構造モデルと地震波速度構造モデルを構築する。
- ・ プレート境界の変動メカニズムを把握し、地震発生帯における地殻活動の変動状況の把握と予測のためのデータ同化手法を高精度化する。具体的には、地殻活動データの解析を進め、プレート固着の現状評価に関する成果公表を行う。また、プレート固着推移予測のためのデータ同化手法の高精度化を進め成果公表を行う。
- ・ 海底地すべり等、地震以外の津波発生源を考慮した津波シナリオを考慮し、より現実に即した津波被害予測システムの高度化を実施し、成果公表を行う。
- ・ 国等へのデータと成果の提供を進める。

③ 火山及び地球変動要因としての地球内部活動の状況把握と変動予測

海底火山の噴火は、突発的かつ大規模な災害をもたらす、また地球環境への影響が非常に大きい。これら火山災害の発生予測や地球環境への影響評価を行うためには、その原因となる熱、マグマ、流体の発生と輸送現象、噴火履歴や噴火推移、更にそれらの準備過程に当たる地球内部活動を理解することが重要である。そこで、本課題では、IODPの下で地球深部探査船「ちきゅう」等を用いた海洋掘削を推進し、海底火山活動の観測、調査、地質試料の採取分析によって活動履歴、過去の噴火様式等の現状を把握する。また、得られたデータや知見を用いて地球内部構造や物質の収支等を推定し、火山活動を支配する地球内部流体

やエネルギーの循環機構、マグマ供給の仕組み等を、単体の火山からグローバルな規模まで解明する。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 令和元年度に実施した海域火山活動観測システムの評価に基づくシステムの改良を行い、新たなデータの取得を進める。
- ・ 大規模カルデラでの地球物理学的調査を実施するとともに、令和3年度に実施する火山体構造探査の実施計画を策定する。
- ・ 海域火山での岩石採取を行い、その分析を進めるとともに、これまでの結果の成果公表を行う。
- ・ 得られる知見を活用し、地球深部探査船「ちきゅう」などを用いた火山体深部や海洋地殻の実体解明を目指した海洋掘削プロジェクトを推進する。具体的には、国内外の研究者と連携し IODP 海洋地殻掘削提案書のプロポーザルを作成する。
- ・ 単体の火山からよりグローバルな規模で火山活動の現状把握とマグマや流体生成から噴火に至る噴火過程・様式の理解に資する研究を進めるとともに、火山研究機関等と本取り組みに関する共同研究を開始し、研究成果の活用を進める。
- ・ グローバルスケールでの地球内部流体やエネルギーの循環機構、マグマ供給の仕組みの解明のため、環太平洋域でのデータ取得、データ解析・試料分析を進め、その成果公表を行う。
- ・ 火山と地球内部研究から得られた知見や成果を、国、自治体、関係機関等への情報提供を行うとともに、適切な提供方法を検討する。

(4) 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発

本課題では、非常に複雑なふるまいを示す地球システムの変動と人間活動との相互関連性の理解を推進する目的で、(1)(2)(3)の研究開発過程で逐次得られる全てのデータを連携する手法と、連携された膨大なデータの高効率かつ最適な処理を可能にする数理的解析手法を開発し、相互関連性を見いだすための研究開発を行う。これらの実行によって、地球システムに内在する未知なる因果関係(環境変動を介在した地殻活動と生態系変動の関係等)を抽出するとともに、得られた解析結果を活用し、これまでに見いださなかった視点から様々な利用者のニーズに即して最適化された情報の創生を目指す。

そのため、1) 多様な数値解析とその検証に係る手法群の研究開発、2) それらの数値解析結果を活用した情報創生のための研究開発、3) 数値解析や情報創生を効率的に実行する機能を備えた実行基盤の整備・運用に取り組む。

また、前述の利用者のニーズに最適化された情報を広く発信することによって、

政策的課題の解決や持続的な社会経済システムの発展に貢献する。さらに、本取組の国内外の関係機関への拡張を試みることで、より高度で有用な情報を創生するためのフレームワークの構築を目指す。

① 数値解析及びその検証手法群の研究開発

地球システムを構成する多種多様な現象に対し、時空間スケールが全く異なるデータを連携させるために、それらの規格を統一するためのデータ変換ツールを開発する。また、規格の統一により連携が可能となったデータに対して数理的処理を施すために、時間発展計算、データ同化等に加えて、人工知能に代表される先端的な機能を含む各種の数値解析手法群を集約した大規模数値解析基盤システム「数値解析リポジトリ」を開発する。さらに、リポジトリ開発の一環として、数値解析の品質を保証するための検証技術の開発も行う。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 「数値解析リポジトリ」のグランドデザインのため、フィージビリティスタディを継続する。具体的には、粒子法、粘弾塑脆性モデル、高性能流体シミュレータ、同期現象モデルなど多岐に渡るアプリケーションのアルゴリズム開発を実施し、多くの学際研究等について、その実現可能性を探る。
- ・ 数値解析結果に対して品質と信頼性を担保するための検証手法のプロトタイプを、令和元年度に構築された理論と定式化に基づくプログラムとして開発することに着手する。

② 数値解析結果を活用した高度かつ最適な情報創生に係る研究開発

「数値解析リポジトリ」等により出力されたデータを効率的に蓄積・管理するとともに、先端的なデータ解析・分析機能を備えた大規模データシステム「四次元仮想地球」を開発する。また、本システムを用いて、複雑に絡み合う地球システムの相互関連性を発見・解明するとともに、解明した相互関連性を基に利用者ニーズに即して最適化した情報を創生し、より価値のある情報として社会に提供する。本システムについては、「産学官」の利用者と協働の下で開発を推進し、利用者自身が情報を創生することも考慮したインターフェースを実装するとともに、社会的活用を視野に入れ、四次元情報可視化コンテンツの開発を行う。

「四次元仮想地球」は、「数値解析リポジトリ」との連動を前提とした具体的な情報の創生を念頭におきながら開発や整備を進める。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 「四次元仮想地球」のグランドデザインのため、フィージビリティスタディを継続する。具体的には、海洋・地球・生命のデータの特定のユーザを選定し、ユーザにとって使い易いデータの統一的流通の形、そのためのデータの収

集・機能の方法を継続して考案し、一部、プログラムとして開発する。また、プラネタリウムを想定した、四次元データの可視化手法のプロトタイプをプログラムとして開発することに着手する。

- ・ 観測データ等を基にした地殻と都市の解析モデルの構築と、それを使った地震被害シミュレーションによる付加価値情報の創生を行う。また、地域ごとの気候・気象条件と特定生物種の発生増減による伝染病リスクとの相関関係や、黒潮大蛇行や海水温変動と海洋生物資源分布の変化との関係に関する付加価値情報の創生を継続して行う。

③ 情報創生のための最適な実行基盤の整備・運用

本課題を効率的に実現するため、「数値解析リポジトリ」及び「四次元仮想地球」の実行基盤として、膨大なデータの取扱いに適した機能を有する高速な計算機システム、データサーバ、そしてそれらを接続する高速ネットワークを整備する。実行基盤の整備及び運用は、国内外機関との相互共有も考慮し、セキュリティを確保した上で互換性を重視して進め、他機関との連携を容易にすることでより多くの利用者の獲得を促す。これにより、「数値解析リポジトリ」及び「四次元仮想地球」の高度化、拡充等の推進に資する。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 実行基盤の整備においては、国内外機関との相互共有も考慮し、令和元年度に引き続きセキュリティを確保した上で互換性を重視して進める。
- ・ 実行基盤の運用に当たっては、当初より、データ連携と数値解析手法の「数値解析リポジトリ」への実装を促し、令和元年度に引き続き「数値解析リポジトリ」と「四次元仮想地球」の高度化と拡充等を効率的に進める。

(5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発

海洋表層から深海底にいたる膨大な海洋空間及びその地下空間は、その多くが未だ人類にとっての研究開発の空白領域であり、更にその極限ともいふべき深海や、氷に閉ざされた極域、その下に広がる海底下等の環境は、まさに地球に残された最後のフロンティアである。これらフロンティアへの挑戦や新たな分野を切り拓くための科学的・技術的な知的基盤を構築し、機構内外での利用を推進することにより、人類の知的資産の創造や新たなイノベーションの創出に貢献するため、挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発に取り組む。

① 挑戦的・独創的な研究開発の推進

本課題では、海洋空間という、遠隔観測可能な宇宙をも凌駕する不可視領域を有する極限的な環境、あるいは地球最後のフロンティアに対し、以下に示すよう

な挑戦的・独創的な研究開発に取り組むことにより、将来の「海洋国家日本」を支える飛躍知及びイノベーション創出に向けた科学的・技術的な知的基盤の構築を実現する。また、挑戦的・独創的な取組や、そこから得られる成果によって、あらゆる世代の国民の科学・技術への興味と関心を喚起し、ひいては我が国の科学技術政策の推進に大きく貢献する。さらに、本課題は10～20年後の飛躍知やイノベーションの創出につながるような将来への投資という側面だけでなく、その特性を生かして、(1)(2)(3)の各研究開発の基礎を支え、それら異なる分野の連携を促進し、課題解決を加速するといった側面からも取り組み、研究開発成果の最大化や科学的価値向上にも貢献する。

(イ) 柔軟かつ自由な発想に基づく基礎及び挑戦的・独創的な研究

本課題では、将来的な学術のパラダイムシフトを導くような飛躍的成果や体系理解の創出を最大の目的として、不確実性の高い挑戦的・独創的な研究に取り組む。特に、既に世界を先導する萌芽性や傑出した独創性が認められる「生命の誕生」や「生命と環境の共進化」に及ぼした海洋の役割の理解(重点テーマ④)、暗黒の極限環境生態系における、未知の微生物の探索やその生理機能の解明(重点テーマ⑤)等の研究を重点的に推進することにより、本中長期目標期間内に関連研究分野の主流となるべく成果を創出し、我が国が世界をリードする学術領域を構築する。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 生命の起源における「液体/超臨界 CO₂ 化学進化説」の理論構築・地質学的証拠の検証を行うとともに、その実験的に検証に向けた液体 CO₂ 実験装置と分析系の確立を行う。
- ・ 生命の起源における「深海熱水電気化学メタボリズムファースト仮説」をサポートする諸素過程の実験的検証を行う。
- ・ 冥王代-太古代の大気-海洋環境における炭素・窒素循環の再現に向けた室内実験を行うとともに、地質学的証拠を検証する。
- ・ 地球外海洋形成プロセスやその物理・化学性質の検証に向けた、宇宙における岩石-水反応の理論計算と再現実験による検証を行う。
- ・ 人類起因型海洋危機の解決に向けた海洋生態系機能活用のための海洋利用プラットフォーム(陸上・海洋)の構築及びプラットフォームの試験運用を行う。
- ・ 航海や陸上の調査に基づく、培養やメタゲノムやウイロームといったオミクス解析による暗黒の生態系探索、底生生物の幼生分散理解に向けた生物学的因子データの取得、生物機能と物質循環の相互作用理解に向けた定量的化学・同位体・活性データの取得を進める。

- ・ 探索した未知の微生物が有する機能に対するフェムトリッターチャンバールレイを用いた単一細胞や単一分子レベルでのハイスループットスクリーニング及びオーダーメイド人工細胞を用いた特定機能の特定・実験室内再構成を進める。
- ・ 掘削調査等で得られたデータの解析を通じて地震発生帯浅部の物性プロファイルを決定するとともに、地震発生帯浅部の掘削試料の力学・流体移動・熱特性に関する予察的実験を行う。
- ・ これまでに掘削及び海底調査で採取された火山岩試料について網羅的な揮発性物質とその同位体比の分析を行う。
これらの調査航海や実験に基づく研究のオープンサイエンス化を促進することにより、次世代人材及び分野融合研究者の育成に資する。

(ロ) 未来の海洋科学技術を築く挑戦的・独創的な技術開発研究

本課題では、海洋科学技術を革新するような成果の創出を最大の目的として、不確実性は高いものの、既存技術の発展的延長に因らない挑戦的・独創的な技術開発研究に取り組む。特に、従来調査・観測においてはほとんど活用されていなかったが、既に萌芽性が認められているレーザー加工や電気化学的な処理を活用した計測、極微小領域や超高精度での分析といった新しい技術を組み合わせた独自技術開発（重点テーマ©）に重点的に取り組み、本中長期目標期間内に独創的な技術基盤を創出し、将来の海洋研究開発を支える新技術を構築する。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 熱水利用技術開発に向けた異素材間接合に関するレーザー加工手法の検証とスケール防護技術コンセプトの実証実験を行う。
- ・ 生物電気化学リアクター技術による天然ガス田かん水の効率的利活用に向けた実証実験を進める。
- ・ 岩石に対する高出力レーザー加工に関する基礎現象の実験による検証を行う。
- ・ 海水や岩石といった液体・固体試料や生物試料に対する微小領域高精度化学分析に関する要素分析技術の開発を進める。
- ・ 高温高圧高間隙水圧条件下における岩石物性実験の改良・先鋭化を行う
- ・ AIによる海洋生物の認識・分類法確立にむけた機械学習アルゴリズムアプリケーション及びデジタル証拠標本（virtual holotype）を開発するとともに、調査航海での機械学習用教師データ所得及びそのハードウェアの改良を行う。

これらの研究開発において達成された技術やアイデアの応用展開によって、産学官との連携・共同研究を促進する。

② 海洋調査プラットフォームに係る先端的基盤技術開発と運用

機構の研究開発成果の最大化や「SIP 革新的深海資源調査技術」等の国等が推進する事業に資するため、海洋調査プラットフォームに係る技術開発、改良（機能向上及び性能向上）、保守・整備、運用を実施し、調査・観測能力の維持・向上を図る。特に、7,000m 以深の海域や複雑な地形の海域、さらに地震や火山活動が活発な海域や熱水噴出域等は上述の研究課題の重要な研究対象域であり、このような海域での調査・観測の安全性や精度の向上、効率化が重要である。そのため、海洋調査プラットフォームの自動化、省力化、小型化といった海洋ロボティクスの発展を図り、多様な観測活動に対応可能な次世代型無人探査機システム等の開発・実装を進める。また、巨大地震発生メカニズムの解明や海底下地下生命圏の探査や機能の解明、将来的なマントル掘削等の実施に向け、大水深・大深度掘削に係る技術開発とその実証を、(3)等の他の研究開発課題とも連携して段階的に進める。さらに海洋調査プラットフォーム技術開発に係る国内外の様々な関係機関との連携・協働や、上述の技術開発や ICT 等の先進的な技術の導入と既存の手法・技術との融合を図ることにより、スマートな海洋調査・観測や運用を進める。

これらの取組を通し海洋状況把握（MDA）を始めとする海洋に関わる安全・安心の確保等、我が国の海洋政策の達成に貢献する。

(イ) 海洋調査プラットフォーム関連技術開発

海洋由来の社会的な課題に対し、科学的な知見やデータを基にした対応をしていくためには、検証可能かつ高精度な観測・調査能力を確保し、海域の状況を適切に把握、モニタリングすることが必須である。そのため「今後の深海探査システムの在り方について」（科学技術・学術審議会海洋開発分科会次世代深海探査システム委員会（平成 28 年 8 月））による提言等に基づき、広域かつ大水深域への対応が可能な、自律型を含む無人探査機システムを実装する。実装に当たっては国内外の動向を確認しつつ、他の機関とも協働することで、汎用性の高いシステムを実現する。また、有人探査機については、当該システムによる成果を踏まえつつ、次世代の有人探査機開発に向け継続的に検討する。

令和 2 年度には、以下の事項を実施する。

- ・ 7,000m 以深での広域かつ網羅的な調査に対応可能な次世代型無人探査システムを開発・実装するため、既存の一次ケーブルの「うねり」現象の数値解析による評価を進めるとともに、既存の一次ケーブルに頼らない新概念 ROV に関するフィジビリティスタディを実施する。また、研究者の観測を支援するための自動観測システムを ROV に搭載するために、映像情報から研

究対象物を自動抽出し、AI 技術を用いて tagging するための自動抽出ロジックを設計し、オフライン試験を実施する。また、4,000m 級 AUV の機能向上を実施し、地震発生が想定される海域での地形観測に関する精度検証を実施する。加えて、7,000m 以深に対応した AUV の詳細設計を行う。

- ・ 海洋調査プラットフォームに係る技術開発の自動化、省力化、小型化の促進を実現するため、AUV を制御するソフトウェアのオープン化に係る他の関係機関との調整を実施する。また、このオープン化を検証するためのシミュレータ環境を検査・調整する。さらに、海洋ロボット搭載品の標準規格化を目指し、機構内及び機構外の関係機関と調整しながら規格化案を策定する。
- ・ 海洋調査・観測技術の高度化や海洋調査プラットフォームの効率的運用の実現を目指し、水深 4,000m 程度までの海域における ROV の運用効率化を図るために、「かいこう」のランチャーを用いずに「かいこう」のビークル単独で運用するランチャーレス運用のデータ収集とシステム改善を行う。
- ・ 安全性の向上や研究者の要望の実現の為、各プラットフォームの深海探査システムの機能向上を実施する。
- ・ 令和元年度に引き続き海洋観測システムやセンサ等の技術開発及び研究開発を実施する。具体的には、マイクロ流体システム応用センサ及び汎用環境計測システムについては、基本技術の完成に基づき、設計計画書を作成する。また、多目的観測小型フロート (MOF) や多目的観測小型グライダー (MOG) については、引き続き多様な項目の自動計測に向けた開発・改良を進め、試作部品の詳細設計図を作成するとともに、一部項目に対応した製作に着手する。さらに、ブイ代替技術の確立に向けたフラックス計測グライダー関連の技術開発・改良を継続し、Wave-Glider での全球測位衛星システム (GNSS) を利用した応用観測に供するために、陸上評価試験、実海域での評価試験を実施する。加えて、船上採水作業自動化等の実現に向けた基本技術検討を継続し、動作原理検証に向けた評価機の開発計画書、設計指針書を製作するとともに、紫外線生物付着防止システム (紫外線 MGPS) の実用版の詳細設計図を作成する。
- ・ 海水の電気伝導度等のトレーサブルの確立に向け、基本技術の検討を継続し、SOP (Standard Operation Procedure) の基本技術・仕様検討書を作成する。また ATP や DNA 等の生物化学基本要素について、計測手法の標準化に向けた検討を継続し、SOP の基本技術・仕様検討書の作成に着手する。

- ・ CLIVAR¹/GOOS²に貢献するため、インド洋 RAMA ブイ網及び西太平洋トライトンブイ網の事前・事後整備、並びに赤道域においてフラックス計測グライダーの試験運用を実施する。また、ブイ網のリアルタイムデータ並びに回収データの品質管理を行い、データを公開する。さらに、フラックス計測グライダー、MOF の実海域運用に向けた整備・改良を実施する。加えて、熱帯域観測に限らず、RIGC（地球環境部門）依頼により MOG の整備・運用を行い、取得データを提供する。
- ・ 深海域における海中プラットフォームとの通信測位システムについて、通信と測位を統合化し、高速化・高精度化するため、固定化されたターゲットとの実験機による基礎試験を行う。
- ・ 海中プラットフォームに適用する海中電磁波システムについて、可視光を含む電磁波の海中伝搬特性を把握するとともに、各波長域及び用途に対し最適となる送受波機構について知見を得る。また、電磁波伝搬の高効率化・高精度化を実現するシステムについて、実験機を用いた基礎実験を実施し、問題点を抽出する。

(ロ) 大水深・大深度掘削技術開発

巨大地震発生メカニズムの解明、海底下地下生命圏の探査や機能の解明、将来的なマントル掘削等の実施に向け、大水深・大深度での掘削技術やその関連技術、孔内現位置観測に係る技術の確立が重要である。そのため、それらの科学的ニーズを把握するとともに、必要な技術開発項目を抽出の上、実行可能な開発計画を策定し、段階的に実施する。

令和2年度には、以下の事項を実施する。

- ・ ライザーの増深化に関して、必要となるライザーシステムの全体構成や適用可能な鋼製素材及び各部形状等を検討する。
- ・ 硬岩用掘削・コアリング用ビットの要素試作及び性能確認、並びに硬岩掘削システム(タービン方式、振動方式等)の概念設計、要素試験及び既存機器の改良を行う。
- ・ 通信機能付きドリルパイプの非接触通信基本特性の把握及び強度検討を行う。また、インフォーマティクス掘削に不可欠な掘削データ取得装置にデータ分配スクリプトを組み込む。さらに、ドリルパイプダイナミクスを学習デー

¹ Climate and Ocean Variability, Predictability, and Change (気候の変動性及び予測可能性研究計画) : 全気候システム内の海洋と大気の相互作用の役割に焦点を当て、地球の気候システムを観測、再現、予測することを目的とした研究計画

² Global Oceans Observing System (世界海洋観測システム) : 様々な観測ネットワークの協働により全球海洋を統合的・持続的にモニタリングするための全球海洋観測システム

タに加えた機械学習アルゴリズムを開発し、掘削地層特性や異常検知などの予測モデルの向上を図る。

- ・ 将来のマントル掘削に係る国内外の科学者コミュニティと協働し、ワークショップやワーキンググループ等の活動を通じて科学的ニーズを把握し、主要な科学目的の達成のために必要な技術開発項目を抽出する。

(ハ) 海洋調査プラットフォームの整備・運用及び技術的向上

機構の保有する海洋調査プラットフォームについて、各研究開発や社会からの要請に応じて安全性、法令遵守を担保しつつ安定的に運用するために、各プラットフォームの経過年数や耐用年数等も考慮しつつ、継続的な機能向上に取り組む。そのため、既存の手法・技術と（イ）及び（ロ）により開発された技術や先進的な技術の融合を図ることにより、スマートな海洋調査・観測や運用を進める。また、運用状況の適切なモニタリングを通じた効率的な維持管理手法を構築する。これらの取組によって効率的な運用を実現しつつ、各研究開発課題と連携し、それぞれの計画達成に必要な最適な研究船の稼働日数確保に努める。航海計画作成においては、研究航海データベースを活用し、航海日数にダウンタイムが発生しない線表を作成する。さらに、「ちきゅう」については、令和元年度末から開始した定期検査工事及び大規模修繕工事を進め、法定検査を完了させる。その後、SIP「革新的深海資源調査技術」において実施する揚泥管及び揚降ツールの大水深域における揚泥性能確認試験を実施するとともに科学掘削の実施を検討する。また、IODP の国際枠組みの下、ちきゅう IODP 運用委員会（CIB）を開催し、「ちきゅう」の年間及び長期の科学掘削計画について助言を受ける。引き続き国内外の関係者・機関とともに、2023 年 10 月以降の IODP の後継枠組みに関して議論する。加えて、海洋調査プラットフォームの効率的かつ国際的な運用に資する取組みの一つとして、「かいめい」による欧州海洋研究掘削コンソーシアム（ECORD）の IODP 研究航海の実施に向けて関係機関と準備を進める。

また、研究開発成果の円滑な創出に資するため、海洋調査プラットフォームの利用者に対する科学的・技術的な支援を提供するとともに、継続的にそれらの熟成や向上を図り、取得されるデータ等の品質管理の提供の迅速化を図る。

具体的には、研究船上における老朽化した研究設備の改修・換装、各船舶の通信インフラの整備を進めるとともに、セキュリティの強化を図る。研究航海計画の策定、研究船上での計測、試料採取及び分析等の支援を行い、高品質の科学データ取得と成果の創出に貢献する。陸上研究施設に比肩する「ちきゅう」研究区画においては着岸中の利用機会を増やし、海洋調査プラットフォームとしてのより効率的な運用を図る。得られた多量のデータや試料に関しては、機構内の関係部署と連携し、適切に保管・管理し、運用していく。また、海洋調査プラット

フォームの利用者の育成や拡大を目指して、関係機関とも連携して国内外に広く活動や成果を発信する他、「ちきゅう」をはじめとする海洋調査プラットフォームを用いた SIP に係る試験・調査を通じて SIP の技術開発に協力し、産学官連携の強化を図る。

2. 海洋科学技術における中核的機関の形成

機構は、前項で述べた基盤的研究開発を推進し、我が国の海洋科学技術の中核的機関として、社会的・政策的課題や地球規模の諸課題の解決に向け、関係機関に対して積極的に科学的知見を提供していくことで、我が国の研究開発力の強化を目指す。加えて、上記知見の提供や国際プロジェクトや海外機関との共同研究等において主導的役割を果たすことで、我が国のみならず国際的な海洋科学技術の中核的機関としてのプレゼンスの向上を目指す。そのため、国内外の大学や公的研究機関、関係府省庁、民間企業、地方公共団体等との戦略的な連携や協働関係を構築するとともに、機構における研究開発成果や知的財産を戦略的に活用していくことで、成果の社会還元を着実に推進する。あわせて、国民の海洋科学技術に関する理解増進や異業種との人材交流の推進、将来の海洋科学技術の更なる発展を担う若手人材の育成にも貢献し、知・資金・人材の循環を活性化させることにより、社会とともに新しい価値を創造していく。

さらに、研究開発成果の最大化を目的として、海洋科学技術に関わる総合的な研究機関である強みを生かし、社会的・政策的なニーズを捉えて、機構が保有する多様な海洋調査プラットフォームや計算機システム等の大型の研究開発基盤の供用を促進するとともに、取得したデータ及びサンプルの利用拡大に取り組む。

(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元の推進等

① 国内の産学官との連携・協働及び研究開発成果の活用促進

科学的成果の創出を目指す過程で得た機構の知見を用いて、Society5.0 を始めとする社会的・政策的な課題の解決と産業の活性化を推進する。推進に当たっては、学術論文や特許等知的財産を適切に把握し管理する。また、ノウハウ、アイデア等の管理及び利活用や志向性の強い萌芽的研究開発の所内育成等を行うことにより活用対象となり得る知的財産の拡大と充実を図る。さらに、国、地方公共団体、大学、研究機関、民間企業等との連携関係を通じ、共同プロジェクトの実施や研究者・技術者の人材交流、情報交換、交流会（機構自らが実施するものを含む）への参加等に積極的に取り組むことにより、活用対象となり得る知的財産の発展・強化や訴求効果の向上を目指す。

これら諸活動は、特許等のライセンス、ベンチャー起業、各種コンテンツ化に

よる提供等個々の活用対象の特性を踏まえ、時宜を得た方法で成果として結実させ、我が国の関連分野の研究開発力の強化へと繋げる。特にベンチャー起業については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成30年法律第94号）号に対応した体制・ルールの検討、整備を行う。また、各方法によって獲得した各種リソースを用いて次なる研究開発に繋げるといふ、継続的な科学的成果の創出サイクルを好循環させることを目指す。

さらに、地方公共団体が主体となり推進する各地域における海洋産業振興施策、人材育成施策等との連携・協働を一層深化させ、民間企業等との連携施策の結実を目指した活動を着実に推進する。

② 国際協力の推進

機構は、我が国のみならず、国際的な海洋科学技術の中核的機関として、機構及び我が国の国際的プレゼンスの向上を図りつつ、地球規模の諸課題の解決に貢献するため、海洋に関する国際協力を推進する。そのため、関係する国連機関、国際プロジェクト、SDGs や持続可能な開発のための国連海洋科学の10年（2021～2030）等の各種国際枠組み等において、積極的に関与するとともに、必要な局面においては主導的役割を果たす。また、海外の海洋研究機関等との共同研究や協定等による効果的な連携体制の構築により、海洋科学技術分野の発展及び我が国の研究開発力の強化に繋げる。

令和2年度においては、IOC 執行理事会等を通じた情報収集や調整等、第2回持続可能な開発目標(SDG)14 実施支援国連会議(6月、リスボン)、アワオーシャン会合(8月、パラオ)、日仏政府間の包括的海洋対話及びその推進のための科学ワークショップ(10月頃、日本)、STS forum(10月、京都)等を通じてグローバルな課題解決に貢献する。一方、IODP 等の国際科学掘削計画に関しては、現行の枠組みにおける「ちきゅう」の運用を継続するとともに、高知大学と連携・協力し、掘削コア試料の保管・管理、提供等を実施する。さらに、日本地球掘削科学コンソーシアム(J-DESC)を通じて国内の研究者に対してIODP・ICDPへの参画に向けた支援等を行い、研究者コミュニティを牽引する役割を果たす。また、参画関係機関と連携して2023年10月以降のIODPの後継枠組みに関する議論を進める一環として、J-DESCワークショップを支援する。

③ 外部資金による研究開発の推進

機構の研究開発を一層加速させ、成果の更なる発展等に繋げていくため、国や独立行政法人及び民間企業等が実施する各種公募型研究等に積極的に応募し、委託費、補助金及び助成金等の外部資金による研究開発を推進する。特に、国の政策課題等に係る施策への参画を通して我が国の海洋科学技術分野の発展に貢

献するとともに、民間資金の積極的な導入に努める。

④ 若手人材の育成

海洋科学技術分野における若手人材の育成及び人材の裾野の拡大に向け、機構として一貫した戦略の下で、若手人材の育成は機構職員一人ひとりが果たすべき重要な役割との認識を持ち、大学等他機関との連携体制を構築して効率的・効果的な取組を推進する。具体的には令和 2 年度は以下の施策を実施するとともに、各施策の有効性について留意しながら、より効果的な人材育成施策を展開するための改善や拡充に取り組む。

- ・ 連携大学院や民間企業等と連携体制を構築し、国等が推進する人材育成事業等も活用して、若手研究者・技術者や大学院生等を国内外から受け入れ、機構の優れた研究開発環境を提供するとともに、それらの人材が研究開発に専念するための各種支援を行う。
- ・ ウェブサイト等の活用により、機構の人材育成に係る取組を積極的に発信するとともに、海洋科学技術分野において活躍する研究者・技術者のキャリアパスを想起できるような情報発信を実施する。また、スーパーサイエンスハイスクール等の高等学校教育とも連携し、海洋科学技術に触れる機会を積極的に提供することで、将来的な人材確保のための裾野拡大に取り組む。

⑤ 広報・アウトリーチ活動の促進

機構の研究開発や海洋科学技術による社会的・政策的課題、地球規模の諸課題の解決への対応を始めとする機構の取組について国民に広く認知・理解されるよう、普及広報対象者の特徴を踏まえた戦略的な広報活動を行う。

- ・ 保有する広報ツール（ウェブサイト等）、拠点施設、設備及び船舶等を活用し、機構の研究開発について国民がわかりやすく理解できるよう工夫した取組を行う。
- ・ 機構だけでは広報活動が難しい層へも広く周知するために、各種メディア、企業、科学館、博物館、水族館等、分野を問わない様々な外部機関と連携し、双方が相乗効果を期待できる形での取組を行う。
- ・ 時宜に応じたプレス発表を実施するとともに、記者説明会等を通し、マスメディア等へ理解増進を深める取組を行う。

(2) 大型研究開発基盤の供用及びデータ提供等の促進

① 海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の研究開発基盤の供用

機構は、海洋調査プラットフォーム、計算機システム、その他の施設及び設備を、機構の研究開発の推進や各研究開発基盤の特性に配慮しつつ、SIP 等の政策

的な課題の推進に供する。また、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ (HPCI) 等の我が国の科学技術を支える共用基盤の一環として積極的に貢献する。さらに、海洋科学技術の向上を目的として、公的資金、民間資金の別を問わず外部資金の積極的な確保も含め、産学官の多様な機関への利用にも供する。そのため、これらの研究開発基盤の安定的な運用と利便性の向上に取り組む。また、供用に当たっては、国際的なネットワークの醸成やリーダーシップの発揮等にも留意し、国際的な海洋調査・観測拠点としてのプレゼンスの向上に資する。

② 学術研究に関する船舶の運航等の協力

機構は、我が国の海洋科学技術の水準向上及び学術研究の発展に貢献するため、共同利用・共同研究拠点である東京大学大気海洋研究所と協働し、令和2年度には年間366日程度のシップタイムを確保した上で学術研究の特性に考慮した船舶運航計画を策定し、これに基づき学術研究船等の効率的な運航・運用を行う。

③ データ及びサンプルの提供・利用促進

機構は、国内外で実施されている研究、MDAを始めとした我が国の施策及び国際的な枠組み・プロジェクトの推進や、世界の海洋科学技術の発展に貢献するため、その保有する研究開発基盤等によって取得した各種データやサンプルに関する情報等を効果的に提供する。提供に当たっては、データ・サンプルの取扱に関する基本方針等に基づき体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を実施するとともに、それら関係技術の高度化を図る。また、データ及びサンプルの提供の在り方については、利用者ニーズや各データ及びサンプルの性質、提供に当たってのセキュリティ対策を総合的に勘案して最適化を図るための検討を随時実施し、関係する方針や制度等を改訂・整備する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 適正かつ効率的なマネジメント体制の確立

(1) マネジメント及び内部統制

機構は、前期中期目標期間の状況及び社会情勢等を踏まえた上で、理事長のリーダーシップの下、マネジメント及び内部統制のより一層の強化に取り組む。

マネジメントの強化については、海洋科学技術の中核的機関として更なる研究開発のパフォーマンスの向上を図るために、国の政策や国内外の様々な動向を踏まえつつ機構の方針を示し、それを浸透させるため職員との意思疎通を一層促進する。また、機構内での分野間や部門間の連携を高めるため柔軟かつ機動

的な組織運営を行う。研究開発に関する業務運営については、海洋研究開発機構アドバイザリー・ボード（JAB；JAMSTEC Advisory Board）を本中長期目標期間に開催するため、調整を進める。さらに、業務運営全般について外部有識者との定期的な意見交換を実施し、政策及びマネジメントの視点から助言を受ける。

内部統制の強化については、更なる業務運営の効率化を図りつつ、組織及び業務における、意思決定プロセス及び責任と裁量権の明確化、コンプライアンスの徹底等を図る。その際、中長期目標の達成を阻害するリスクを把握し、その影響度等を勘案しつつ適切に対応を行う他、法令遵守等、内部統制の実効性を高めるため、日頃より職員の意識醸成を行う等の取組を継続する。また、内部統制システムが適正に運用されているか、内部監査等により点検を行い、必要に応じ見直すとともに組織運営に反映する。研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止については、研究活動行動規準等に従い、体制、責任者の明確化、教育の実施等、不正行為及び研究費の不正使用防止のために効果的な取組を推進する。

業務の実施に際しては、下記の自己評価や、主務大臣評価の結果を業務運営にフィードバックすることでPDCAサイクルを循環させ、業務運営の改善に反映させるよう努めるとともに、上記の取組等を総合的に勘案し、合理的・効率的な資源配分を行う。

これらの取組を推進することにより、中長期目標達成のための適切なマネジメントを実現する。

（２）評価

中長期目標等に即して、「法人としての研究開発成果の最大化」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」の面から、自ら評価を実施する。その際、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）、独立行政法人通則法等の政府方針等を踏まえ、適切な時期に評価を実施し、結果を公表する。

自己評価に当たっては参考となる指標や外部評価等を取り入れ、客観的で信頼性の高いものとするよう留意する。

２．業務の合理化・効率化

（１）合理的かつ効率的な業務運営の推進

研究開発力及び安全を損なわないよう配慮した上で、意思決定の迅速化、業務の電子化、人材の適正配置等を通じた業務の合理化・効率化に機構を挙げて取り組むことで、機構の業務を効率的に実施する。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの及び拡充される

もの並びに法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）については毎年度平均して前年度比3%以上、その他の事業費（人件費及び公租公課を除く。）については同1%以上の効率化を図る。新規に追加されるもの及び拡充されるものは翌年度から効率化を図るものとする。

これらを通じ、政策や社会的ニーズに応じた新たな事業の創出や成果の社会還元を効果的かつ合理的に推進する。

なお、人件費の適正化については、次号において取り組むものとする。

（2）給与水準の適正化

給与水準については、政府の方針を踏まえ、役職員給与の在り方について検証した上で、国家公務員の給与水準や業務の特殊性を踏まえ、組織全体として適正な水準を維持することとし、その範囲内で国内外の優れた研究者等を確保するために弾力的な給与を設定する。

また、検証結果や取り組み状況を公表するとともに、国民に対して理解が得られるよう説明に努める。

（3）契約の適正化

研究開発成果の最大化を念頭に、「独立行政法人における調達等の合理化の取り組みの推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、研究開発業務の特性を踏まえ、調達に関するガバナンスを徹底し、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に、調達等の合理化の取組を行う。

また、内部監査及び契約監視委員会により、契約業務の点検を受けることで、公正性及び透明性を確保する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行するものとする。必要性がなくなつたと認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進めるものとする。

1. 予算、収支計画、資金計画

(1) 予算

令和2年度予算

(単位：百万円)

区分	研究開発	中核的機関 形成	法人共通	合計
収入				
運営費交付金	28,898	5,877	178	34,953
施設費補助金	136	1,888	0	2,025
補助金収入	295	410	0	705
事業等収入	530	280	887	1,696
受託収入	2,391	284	0	2,675
計	32,250	8,739	1,065	42,054
支出				
一般管理費	0	0	1,067	1,067
(公租公課を除いた一般管理費)	0	0	1,023	1,023
うち、人件費(管理系)	0	0	642	642
物件費	0	0	381	381
公租公課	0	0	44	44
業務経費	35,189	6,171	0	41,360
(公租公課を除いた業務経費)	34,936	6,114	0	41,050
うち、人件費(事業系)	4,071	1,077	0	5,147
物件費	30,866	5,037	0	35,903
公租公課	253	57	0	310
施設費	136	1,888	0	2,025
補助金事業	295	410	0	705
受託経費	2,391	284	0	2,675
計	38,011	8,753	1,067	47,831

[注1] 各積算欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注2] 「支出」には前年度繰越金相当分の支出額を含む。

(2) 収支計画

令和2年度収支計画

(単位：百万円)

区別	研究開発	中核的機 関形成	法人共通	合計
費用の部				
經常費用	31,790	6,945	1,038	39,772
業務経費	25,121	5,472	0	30,593
一般管理費	0	0	1,022	1,022
受託費	2,391	284	0	2,675
補助金事業費	286	0	0	286
減価償却費	3,992	1,189	15	5,196
財務費用	25	11	0	36
臨時損失	0	0	0	0
収益の部				
運営費交付金収益	25,293	5,697	133	31,124
受託収入	2,391	284	0	2,675
補助金収益	286	0	0	286
その他の収入	530	280	887	1,696
資産見返負債戻入	2,987	687	12	3,686
臨時利益	0	0	0	0
純損失	△ 328	△ 8	△ 5	△ 341
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	328	8	5	341
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

[注] 各積算欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(3) 資金計画

令和2年度資金計画

(単位：百万円)

区別	研究開発	中核的機 関形成	法人共通	合計
資金支出				
業務活動による支出	35,029	6,199	1,074	42,302
投資活動による支出	3,750	2,478	45	6,273
財務活動による支出	1,135	514	2	1,651
翌年度への繰越金	0	0	0	0
資金収入				
業務活動による収入				
運営費交付金による収入	28,898	5,877	178	34,953
補助金収入	295	410	0	705
受託収入	2,391	284	0	2,675
その他の収入	530	280	887	1,696
投資活動による収入				
施設整備費による収入	136	1,888	0	2,025
財務活動による収入	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	7,663	453	56	8,172

[注] 各積算欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は113億円とする。

短期借入が想定される理由としては、運営費交付金の受入の遅延、受託業務に係る経費の暫時立替等の場合である。

3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

機構の成立時において海洋科学技術センターから承継した政府出資金見合いの借上社宅敷金のうち、前期中期目標期間において返戻された現金について国庫納付する。

その他の保有資産の必要性についても適宜検証を行い、必要性がないと認められる資産については、独立行政法人通則法の手続きに従って適切に処分する。

4. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする

るときは、その計画

前号に規定する財産以外の重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画はない。

5. 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生した場合の使途は、重点研究開発業務や中核的機関としての活動に必要とされる業務への充当、研究環境の整備や知的財産管理・技術移転に係る経費、職員教育の充実、業務のシステム化、広報の充実に充てる。

6. 中長期目標期間を超える債務負担

中長期目標期間を超える債務負担については、研究基盤の整備等が本中長期目標期間を越える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

7. 積立金の使途

前期中期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てる。

- ① 中長期計画の剰余金の使途に規定されている、重点研究開発業務や中核的機関としての活動に必要とされる業務に係る経費、研究環境の整備に係る経費、知的財産管理・技術移転に係る経費、職員教育に係る経費、業務のシステム化に係る経費、広報に係る経費
- ② 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額等に係る会計処理

IV その他業務運営に関する重要事項

1. 国民からの信頼の確保・向上

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)に則り、情報提供を行う。

また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)に則り、個人情報を適切に取り扱う。

日々新たな手口でのサイバー攻撃が明らかになってきているところ、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、最新の技術動向を踏まえながら情報システム基盤・環境の整備を継続的に推進するとともに、情報倫理の教育や遵守に取り組むことで情報セキュリティ対策を推進する。

業務の遂行に当たっては、安全に関する規程等を適切に整備し、事故トラブル情報や安全確保に必要な技術情報・ノウハウを共有し、安全確保に十分留意する。

2. 人事に関する事項

海洋科学技術により、社会的・政策的課題に対応するため、人材の質と層の向上に寄与する取組や、国内外からの優秀な人材の確保を推進する。また、職員のモチベーション向上や、多様化した働き方に対応するための環境整備に努める。令和2年度には以下の取組を実施する。

- ・ 高い専門性、俯瞰力、リーダーシップを持った優秀かつ多様な人材の確保及び育成を計画的に行う。「JAMSTEC Young Research Fellow」制度を通じ、優秀かつ多様なポスドク人材を国内外問わず確保することで、機構の研究開発活動をより活性化し研究開発成果の最大化を図ることができるよう、公募を実施する。
- ・ 大学、公的研究機関等との連携体制に基づき、優秀な国内外の人材を確保するための取組を推進するため、クロスアポイントメント制度等の弾力的運用について検討する。
- ・ 引き続き人材育成基本計画の見直しを行い、今中長期計画期間中に事業状況に応じた人員配置、職員のモチベーションを高めるよう適切な評価・処遇や、職員の能力や意欲に応じた研修等を組織的に支援することによる個々のキャリア開発、男女共同参画やワークライフバランスを推進し、職員が働きやすく能力を発揮しやすい職場環境を整え、職員一人ひとりの多様で柔軟かつ生産性の高い働き方を推進するための計画を策定する。
- ・ 引き続き外部人材受け入れに係る中長期的な方針を策定する。また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、令和2年度から開始される第4期一般事業主行動計画で定める、女子中高生を対象とした未来の女性研究者の育成に貢献する「海への招待状 for Girls」について、引き続き実施する。また、若手人材育成の観点から、専門高等教育課程前の学生を対象に、最先端の海洋研究現場での経験を提供するプロジェクトを実施する。

3. 施設及び設備に関する事項

施設及び設備について、適切な維持・運用と有効活用を進め、常に良好な研究環境を整備、維持していくことが必要である。

そのため、既存の研究施設及び本中長期目標期間に整備される施設及び設備の有効活用を進めるとともに、老朽化対策を含め、施設及び設備の改修、更新及び整備を適切に実施する。